

第Ⅴ章 考察

1 条坊遺構と地割

都市を構成する諸要素には、道路をはじめ、建物あるいは園地などのオープンスペースや、水面、河川、自然地形などがあげられるが、なかでもその骨格を規定する最大の要素は道路である。とりわけ条坊制を規範とする都城のような都市の場合は、道路のはたす役割はきわめて大きい。道路は、街区内の土地利用に大きく影響する場合もあり、また逆に土地利用の変化が道路計画を規制したりすることが想定されるからである。本報告の対象とした地区は、平城京右京八条一坊十三・十四坪にあたり、両坪の坪境小路をはじめとして、坪内を区画するさらに小規模な小路など道路遺構がいくつか存在する。したがって、十三・十四坪の土地利用の実態を明らかにするためには、まずこれらの道路と街区構成に関する考察が求められる。

A 八条条間南小路 SF 2000

SD1496, 1499, あるいは SD1495, 1500 に画された東西に長い帯状区域 SF2000 は、十三・十四坪の坪境小路（八条条間南小路¹⁾）である。第三章一2で述べたように、SF2000 は両側溝心間距離を 3.5m から 6.8m に拡幅している。拡幅に際しては、道路心をおおむね変更せずに両側に等分だけ側溝を移設するという方法をとる。従来の調査では、平城京の条坊道路は一辺約 133.2m (=450小尺, =375大尺²⁾) の方格地割を設定し、これを道路計画の中軸としていることが判明している。原則的にはこの計画線の両側に幅員の 1/2 長ずつをとって両側溝を開削し、路面をとるわけである。したがって SF2000 の場合、両側に等分だけ拡幅しているということは、拡幅に際しても当初の道路計画の中軸線をほぼ踏襲したとみることができる。

さて、この SF2000（八条条間南小路）は、左京八条三坊十一・十二坪における調査でも検出されており、同様に路面が拡幅されていることが明らかとなっている。しかしそこにおける拡幅の方法は、北側溝の位置を変更せず、南側溝を約 1.5m 南に移設して路面を拡幅するという手法である。これは、拡幅に際して当初の計画の中軸線を意識しなかったことを示しており、同じ八条条間南小路でも位置によって拡幅の方法が異なっていることがわかる。これ以外に、単なる側溝の浚渫を行なっているものは計 21 例あり、そのうち 10 例は明確に側溝を掘削しなおしている。しかし、いずれも道路計画線や幅員の変更は行なわれていない (Tab. 22)。

このように、条坊道路の中には改修の痕跡が認められるもの、あるいは明らかに拡張したり

1) 本報告では、大路と大路のちょうど中央の道路を条間路、坊間路と呼び、これよりどちらの大路に近いかを基準に、坪境小路をそれぞれ条間北小路、条間南小路、坊間東小路、坊間西小路と呼ぶ。なお、この呼称は、すでに井上和人「都城の定型化」(『季刊考古学』22, 1988)において使用されている。

2) これまでの調査で、小尺は 0.294~0.298m の範囲におさまることが確認されている。本報告では、1小尺を 0.296m、1大尺を1小尺の1.2倍の 0.3552m として、メートル法換算値を求めた。

3) 奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査Ⅳ—第6次発掘調査概報』1986。

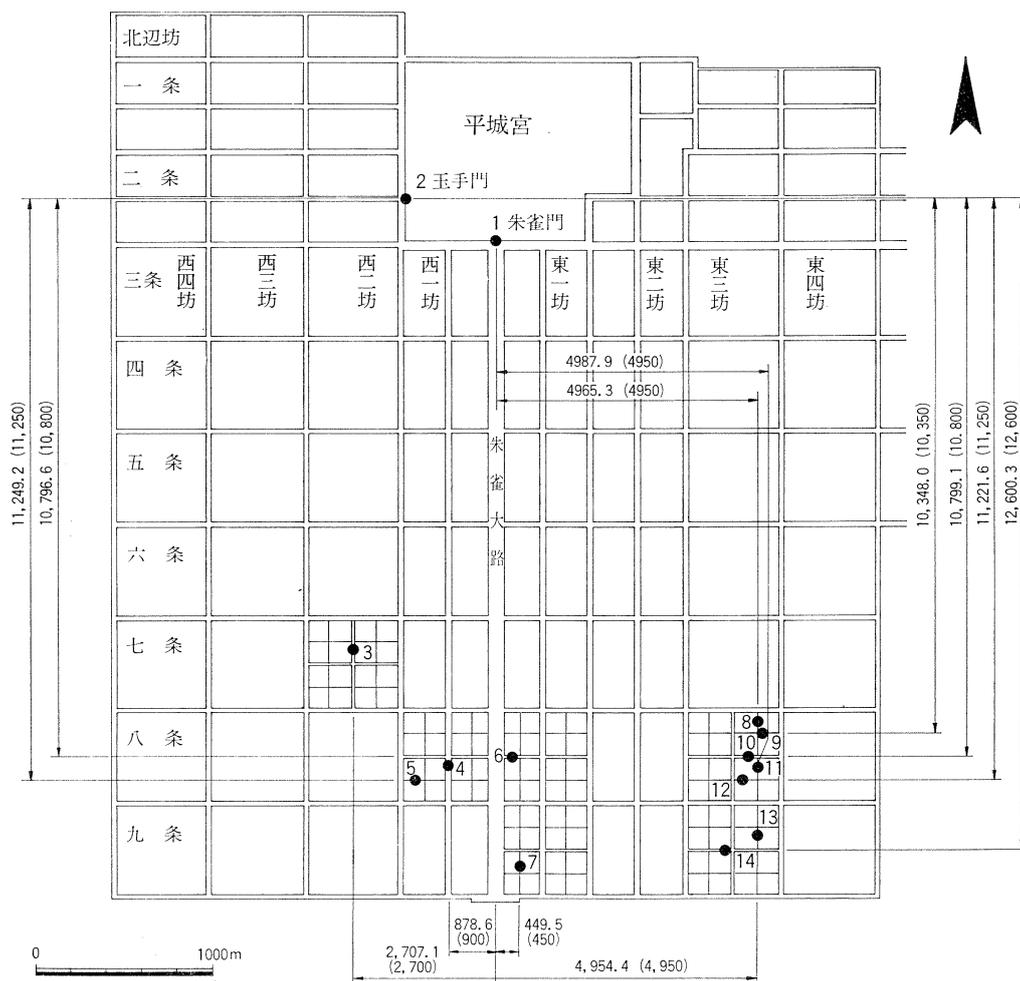


Fig. 67 平城京南辺の条坊道路と平城宮諸門との関係 (単位; 小尺, ()内は計画寸法)

No.	X	Y	条坊名	調査回数
1	-145,994.490	-18,586.310	朱雀門心	奈文研第16次
2	-145,753.540	-19,093.260	玉手門心	奈文研第15次
3	-148,412.000	-19,375.500	西二坊坊間路心	奈文研第124次
4	-148,956.500	-18,833.375	西一坊坊間大路心	奈文研第149次
5	-149,082.967	-19,012.000	八条条間南小路心(拡幅前)	奈文研第168次
6	-148,946.123	-18,380.000	八条条間路心	奈文研第160次
7	-149,555.000	-18,437.000	東一坊坊間西小路心	奈文研第106次
8	-148,768.000	-17,103.900	東三坊坊間東小路心	奈文研第93次
9	-148,807.300	-17,060.000	八条条間北小路心	〃
10	-148,941.410	-17,187.000	八条条間路心	奈良市1984(東市第4次)
11	-148,950.000	-17,107.680	東三坊坊間東小路心	奈良市1982(東市第3次)
12	-149,072.045	-17,220.000	八条条間南小路心	奈良市1986(東市第6次)
13	-149,366.400	-17,104.400	東三坊坊間東小路心	奈文研第166次
14	-149,474.550	-17,185.500	九条条間路心	奈文研第141-23次

Tab. 18 平城京条坊実測座標値 (No. は Fig. 67 と対応)

しているものなどがある。こうした事例は道路側溝が素掘りであるがゆえに、降雨によって浸蝕を受けたり、また埋ったりする場合が多かったことを示している。同時に、周辺街区の土地利用が大きく変化することによって、道路の位置の変更や拡幅が行なわれたことが想像できる。

土地利用の変化

第V章-2で述べるように、右京八条一坊十三・十四坪では、奈良時代の前半と後半で土地利用の形態が変化している。奈良時代前半は工房を中心とした十三・十四坪の一体的利用が図ら *

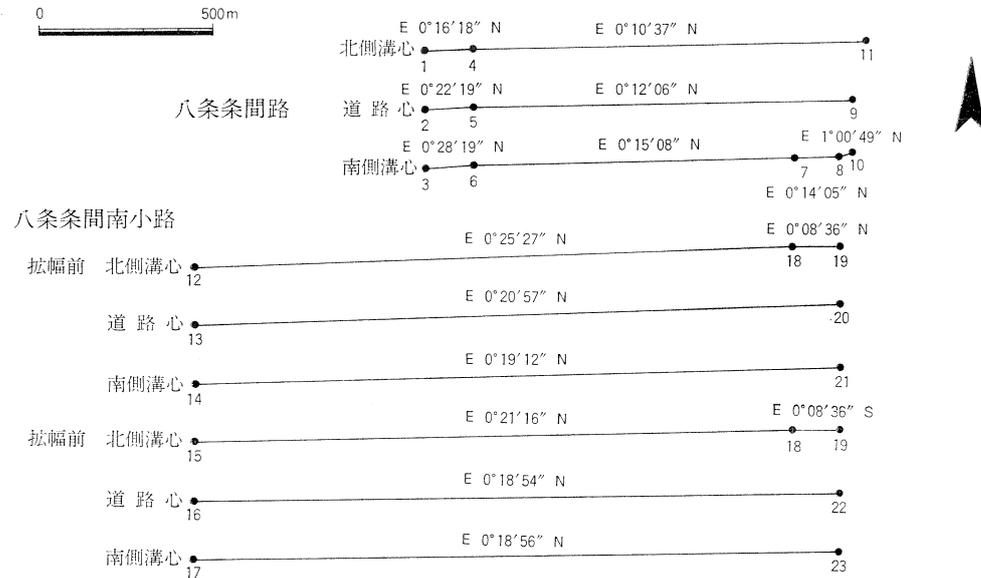
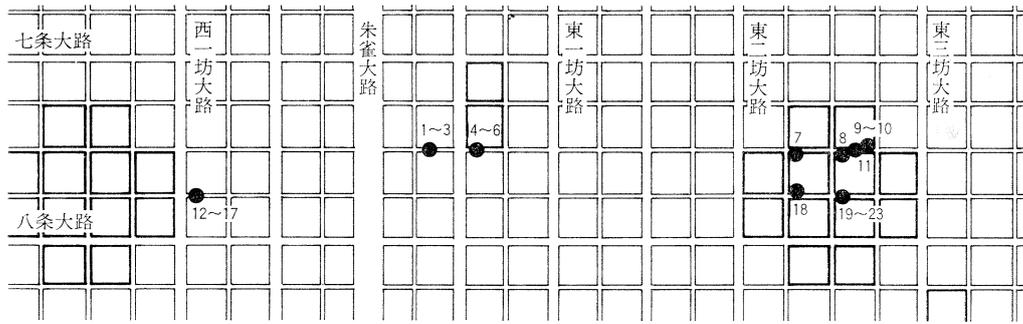


Fig. 68 八条条間路と八条条間南小路の偏度 (図中の No. は Tab. 19 と対応)

No.	X	Y	条 坊 名		調 査 次 数
1	-148,941.320	-18,380.000	八条条間路	北側溝心	奈文研第160次
2	-148,946.123	"	"	道路心	"
3	-148,950.925	"	"	南側溝心	"
4	-148,940.500	-18,207.000	"	北側溝心	奈文研1972
5	-148,945.000	"	"	道路心	"
6	-148,949.500	"	"	南側溝心	"
7	-148,945.740	-17,353.000	"	南側溝心	奈良市1983(東市1次)
8	-148,945.220	-17,226.000	"	南側溝心	奈良市1983(東市2次)
9	-148,941.410	-17,187.000	"	道路心	奈良市1984(東市4次)
10	-148,944.530	"	"	南側溝心	"
11	-148,937.110	-17,109.000	"	北側溝心	奈良市1983(東市3次)
12	-149,081.217	-19,012.000	八条条間南小路	北側溝心(拡幅前)	奈文研第168次(本調査)
13	-149,082.967	"	"	道路心 (")	"
14	-149,084.717	"	"	南側溝心(")	"
15	-149,079.217	"	"	北側溝心(拡幅後)	"
16	-149,082.617	"	"	道路心 (")	"
17	-149,086.617	"	"	南側溝心(")	"
18	-149,069.020	-17,364.000	"	北側溝心	奈良市1987(東市7次)
19	-149,069.380	-17,220.000	"	北側溝心	奈良市1986(東市6次)
20	-149,072.045	"	"	道路心 (拡幅前)	"
21	-149,074.710	"	"	南側溝心(")	"
22	-149,072.765	"	"	道路心 (拡幅後)	"
23	-149,076.150	"	"	南側溝心(")	"

Tab. 19 八条条間路・八条条間南小路実測座標値 (No. は Fig. 68 と対応)

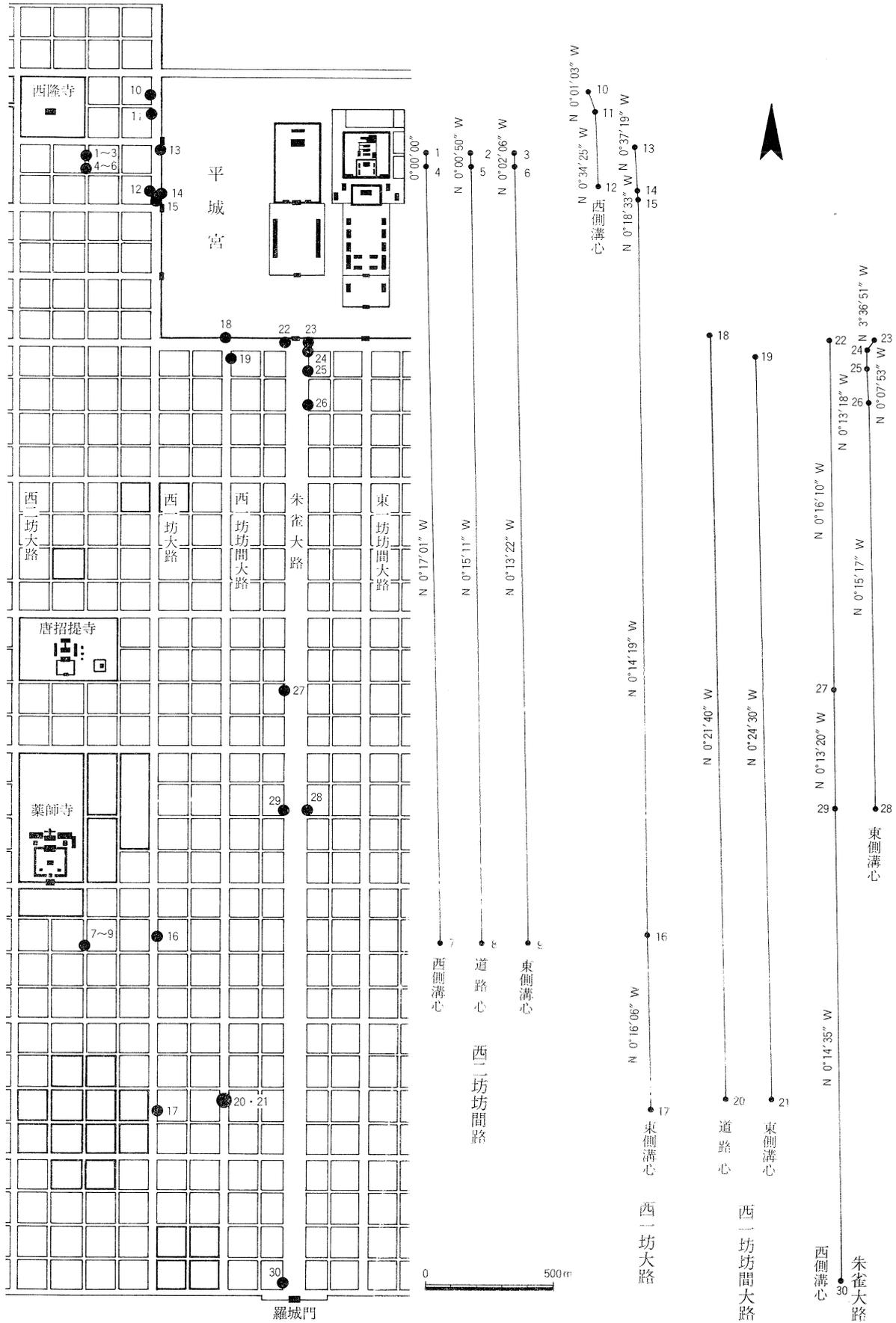


Fig. 69 平城京右京城の条坊道路の偏度 (図中の No. は Tab. 20 と対応)

No.	X	Y	条 坊 名		調 査 次 数
1	-145,287.000	-19,393.450	西二坊坊間路	西側溝心	奈文研第142次
2	"	-19,389.135		道路心	
3	"	-19,384.825	"	東側溝心	"
4	-145,328.000	-19,393.450	"	西側溝心	奈文研第183-14次
5	"	-19,398.125	"	道路心	
6	"	-19,384.800	"	東側溝心	"
7	-148,412.000	-19,387.185	"	西側溝心	奈文研第124次
8	"	-19,375.500	"	道路心	
9	"	-19,372.815	"	東側溝心	"
10	-145,055.564	-19,135.807	西一坊大路	西側溝心	奈文研第82-4次
11	-145,136.085	-19,134.377		"	
12	-145,395.156	-19,131.783	"	"	奈文研第118-29次
13	-145,231.560	-19,109.904	"	東側溝心	
14	-145,394.502	-19,108.135	"	"	奈文研第103-14次
15	-145,447.702	-19,107.848	"	"	奈文研第52次補足
16	-148,360.000	-19,095.720	"	"	奈文研第103-14次
17	-149,068.600	-19,092.400	"	"	奈良市第97次 大和郡山市1987
18	-145,994.578	-18,852.045	西一坊坊間大路	若犬養門心	奈文研第133次
19	-146,074.691	-18,841.633		"	
20	-148,956.500	-18,833.375	"	道路心	奈文研第141-4次
21	"	-18,821.100	"	東側溝心	
22	-146,009.860	-18,622.500	朱雀大路	西側溝心	奈文研第143次
23	-146,008.030	-18,545.500		"	
24	-146,045.363	-18,547.858	"	"	奈文研第130次
25	-146,151.000	-18,548.100	"	"	奈文研第180次
26	-146,255.700	-18,547.700	"	"	奈良市第119次
27	-147,338.334	-18,616.250	"	"	奈文研第141-25次
28	-147,797.000	-18,540.850	"	西側溝心	奈良市第103次
29	-147,854.000	-18,614.250	"	東側溝心	朱雀大路調査
30	-149,719.200	-18,606.340	"	西側溝心	"
					羅城門調査

Tab. 20 平城京右京城における南北方向の条坊道路実測座標値 (No. は Fig. 69 と対応)

れ、奈良時代後半は細分化された住宅地としての利用が進行するわけである。両坪が一体として利用されていた時期には、小路は同一敷地内の単なる通路にとどまっていたが、住宅地が細分化されて往来が頻繁になるに従い、道路を拡幅する必要に迫られたと見ることもできよう。

- 次に、SF2000（八条条間南小路）の平城京内における位置について検討しよう。Fig. 67 は、
- * 六条大路以南でこれまでに検出した条坊道路と、平城宮の諸門との心心間距離を示したものである。なお図中の数値は、朱雀大路調査で明らかとなった朱雀大路の国土方眼方位に対する偏度 (N 0° 15' 41" W) を考慮した値である。これによると、平城宮玉手門と、拡幅以前の SF 2000 との心心間距離の小尺（以下断わらないかぎり尺はすべて小尺である。）換算値は11,249.2 尺となり、計画寸法11,250尺にきわめて近い数値であることがわかる。同様に、左京八条三坊
 - * 十一・十二坪における拡幅以前の八条条間南小路と平城宮玉手門との心心間距離は11,221.6尺

SF 2000 の
平城京内における位置
道路計画の
偏度と道路
の位置

八 条 条 間
南 小 路

- 他の道路はどうであろうか。まず条間路について見てみよう。平城京南辺における条間路として八条条間路と九条条間路がある。八条条間路は Fig. 68 に示すように、ほぼ朱雀大路に近似した偏度を示す。したがって、検出地点が朱雀大路からかなり遠距離に位置している場合にも、道路心と平城宮玉手門心との距離は計画寸法に近似することになる。九条条間路は検出地点が1地点であるため、道路心の偏度を求められないが、左京九条三坊のような朱雀大路から比較的離れた地点における道路心と玉手門心との距離が12,600.3尺と計画寸法の12,600尺に近いことから、九条条間路の偏度を朱雀大路のそれに近いものと推定することが可能である。

八 条 条 間 路

九 条 条 間 路

西二坊間路 これに対し坊間路はどうであろうか。例えば西二坊坊間路は、Fig. 69 から偏度も朱雀大路とほぼ近似して、右京七条二坊における道路心と朱雀門心との距離も計画寸法とほぼ一致している (Fig. 67)。ところが、西一坊坊間大路は偏度が $N 0^{\circ} 21' 40'' W$ と朱雀大路に比してやや大きく、検出地点が右京八条一坊と朱雀大路に近いにもかかわらず、この道路心と朱雀門心との距離は約22尺も短くなっている。西一坊坊間大路は西側溝が幅約11mと破格の規模であるため、道路計画線と実測した両側溝心間の中軸線とが一致していない可能性もあり、他の坊間路に比して特殊だといえよう。西一坊坊間大路の計画線の偏度がもともと $N 0^{\circ} 21' 40'' W$ であったかどうかについてはにわかには決めがたい。

以上のように、平城宮から遠距離に位置するにもかかわらず、多くの条間路・坊間路の偏度は朱雀大路の偏度とほぼ一致している。換言すれば条・坊間路は、朱雀大路に直交しないしは平行しており、条坊計画線は京全域に周到かつ精密にはりめぐらされていたことを示している。

八条条間北小路 一方、小路はどうであろうか。八条条間北小路は左京八条三坊において1箇所検出した事例があるが、平城宮玉手門心との距離は10,799.1尺と計画寸法にわずか0.9尺満たないのみである。したがってこの小路の計画線もまた、朱雀大路の計画線に直交していたことがわかる。と

東三坊坊間東小路 ところが東三坊坊間東小路については様相が異なっている。この小路は、二条、四条、八条、九条の計6地点で確認しているが、各地点間に偏度の統一性は見られず、朱雀門心との距離関係も一様ではない。ただ二条地点(奈文研第88-11次調査)と九条地点(奈文研第166次調査)とを結ぶ直線の偏度は、 $N 0^{\circ} 17' 46'' W$ と朱雀大路の偏度と似通っており、右京九条三坊地点と朱雀門心との東西距離は4,954.4尺と、計画寸法4,950尺との差はわずか4.4尺である (Fig. 67)。すなわち造営当初の小路計画線は、朱雀大路の偏度とほぼ一致してはいたが、大路で囲まれた各条、各坊内における実際の小路の設定に際しては、それぞれ独自に設定された可能性が指摘できる。このことは、この小路のすぐ西に南北に貫流する東堀河との位置関係からもわかる。Fig. 71に示すように、東三坊坊間東小路と東堀河との心間距離は、計画寸法が225尺であるのに対し、各地点ごとに微妙な差を生じている。とりわけ左京八条三坊九・十六坪坪境においては極端に東に偏っており、同じ小路でも実際の施工と計画との間に差が生じているこ

東一坊坊間西小路 ことがわかる。東一坊坊間西小路についても同様のことがいえる。これは何を意味するのであろうか。推定し得る可能性は2通りある。1つは、坪境小路は直線上に施工されずに、途中のある地点で微妙に筋替えられていたこと。もう1つは、長距離の区間では東西南北の方向を正しく設定することを試みるが、実際には途中で微妙に折れ曲っていたことである。これまでの各検出地点が点的であるため、両者のいずれかはにわかには決しがたいが、条間・坊間路のような上位の道路に比して、小路の施工の方法が多様であったことだけは確かである。

道路の復員 次に従来調査で明らかとなっている小路の幅員と、SF2000の幅員について比較検討しよう。Tab. 22はこれらを一覧表にまとめたものである。なお参考のために条間・坊間路に関する数値も掲載した。表中の「路肩幅」というのは両側溝の内法の距離で、有効路面幅である。また「両側溝外面間距離」というのは、両側溝の外縁間の距離を指す。「最深部心間距離」は側溝の最も深い帯状の部分の相互距離を指し、幅員計画寸法に最も近い値である。これらの

1) 奈良市教育委員会の中井 公、森下恵介の両氏 2) 奈良国立文化財研究所『平城京左京八条一坊三から資料提供を受けた。両氏に感謝する。 ・六坪発掘調査報告書』1985。

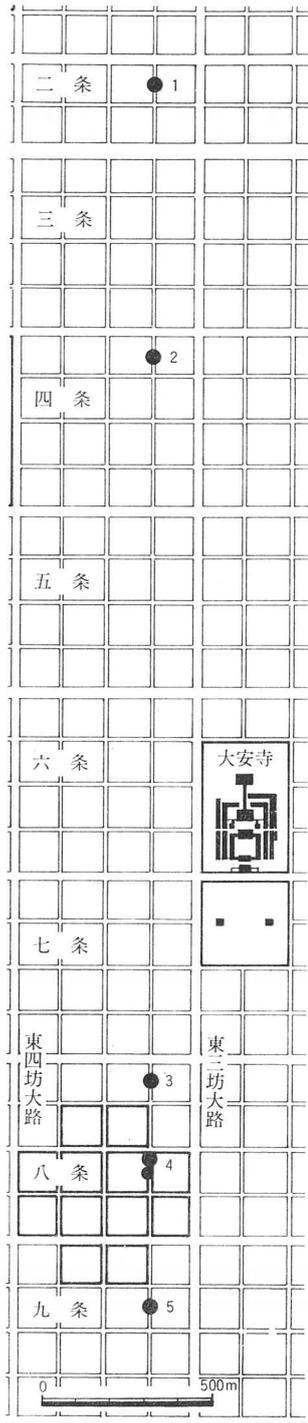


Fig. 70 東三坊坊間東小路の偏度
(No. は Tab.21 と対応)

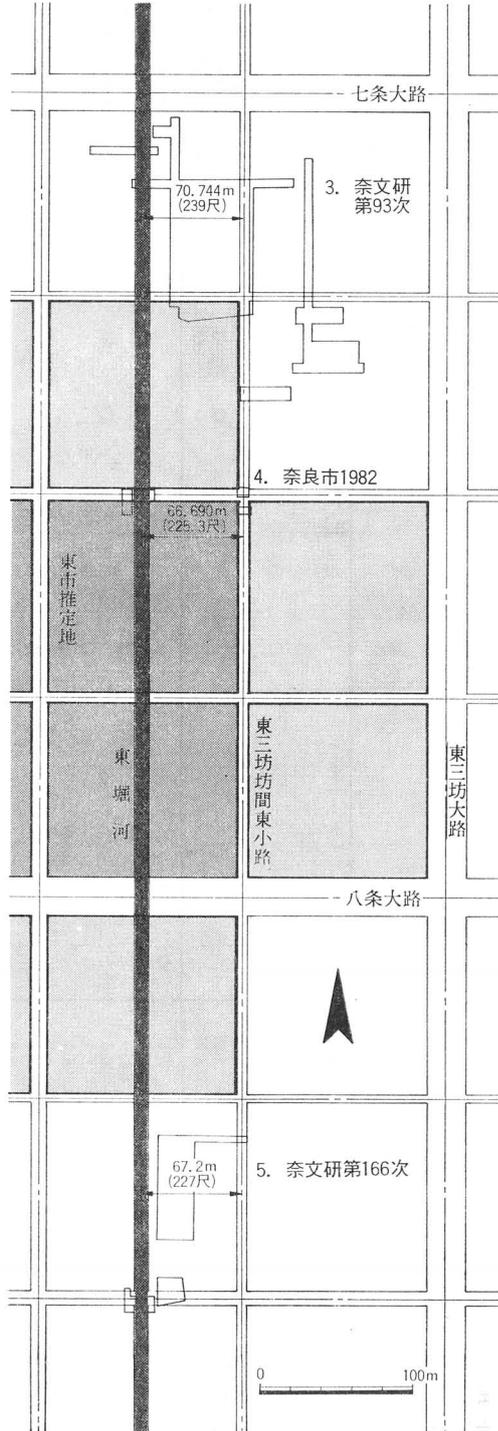
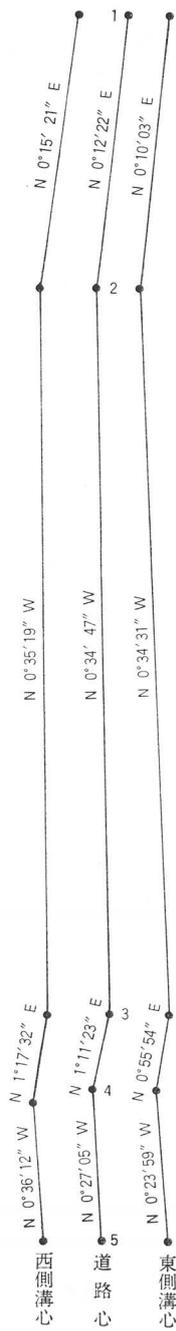


Fig. 71 東三坊坊間東小路と東堀河との関係

No.	X	Y	条 坊	調査次数
1	-145,797.000	-17,122.844	東三坊坊間東小路心	奈文研第88-11次
2	-146,608.000	-17,125.760	"	奈良市1983
3	-148,768.000	-17,103.900	"	奈文研第93次
4	-148,950.000	-17,107.680	"	奈良市1982(東市第3次)
5	-149,366.400	-17,104.400	"	奈文研第166次

Tab. 21 東三坊坊間東小路実測座標値 (No. は Fig. 70 と対応)

数値が小尺および大尺完数値のどの範囲に分布しているかを○印で示したものが右の10項目で、「最深部心間距離」を◎で示す。また、明確に側溝を掘削しなおしているものに○印、側溝の改修痕跡の認められるものに△印を付した。¹⁾

この表から同じ道路でも地点において大きく幅員が変化していることがわかる。たとえば条間・坊間路のうち、地点ごとに全く幅員の異なるものとして、八条条間路、西二坊坊間路をあげることができる。その他のものは、一条条間路、五条条間路をのぞいて、おおむね25大尺(30小尺)の計画寸法であったことがわかる。八条条間路と西二坊坊間路は、先述のように計画線は朱雀大路のそれと方位がほぼ一致しており、精密に計画されていたことが指摘できるが、幅員については北と南、東と西で大きく異なっていたといえる。西二坊坊間路は、五条と六条との間に唐招提寺、薬師寺といった大規模な寺院が介在し、この南北で道路幅員に広狭が生じた可能性も考えられる。また、八条条間路の幅員の広狭は左京城と右京城との相異に起因していることも想定できるし、左京八条三坊地点の幅員が狭いのは、この地に想定される東市の区画内通路であったためと考えることも可能である。

これに対し小路は一層多彩であり、とりわけ基準となる計画寸法も見いだすことができない。しかも、地点によって明らかに路面幅の広狭の認められるものとして計7例があり、検出例全体に対する比率は条間・坊間路に比してきわめて高い。SF2000(八条条間南小路)もこの中に含まれている。すなわち、坪境小路は条間・坊間路よりも一級下位の道路であり、大路や

西二坊坊間路
八条条間路

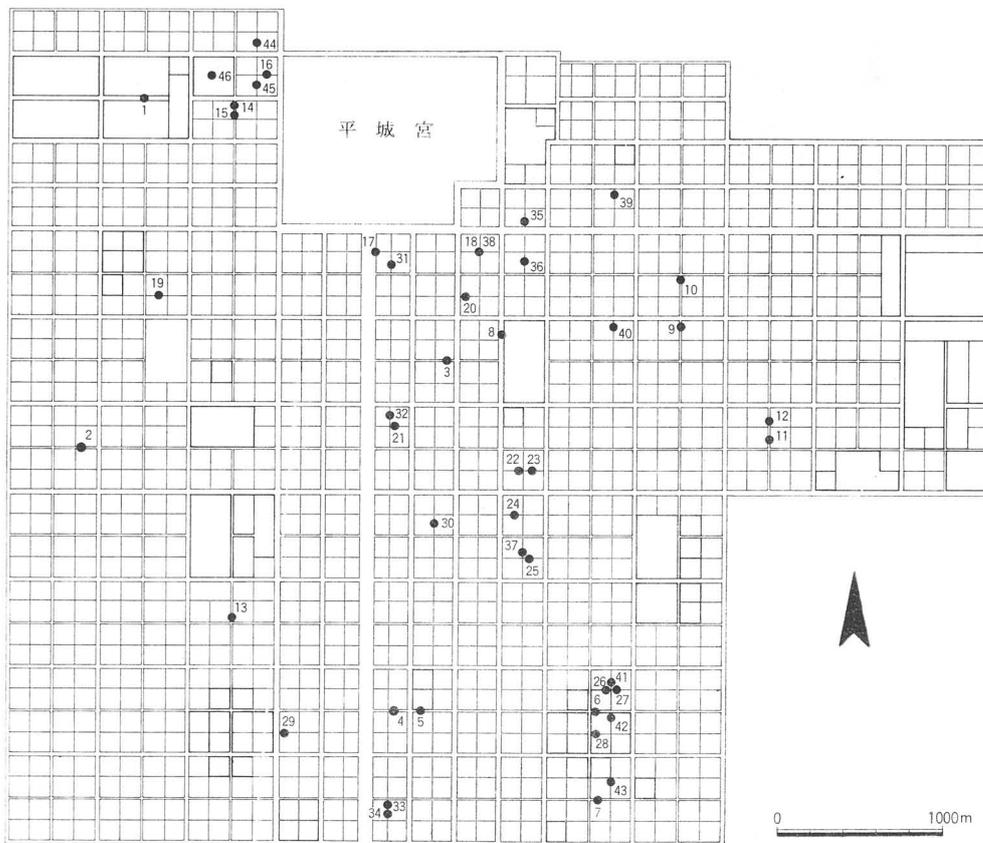


Fig. 72 条・坊間路と小路の検出位置図 (Nc. は Tab. 22 と対応)

1) Tab. 22 の No. 25・37 の数値データについては、奈良県立橿原考古学研究所の松永博明氏から提供を受けた。氏に感謝する。

条間・坊間路で囲まれた各宅地の状況に合わせて、幅員が決定されたことがうかがえる。周辺の土地利用状況に規制される度合は、大路、条間・坊間路よりもさらに大きかったものと思われる。実際の検出例にみられる小路の多彩な偏度と幅員は、以上のような理由に起因したものととらえることができる。

西 二 西
路 間 巷

八 条 間 条

B 十三・十四坪内の地割

次に、前節で得た数値をもとに、十三・十四坪四周の条坊道路心を推定復原し、これをもとに坪内の道路をも含めた各区画施設の位置関係について考えて見よう。なお、条坊復原にあたっては次の条件を与えておく。

- ① 西一坊大路の国土方眼方位に対する偏度、 $N 0^{\circ} 15' 13'' W$ 。幅員70大尺。
- ② 十三・十四坪坪境小路（八条条間南小路）の国土方眼方位に対する偏度、 $E 0^{\circ} 20' 57'' N$ 。
- ③ 八条条間路の国土方眼方位に対する偏度、 $E 0^{\circ} 16' 53'' N$ 。
- ④ 八条大路の国土方眼方位に対する偏度、 $N 0^{\circ} 15' 41'' W$ 。幅員70大尺。
- ⑤ 西一坊坊間西小路の国土方眼方位に対する偏度、 $N 0^{\circ} 15' 41'' W$ 。幅員20大尺。
- ⑥ 1小尺=0.296m。1大尺=0.3552m。

坪の分割

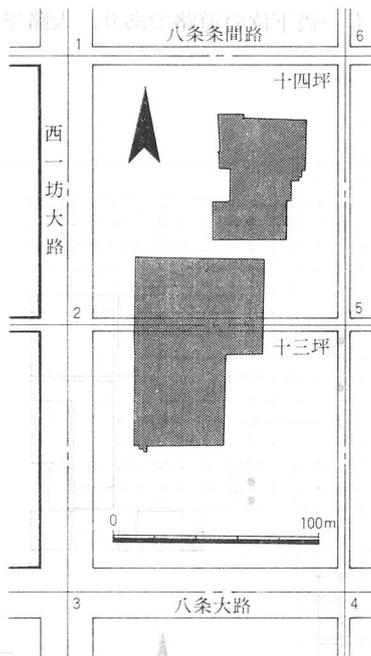


Fig. 73 十三・十四坪四周の条坊道路復原位置図

No.	X	Y
1	-148,950.428	-19,105.355
2	-149,083.532	-19,104.766
3	-149,216.825	-19,104.176
4	-149,216.217	-18,970.977
5	-149,082.720	-18,971.568
6	-148,949.773	-18,972.156

坪内道路

Tab. 23 十三・十四坪四周の条坊道路心推定復原座標値

以上の与件をもとに、試算の結果をまとめたものが Fig. 73, Tab. 23 である。そして、この成果をもとに十三・十四坪内の区画施設の位置を図示したものが Fig. 74 である。なお図中の推定復原した条坊道路は、側溝の中軸線として表示してある。また坪内に図示した一点鎖線は、前述の側溝心を基準とした坪の分割線を示す。

これによると、まず、奈良時代前半に比定し得る築地 SA 1570、溝 SD 1860 は、十四坪を東西南北にほぼ2分割する位置に存在することがわかる。また SD 2082 は、SD 1860 の北へ坪の南北の1/4長の位置に存在しているし、SA 2034、1850は、十四坪を東西に1/4に分割する線上に位置している。すなわち、十四坪では坪内の区画施設として築地、溝、掘立柱塀を用い、これを四周の道路幅員を差し引いた坪の一边の有効距離を1/2、1/4、に分割する位置に設定していることが明瞭である。奈良時代前半期には、坪四周の一边の有効長を基準とし、これを等分割する計画的な区画割の行なわれていることが指摘できる。しかし、築地 SA 1570 以外に顕著な閉塞施設はなく、十三・十四坪はそれぞれ一体的な利用が行われたと見て差しつかえない。

これに対し、奈良時代後半はどうであろうか。まず、八条条間南小路が拡幅され、区画施設として、SF1970、1320 といった坪内道路が敷設され、掘立柱塀によって区画が細分されている。築地 SA1570 の位置を踏襲して設定される

坪内道路 SF1970 や、これをほぼ南に延長して施工される坪内道路 SF 1320 は、坪を 1/2 に分割する線上に位置している。十四坪の SF 1970 の東側では、SD 1860 をさらに区画を強調する意味で、後に掘立柱塀 SA 1900に改め、SA1551, 1716, 1686 を1/8分割線上に設定する。そして SF1970 の西側には、坪の東西1/4 分割線上に南北塀 SA 1548 を建設し、南北1/4分割線上にはほぼの形で東西塀 SA 1571 が施工される。SF 1970 を介して、SA 1571 と 1556 はやや筋替えて建設されるが、両者ともにおおむね 1/4 分割線に一致すると見て差しつかえない。一方、十三坪では、坪内道路 SF1320 の西側に、坪の南北1/4分割線上に SA 1370, 1371 を建設して区画割を行なう。また、SA 1434, 1399は東西に 1/4 に分割する線上に位置するものとみられる。以上の区画施設を Fig.74 をもとにみても A, B, C, D の宅地は坪全体の面積の約1/8あるいは1/16, E, F, G の宅地は約 1/32, そしてそれ以外は約1/2あるいは1/4にそれぞれ等しいことがわかる。そしてこれらの区画内には、小規模な建物群と井戸を 1 基ずつそなえている。したがって、これらの諸区画は細分化された小住宅地とみなしてまちがいないであろう。各宅地を区画する掘立柱塀は、おおむね坪を何分の 1 かに分割する線上に位置してはいるものの微妙にずれているため、各宅地の面積にはおのずと広狭が生じている。

すなわち、奈良時代後半は、八条条間南小路の拡幅や坪内小路の敷設など一段と坪の区画割が整備され、これらの道路によって往来が可能となった坪の中心部までもが、細かい小規模宅地に分割されるようになったといえる。

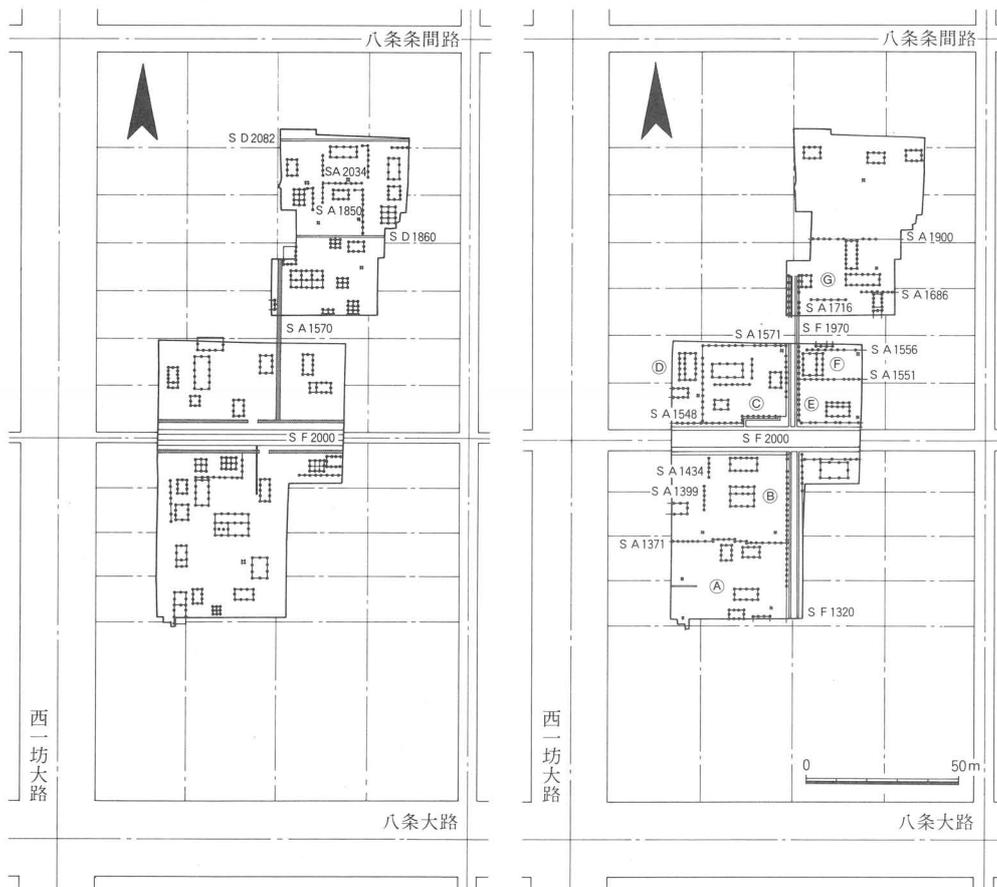


Fig. 74 右京八条一坊十三・十四坪の遺構 (左; II期, 右; IV期)

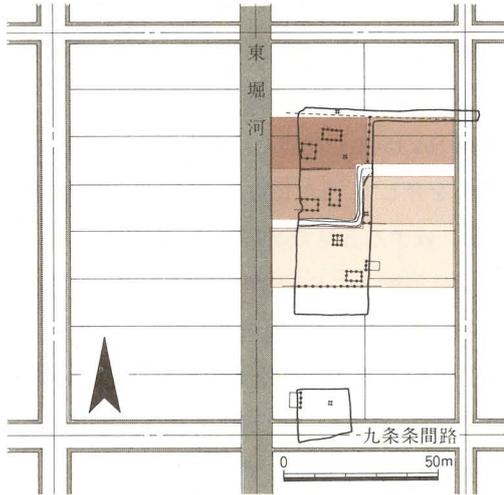


Fig. 75 左京九条三坊十坪の遺構

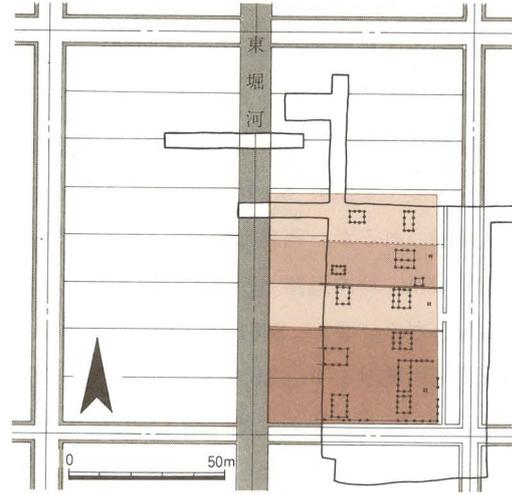


Fig. 76 左京八条三坊九坪の遺構

左京八条坊
 三
 左京九条坊
 三

このように坪内を細分し、小規模宅地としての区画を行なっている事例は、左京八条三坊や *
 左京九条三坊にも見ることができる。Fig. 75, 76 に示すように、左京八条三坊では約1/16、そ
 して左京九条三坊では、坪内道路を通してさらに1/32に細分された小規模住宅地がある。そし
 て、いずれの宅地の区画施設も、坪一辺の有効長を等分割する線上に、おおむね一致してはい
 るが、各宅地の面積には、微妙な大小のあることもわかる。したがって、これらの小規模住宅
 地は、1/2, 1/4, 1/8, 1/16, 1/32 と等比級数的に分割するという、ある一定の規範のもとに施 *
 工されてはいるが、場合によっては区画施設をずらして、面積の大小を生む結果となっている。

2 遺構の変遷

はじめに遺構の変遷の決定方法について述べておきたい。まず、柱穴の重複関係から建物・塀の新旧を決め、柱穴出土遺物の年代によって建物・塀の時期を推定する。そして埋土からの出土遺物の年代によって溝・土坑・井戸の時期を推定し、それらと建物との新旧関係から建物*の存続年代を推定する。しかしそれだけでは遺構の年代が決められないものもあり、それらは建物・塀・井戸との配置関係から時期の推定を行なった。

遺構は大きく4時期に分けられる。時期区分はまず奈良時代前半・奈良時代後半に分ける。さらに奈良時代前半を2時期に細分し、それぞれをⅠ期・Ⅱ期とする。また奈良時代後半も2時期に細分し、Ⅲ期・Ⅳ期とする (Fig. 77~80)。

* 遺構変遷の記述の順序は、各時期とも十三坪、十四坪の順に行なう。今回の報告では区画(宅地)割の問題が重要なため、各時期ともまず区画(宅地)割について述べ、次に区画(宅地)内の建物におよぶ。各区画(宅地)については、建物配置はもちろんのこと、宅地における主屋の比定や宅地への導入方法についても推定を試みる。

なお、本節では、建物・塀はとくにことわりのないかぎり掘立柱構造をさす。また塀などで* 囲まれた敷地や建物等の配置から1つの敷地と考えられるものを、Ⅰ・Ⅱ期では「区画」と呼び、Ⅲ・Ⅳ期では「宅地」と呼ぶ¹⁾。「坪」は条坊の位置をあらわし、「町」は面積を示す際にもちいることにする。

A Ⅰ期の遺構

十三坪

* 十三坪の北辺の坪境小路との境は東西築地塀 (SA1490・SA1485) によって画される。坪内には明確な区画施設がなく、1町占地であった可能性がある。しかし、坪の東西1/2ラインに建物が建てられていない点、十四坪が築地塀によって東西に二分されている点からみて、十三坪も東西に二分されていた可能性も考えられる。なお十三坪を南北に二分する線は発掘区外の南にあたるため、十三坪が南北に二分されていたかどうかは不明である。

* 十三坪西半 (以下、十三坪を東西に二分するラインから西を十三坪西半、東を十三坪東半と呼ぶ。) この区画では中央に中軸線をそろえた2棟の東西棟 (SB1381, 1390) を置き、その南に上屋 (SB1364) をもつ井戸 (SE1365) を設け、そのまわりは広場とする。主屋は SB1381・SB1390 のいずれかと考えられるが、次の時期 (Ⅱ期) の主屋と推定される建物が、SB1381 の直上に北向きに (北庇側を正面とすれば) 建てられていることを考慮すると、この時期の主屋* は SB1381 で SB1390 が前殿と考える²⁾はどうか。SB1390 の北西には2棟の南北棟 (SB

1) Ⅰ・Ⅱ期は後述するように、宅地とは考え難く、敷地の一単位を「宅地」とはせずに、「区画」とする。Ⅲ、Ⅳ期は小規模な宅地群と考えられ、従来から「何分の一町」と呼びならわしており、区画された小単位を「宅地」とする。なお、各坪を東西、南北それぞれに二分して説明するため、各1/4町を「区画」と呼ぶこととする。

2) 主屋と考えられる SB1381 はⅡ期になると、同位置で建て替えられ、SB1380 になる。SB1380 は北庇付で北が正面の建物と考えられ、したがって、SB1381 も北を正面とする建物であった可能性が高い。また、後述するように十三坪と十四坪との関連性が高いとすると、十四坪に面した十三坪の北側に区画への出入口が必要となろう。

1404・SB1405)を配し、その西を目隠し塀(SA1422)で塞ぐ。北辺の築地寄りには、東西に倉庫と考えられる総柱建物(SB1480・SB1482)と間仕切りをもつ東西棟(SB1476)が並び、その南は東西塀(SA1432・SA1483)によって区画される。そして東西塀(SA1432)の東端に接して南北に溝(SD1412)が北に流れ、築地塀は下を暗渠(SX1489)によって排水する。この溝がこの区画内における排水施設と考えられる。井戸の周囲は空地とし、南には総柱建物(SB1331)と小規模な雑舎群(SB1309・SB1324・SB1327)が建つ。この区画の坪境小路からの導入方法は、遺構として明確な門遺構を検出していないため、遺構の上からは明確なことは分からない。そこで建物の配置から門の位置を類推することにする。まず、この区画の正面は北向きと考えられるので坪境小路に面して門が開くことが考えられる。しかし主屋の正面(北)には建物があるため、SB1381の中軸線上に門の存在は考えられず、主屋の正面より東寄り、すなわち十四坪の南に開く門(SB1537)の対面に考えるのが妥当であろう。

十三坪東半 この区画でも前述の区画と同様に北辺に総柱建物倉庫(SB1471)を建て、その南を東西塀(SA1465)で区画する。その南は発掘区の外になるため建物の構成は不明である。

十四坪

南辺の坪境小路との境は、東西築地塀(SA1528・SA1540)によって区画される。そして南北築地塀(SA1570)によって十四坪はさらに東西に2分される。

十四坪西半(以下、十四坪を東西に2分する位置にあるSA1570もしくはSF1970を境に十四坪西半、十四坪東半と呼ぶ。)この区画の南を画する東西築地塀(SA1540)に門(SB1537)が開く。この区画では築地塀のそばには建物が建たず、南に空地をとる。主屋はやや規模が小さいものの東西棟(SB1576)と考えられ、その東西に南北棟SB1559・SB1586が建ち、さらにSB1586の西に東庇付の南北棟と推定されるSB1588が建つ。主屋の北には総柱建物倉庫が東西に2棟(SB1580・SB1582)並ぶ。そして区画の南辺には門(SB1537)の脇に小規模建物(SB1543)が建つ。

十四坪東半 この地区は東西溝(SD1860)によって南北に2分される。さらに坪の北から1/4ラインで、SD2045・SD2082によって区画される。

まずSD1860の南の区画では、北寄りに南底を持ち、身舎を桁行方向に3部屋に分かつ東西棟(SB1710)が建ち、この建物がこの区画の中心建物と考えられる。SB1710の北には東西に2棟の南北棟(SB1780・SB1790)を配する。この2棟の南北棟はいずれも軸線が北で東に振れている。SB1710を囲むように総柱建物倉庫群(SB1625・SB1609・SB1680・SB1820)が建つ。そしてそれらの倉庫群の間に井戸(SE1700)がある。この区画の南寄りではSB1532とSB1553がL字形配置をとって建てられる。

次にSD1860の北の区画では、十四坪の東から1/4のラインを境に西と東に分けられる。1/4ラインの西の区画には4基の井戸が比較的近接して存在する。井戸と井戸に関連する建物や塀は同様の構成をとる南北2つのグループに分けられる。すなわち、南のグループでは東にSE1867が、西にはSE1870がある。SE1867の東はL字形の南北塀SA2005・SA2009によって画され、井戸の北方には東西棟(SB2011)が建ち、南北の目隠し塀をはさんで西に東西棟(SB2064)が建つ。以上のようにここでは2基の井戸を囲むように塀・建物が計画されたとき

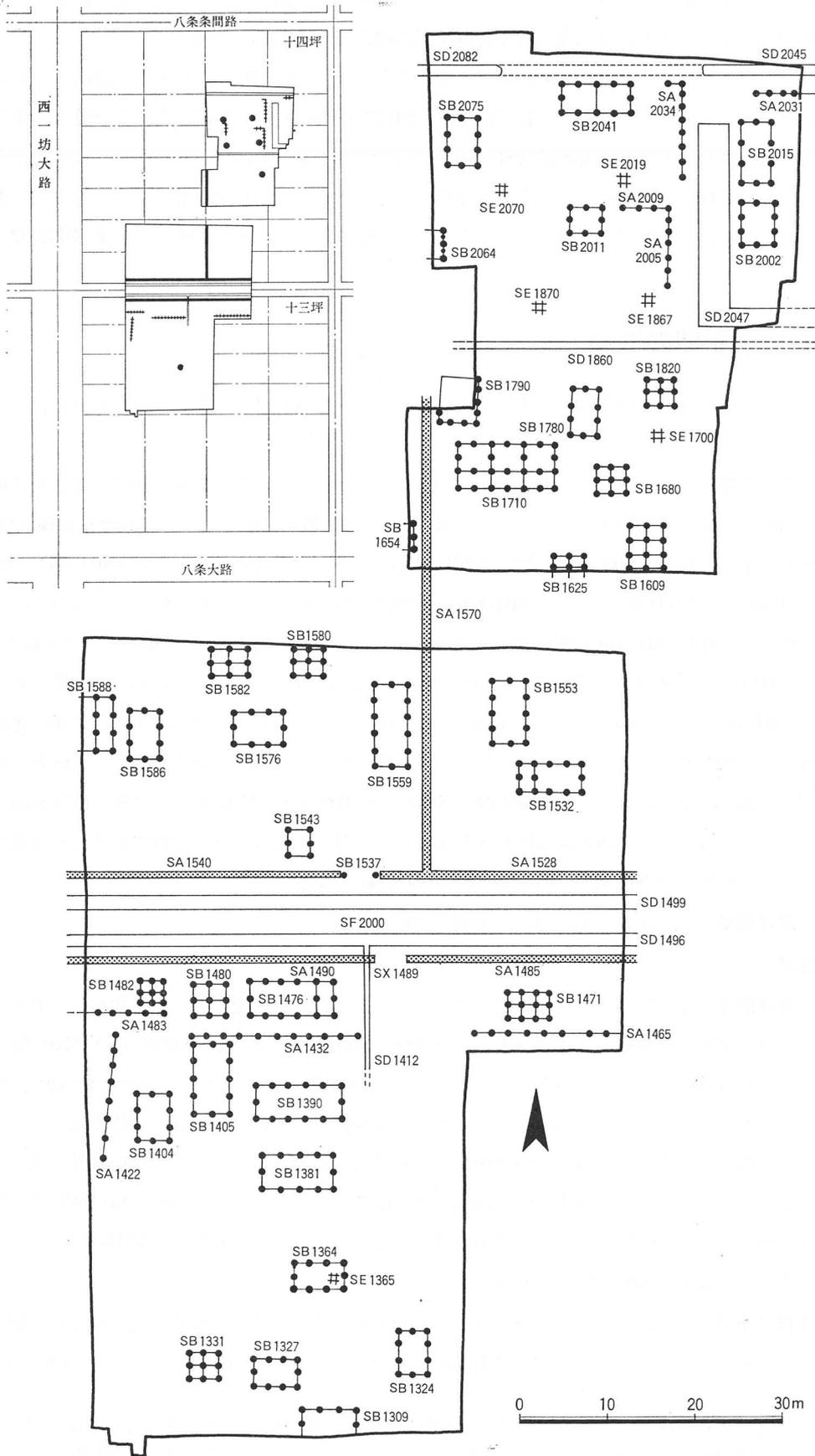


Fig. 77 I期の遺構

えられる。また北のグループでは、2基の井戸 SE2019・SE2070 があり、その東をL字形の南北塀 (SA2034) で画し、北に東西棟 SB2041 西に南北棟 (SB2075) を配している。

以上南北2グループの遺構の東を画する2条の南北塀 (SA2005・SA2034) の東には、およそ3mの空地をへだてて幅の広いL字形の溝 (SK2001・SD2047) が流れる¹⁾。この溝は、坪を南北に二分する位置にある東西溝 (SD1860) の北方約1.5mで東に折れており、南北塀 (SA2005・SA2034) とSD1860間にL字形の通路も考えられる。このL字形溝によって画される東の区画の北は、東西塀 (SA2031) によって画され、L字形溝にそって2棟の南北棟 (SB2002・SB2015) が建つ。

B II期の遺構

この時期の全体の区画構成は、I期を踏襲し、区画内で建物の建て替えが行なわれる。*

十三坪

十三坪西半 この区画では主屋が建て替えられ、建物が増える。I期に中央にあった主屋 (SB1381) と副屋 (SB1390) はなくなり、SB1381と同位置に北庇をもつ大規模な東西棟 (SB1380) が建てられる。SB1380の北ではSB1405が存続し、その対面に南北棟 (SB1395) が建つ。SB1395はSB1405をおよそSB1380の中軸線でおろかした位置に建てられており、この2棟の南北棟はSB1380の脇殿的な構成をとる。北辺では、総柱建物 (SB1482) は存続し、東のSB1476は総柱建物 (SB1477) に建て替えられ、南を画していたSA1432は東端で北に折れSB1477の東を区画する (SA1433)。SB1405の西ではI期に南北に並んだ2棟の建物 (SB1404・SB1482) が、それぞれ建て替えられ、建て替えにともない棟筋をそろえて南方にも2棟の南北棟を建て、合計4棟 (SB1336・SB1350・SB1403・SB1423) の南北棟が棟筋を揃えて建つことになる。その西の南北塀もSA1421に建て替えられる。南の建物群もそれぞれ建て替えられ、SB1330・SB1313・SB1325・SB1340が新たに建つ。*

十三坪東半 東の区画の北辺では、I期と変化はない。

十四坪

十四坪西半 この区画では建物の建て替えがおこなわれ、建物配置も大きく変わる。主屋と*考えられる建物は東西棟から規模の大きな南北棟 (SB1577) になり、築地塀 (SA1570) 脇の南北棟 (SB1559) はほぼ同位置で建て替えられる (SB1562)。北方の総柱建物は東西棟 (SB1581) に建て替えられる。ところで、この区画の建物構成が南の十三坪と同様であるとする*と、SB1577は主屋でなくSB1577・SB1562が脇殿的な建物となる。そして発掘区外の北に主屋が建てられたという可能性も考えられる。SB1577の西と南にはそれぞれSB1587とSB1546が建てられ、SA1528に開く門 (SB1537) の脇にあった小規模建物 (SB1543) は、ひとまわり大きな南北棟 (SB1539) に建て替えられる。*

十四坪東半 この区画では十三坪西半や十四坪西半にくらべ建物の建て替えは少ない。坪を南北に二分する位置にある東西溝 (SD1860) の南ではあまり建て替えはみられず、主屋 (SB

1) 本来ならば、SK2001をSD2047の一部とみなして、遺構番号をつける必要はないが、土器、漆紙文書等の遺物が投棄されたのは、SD2047が土

坑状 (SK2001) になった後であるので、煩雑にはなるが、土坑としての独立した遺構番号をつけることとする。

1710)の北に総柱建物倉庫(SB1810)が建てられ、総柱建物(SB1820)が東西棟(SB1830)に建て替えられるのみである。

SD1860の北では井戸や建物の基本的な配置は変わらず、井戸のつくり替えと建物や塀の建て替えが行なわれる。南のグループでは2基の井戸がほぼ同位置でそれぞれ改修され(SE1867・SE1880)、東のL字形の南北塀(SA2005・2009)はSA1850に、北の東西棟(SB2011)はSB2010に建て替えられる。その西では目隠し塀(SA1927)をはさみ総柱建物(SB2065)が建てられる。そして南北のグループ間はL字形の塀(SA2012・SA2014)で区画される。北のグループでは東の井戸は改修されるが(SE2020)、西の井戸は改修されずに存続する。井戸の北方の東西棟(SB2041)はSB2040に建て替えられ、SB2040の西に南北塀(SA2042)が建てられる。

十四坪の東から1/4のラインの東にあるL字形の溝は、南半が廃絶し、南北部分が大きな土坑状(SK2001)となる。そしてSB2002の南に新たに大規模な総柱建物(SB1890)が建てられる。

C III期の遺構

十三坪

この時期は、I期・II期とは様相が異なり、十三坪の東西を二等分する線上に南北道路(SF1320)が通る。そしてこの道路の両側には南北塀が建ち、道路の東西の宅地を区画する。北辺の坪境小路との境はI期に造られた東西築地塀が存続する。さらにその区画内を塀や溝で分割し、宅地としている。

十三坪西半 この区画における宅地割は、方形の1/16町もしくは東西に長い1/32町と考えられ、坪内道路との境はSA1355・SA1430Aで画される。宅地を細分する区画施設としては十三坪を北から四分する東西塀(SA1370・SA1371)があり、この塀によって東西に長い1/8町に分割される。この東西塀の北では1/8町宅地が2つの南北塀(SA1399・SA1434)により方形の1/16町宅地に細分される。塀の南では宅地を細分する明確な区画施設の遺構は検出されていないが、十三坪の北からおよそ3/8のラインに位置する東西溝(SD1338)は宅地を区画する溝の可能性があろう。また宅地割は、井戸の配置から以下のように推定される。すなわちこの時期に新たにつくられた井戸が5基(SE1305・SE1315・SE1335・SE1375・SE1385)あり、それらの井戸をそれぞれ一つの宅地に一つの井戸がつくられたものと考え、東西塀(SA1370・SA1371)の南では、1/32町宅地が4区画となる。また東西塀(SA1370・SA1371)の北では方形の1/16町宅地が2区画となる。

つぎに、この推定にしたがって各宅地内の建物の構成をみると、十三坪西半東南の1/32町宅地では東隅に井戸(SE1305)があり、SB1308とSB1328がこの宅地に属する。その北の1/32町宅地では中央東よりに井戸(SE1365)があり、その東を空閑地とし、その北と西に3棟の建物(SB1343・SB1344・SB1363)を建てる。宅地への出入口は宅地東面にあり、坪内道路(SF1320)から出入りしたものと考えられる。西南の2つの1/32町宅地にはそれぞれ宅地の東南隅に井戸があり、その近くには建物は建たず宅地の西方に建っているものと考えられる。しかし、これらの宅地を1/32町宅地とした場合、出入口を宅地の西に想定すると出入口が西一坊大路に

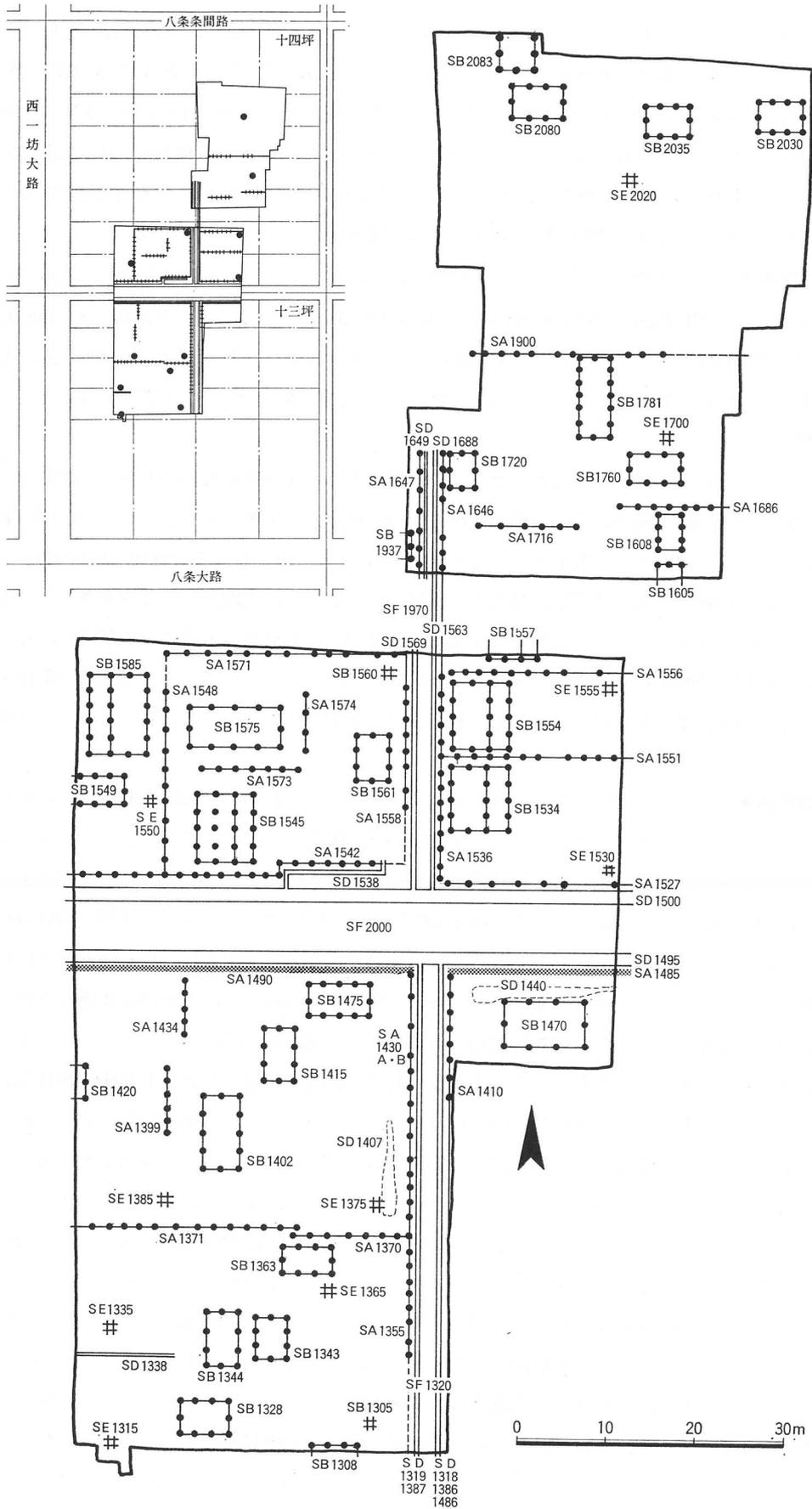


Fig. 79 III期の遺構

面することになる。しかし、宅地の出入口が大路に面するとは考え難く¹⁾、東の1/32町宅地との間、もしくは大路に面する区画施設の内側に通路を考える必要がある。東北の方形1/16町宅地では宅地の東南隅に井戸があり、井戸の近くには建物が建たず、宅地の西と北に3棟の建物(SB1402・SB1415・SB1475)が建つ。この宅地の出入口は坪内道路(SF1320)に面した南北塀(SA1430A)に開き、坪内道路から出入りをする。西北の方形1/16町宅地でも東南隅に井戸(SE1385)があり、西方のSB1420をはじめ数棟の建物があったと考えられる。

十三坪東半 この宅地ではどのような宅地割が行なわれていたかは不明であるが、道路に面する区画施設はSF1320の西区画と同様に、北辺の坪境小路との境は東西築地塀(SA1485)、坪内道路(SF1320)との境は南北塀SA1410によって区画される。その北辺には柱間寸法の大きな東西棟(SB1470)が建ち、西の宅地とは異なった宅地の構成であった可能性がある。

十四坪

十四坪も十三坪と同様に坪を東西に2分する位置にあった南北築地塀(SA1570)の位置に、南北道路(SF1970)が通り、その両側の区画をさらに細分して宅地としている。この区画の北では、坪を南北に2分する位置にあった東西溝(SD1860)の南に接して東西塀(SA1900)が建てられ、この塀から北では建物はほとんど建てられておらず、宅地としては放棄されたに近い状態であったと考えられる。II期では4基あった井戸のうち東北の1基のみが存続し、その北に数棟の建物(SB2030・SB2035・SB2080・SB2083)が建つのみである。したがってSF1970は十四坪を南北に貫通せずに、宅地として利用されたSA1900の南で行き止まりとなったと考えられる。

十四坪西半 この区画では南辺の坪境小路との境が、築地塀から東西塀(SA1542)に変わり、区画の東の坪内道路との境は南北塀(SA1558・SA1647)によって区画される。このうち南を画するSA1542は東側で坪境小路北側溝に流れ込むL字形の溝(SD1538)の北を迂回するように、途中で矩折れとなる。そして区画内は坪の西から1/4のラインにある南北塀(SA1548)と坪の南から1/4ラインの位置にある東西塀(SA1571)によって分割され、東南に方形の1/16町宅地がつくられる。この宅地の東北隅には井戸(SE1560)が掘られ、宅地内に3棟の建物が建てられる。主屋と考えられる建物は宅地の西南隅にある南北棟(SB1545)である。この建物は東に庇をもち、床張りの建物である。宅地の西北には比較的規模の大きな東西棟(SB1575)があり、南と東を目隠し塀(SA1573・SA1574)によって囲う。そして東に規模の小さな南北棟(SB1561)が建つ。SB1545をこの宅地内の主屋と考えるのが妥当と思われるが、SB1575も規模が大きく、かつ目隠し塀で囲まれるという点を考慮すると、SB1575も主屋と同等の性格をもった建物と考える。またこの宅地を南北に二分し2区画の1/32町宅地と考えれば、SB1545・SB1575がそれぞれの主屋といえる。しかし、十三坪・十四坪ともに、宅地化にともなってそれぞれの宅地の隅に1基ずつの井戸がつくられたと考えられるため、やはりここは1/16町宅地と考えるべきであろう。SA1548の西の区画では十四坪の南から1/4のラインに区画施設はなく、方形の1/16町宅地または南北に長い1/8町宅地のいずれとも考えられる。宅地内全体の構成は不明であるが、SA1548に近接して南寄りに井戸(SE1550)があり、その北に、主

1) 三位以上、四位参議以外は大路に家門を開くことは禁じられていた(『三代実録』貞観12年12月25日条)。

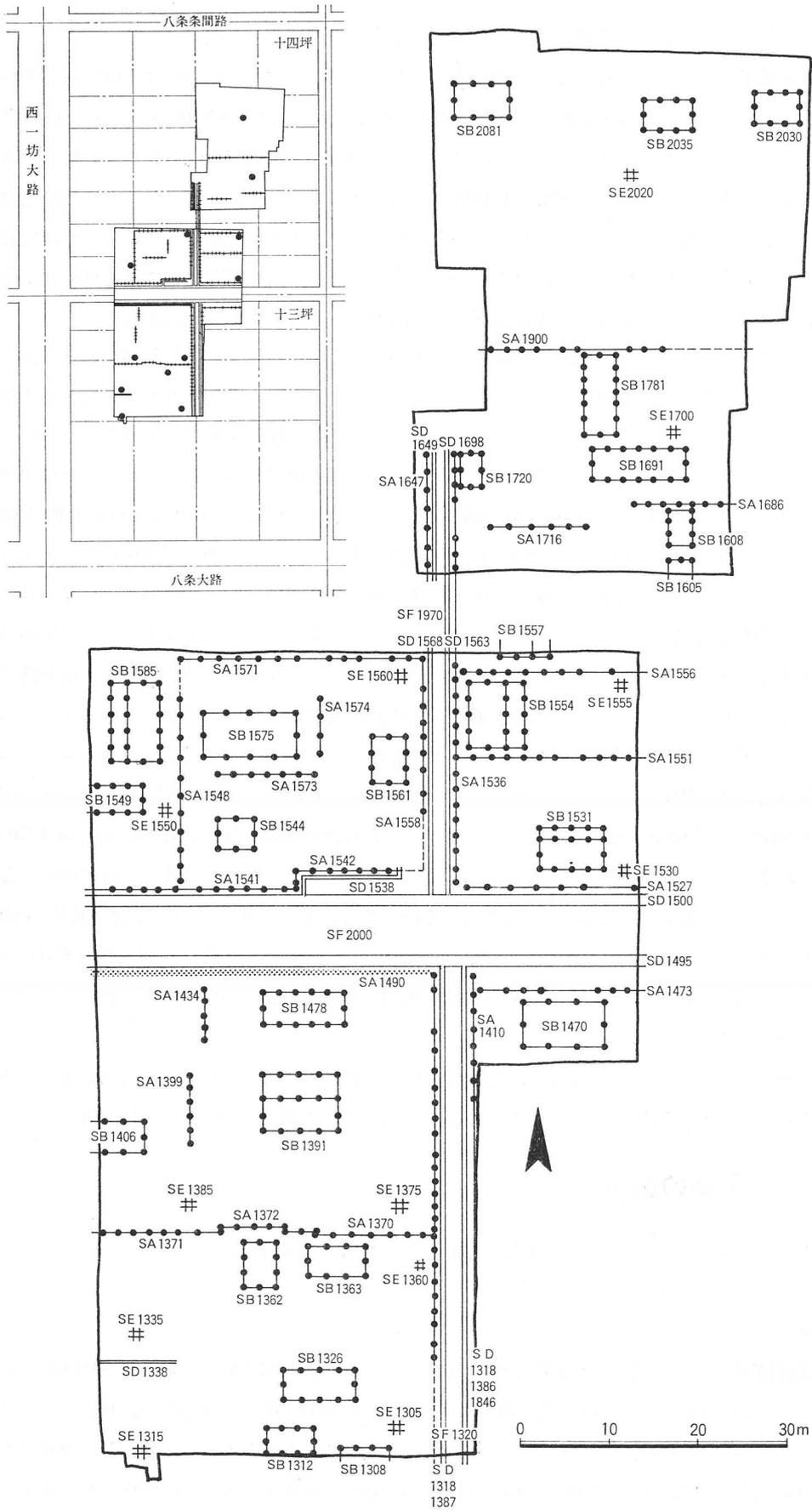


Fig. 80 IV期の遺構

屋と考えられる西庇付の南北棟 (SB1585)、南に東西棟 (SB1549) が建つ。

十四坪東半 この区画でも南辺の坪境小路との境は、築地塀から東西塀 (SA1527) に変わる。西の坪内道路との境は南北塀 (SA1536・SA1646)、北は東西塀 (SA1900) によって区画され、内部はさらに分割される。南北方向には南から SA1551・SA1556・SA1716 または SA1686によって四分され、東西に細長い1/16町となる。そしてさらに東西に二分され1/32町宅地 * となるかどうかは不明である。しかし、一つの宅地に井戸が1基掘られたとすると、区画施設は遺構として残っていないものの、なんらかの方法で区画された1/32町宅地である可能性が高いといえよう。ただその場合には後に述べるように宅地への導入方法の問題が残る。

これら4つの宅地における建物の構成は、まずいちばん南の宅地では、1/32町宅地と考えた場合、東南隅に井戸 (SE1530) を掘り、宅地の西いっばいに主屋と考えられる東庇付の南北棟 * (SB1534) を建てている。宅地への出入口は確定できないが、SB1534 が東を正面にした建物と考えられるので、出入口は坪境小路に面した南面もしくは宅地の東面と考えられる。その北の宅地では、井戸 (SE1555) は宅地の北の隅に置かれ、宅地の西端に主屋の東庇付南北棟 (SB1554) を建てている。この二つの宅地が1/32町宅地とすると、南の宅地は坪境小路から出入りすることができるが、その北の宅地では坪内道路に面する間口いっばいに建物が建っており、 * 坪内道路に面して出入口があったとは考え難く、南の区画を通して出入りするか、南の区画の東に通路を考えなくてはならない。この宅地が東西に細長い1/16町とすれば、東の坪境道路に出入口の存在も考えられるが、今回の成果のみで結論を出すことはできない。南から3つめの宅地では井戸の位置は不明であるが、主屋はこの宅地の南の宅地と同様に宅地の西よりにある東庇付の南北棟 (SB1557) と考えられる。また SB1557 の東北には2棟の小規模な南北棟 (SB * 1605・SB1608) が棟筋をそろえて建つ。宅地への出入口は西北隅に開き、坪内道路 (SF1970) から出入りしたものと考えられる。いちばん北の宅地ではI期に掘られた井戸 (SE1700) が存続する。建物の構成は他の宅地とは異なり、井戸の近辺に井戸を囲むように2棟の建物 (SB1760・SB1781) が建つ。またそれらの建物から離れて SA1646 に近接して南北棟 (SB1720) が建てられる。宅地への出入口は南隣の宅地と兼用していたか、SF1970の突き当りから出入 * りしていたものと考えられる。

SA1900の北は宅地としてはほとんど放棄された状態であったと考えられ、北方の井戸 SE2020のみが存続し、数棟の建物が建てられる。(SB2030・SB2035・SB2080・SB2083)

D IV期の遺構

この時期の全体の宅地計画は、III期の宅地割のまま、宅地内でいくつかの建て替えが行な * われた。

十三坪

十三坪西半 東南の二つの1/32町宅地のうち南の宅地では SB1328にかわって SB1312が建てられる。SB1326もこの宅地に属すると考えられるが、SB1326の北側柱筋が、III期にその北の宅地にあった SB1344の南妻柱筋より北に位置しており、宅地の境界線が移動した可能性 * であろう。北の宅地では、井戸 SE1365にかわって、宅地の東北隅に SE1360が掘られ、SB1343・SB1344が廃絶し、SB1362が建つ。西隣の二つの1/32町宅地の宅地内の建物の変遷は不明で

ある。

この時期には東西塀（SA1371）の東方の4間分の補修として新たに塀（SA1372）がつけられ、十三坪西半の北東の1/16町宅地の東を画する南北塀（SA1430A）も建て替えられる（SA1430B）。宅地内の建物も建て替えが行なわれ、十三坪西半の1/16町宅地では宅地中央に主屋

* である北庇付の東西棟（SB1391）が建ち、北辺に東西棟（SB1478）が建てられる。その西隣の宅地においてもⅢ期に建てられた SB1420 はなくなり、SB1406 が建てられる。

十三坪東半 北辺を画していた築地塀（SA1485）に代わり東西塀（SA1473）が建てられる。なお、SA1473 はかつての築地塀の位置から南に避けて建てられており、築地塀との共存の可能性もある。また SB1470 はこの時期まで存続したと考えられる。

* **十四坪**

宅地割や基本的な建物の構成に変化はない。以下、建物の建て替え部分についてのみ述べることにする。

十四坪西半の東南の1/16町宅地では主屋と考えられる東庇付の南北棟（SB1545）が小規模な東西棟（SB1544）に建て替えられる。したがってこの時期の主屋は SB1575 と考えられる。また南を画する東西塀（SA1542）は、L字形の溝（SD1538）が坪境小路北側溝に流れ込む位置から西側のみ建て替えられる（SA1541）。SF1970 の東のいちばん南の宅地では井戸の西の SA1527 に近接して北縁付の東西棟（SB1531）が建てられる。このほかの宅地ではⅢ期に建てられた庇付建物がなおこの時期まで存続しており、SB1534 もこの時期まで存続していた可能性はあるが、SB1531 とあまりに接近し過ぎており、SB1534 は、この時期には既になかったと考えるほうが妥当であろう。十四坪東半の SA1900 の南の宅地では井戸の南にある東西棟が2度建て替えられ（SB1691・SB1690）、規模が拡大される。

*

SA1900 の北では SB2080 にかわって、その西に SB2081 が建てられるほかは、Ⅲ期の建物が存続する。

3 敷地と建物

本節では1987年度までに平城京内で行なわれた発掘調査の成果を参考に、右京八条一坊の敷地と建物について考察する。まず、平城京の発掘例をもとに建物の規模について考察し、つぎに、奈良時代前半の遺構に関し、建物の特徴や炭化物を含む土坑の分布から、敷地の性格について考察する。さいごに、奈良時代後半の遺構として、宅地割と建物配置について考える。なお本節において、「京内」とするときは、平城京のうち宮を含まない部分を示すものとする。また、「右京八条一坊」とするときは、今回の調査区を示すものとする。

A 建物規模をめぐって

ここでは、おもに建物の規模に関して、検討を行なう。京内の調査で、現在までに検出された建物の総数は、建物の一部を検出しているものを含め1000棟を越える。しかし、京内の調査では調査面積が小さなため建物全体を検出していない場合も多いので、以下、建物規模の平均を求めめる場合は、桁行もしくは梁間全体の規模が判明しているもののみを、サンプルデータとする。

まず、京内全体の建物の規模の平均はをみると、全建物の桁行柱間数の平均は3.5677間、柱間寸法の平均が7.21尺で桁行総長の平均が25.7468尺である。なお、以下長さの単位は。すべて天平尺とする。身舎梁行柱間数は2間、柱間寸法の平均6.93尺で梁間総長は13.86尺となる。したがって、京内の平均的な建物は桁行柱間が3間もしくは4間、柱間寸法が桁行・梁間とも7尺前後のものである。

この建物規模の平均を桁行柱間数別に求めたものが Tab. 24 である。表に示されているように柱間が増えるにしたがって、桁行・梁間とも柱間寸法は大きくなるのがわかる。特に、桁行柱間数が4間と5間では柱間寸法の差が大きく、桁行柱間寸法で1尺、梁間柱間寸法で1.5尺の開きがある。すなわち、桁行5間以上の建物は、桁行柱間4間以下の建物にくらべ、たんに柱間数が多いだけでなく、柱間寸法も大きくなり柱直径や部材寸法が異なっていた可能性が高い。とりわけ、梁間寸法が大きく異なることは建物の高さに大きくかかわってこよう。

次に、庇付の建物について同様に桁行柱間数別に、規模の平均をみよう (Tab. 25)。庇付き建物の桁行柱間数の平均は、全建物の平均より1間以上多く、柱間寸法も掘立柱建物全体の平均よりはるかに大きい。柱間数ごとに建物棟数をみると、桁行3間・4間の建物で検出され

桁行 柱間	桁行総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)	梁行総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)	棟数
2	13.2312	6.6156	10.8584	5.4292	77
3	19.1197	6.3732	11.7105	5.8553	310
4	27.8696	6.9674	12.6063	6.3032	79
5	39.1723	7.8346	15.1606	7.7803	94
6	47.1520	7.8587	15.7600	7.8800	25
7	62.0316	8.8617	16.8211	8.4106	19
8	60.0000	7.5000	15.0000	7.5000	1
9	90.0000	10.0000	20.0000	10.0000	3

Tab. 24 平城京掘立柱建物規模

た庇付建物の絶対数は、桁行5間の庇付建物の数に近いが、庇付建物の占める率では桁行5間以上の建物は、桁行4間以下の建物に比べて高い。また、柱間寸法も桁行4間以下の建物と5間以上の建物では大きく異なっており、庇の有無からも5間以上の建物は、4間以下の建物とは、建物の格が異なっていたと考えられる。

桁行間数	総棟数	庇付棟数	桁行総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)	梁行総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)
3	254	24	19.6458	6.5486	13.0000	6.5000
4	69	16	28.1688	7.0422	13.7875	6.8038
5	83	34	41.6471	8.3294	16.9062	8.4531
6	22	7	52.7143	8.7857	17.0000	8.5000
7	15	6	62.9167	8.9881	18.0000	9.0000
8	1	1	60.0000	7.5000	15.0000	7.5000
京内庇付建物総平均						
4.6413	620	92	37.4315		15.6378	

Tab. 25 平城京掘立柱建物(庇付)柱間別規模

- * それでは平城京内において、敷地の位置によって、建物の規模に差があるであろうか。一般的に、宮に近い敷地のほうが宮の遠方の敷地に比べ、居住者の位が高く、敷地面積が大きく、大きな建物が建てられたと考えられる。そこで、各条坊毎に建物規模の平均を求めたいが、発掘調査が市街地の開発にもなっておこなわれるため、調査地が限られており、京内各地における平均的な発掘成果は望めない。このため、今回は一条～九条の各条ごとに建物の規模の平均を求めた(Tab. 26)。ただし、六条と七条は発掘例が少なく、この値をもっておよその平均を示していると考えるのは危険である。これにみるように、一条から五条までと八条・九条では顕著な差がある。一条から五条までの建物の平均的な規模は、桁行柱間4間で、柱間寸法が桁行・梁間とも7.5尺であるのに対して、八条・九条では桁行柱間が3間、柱間寸法が6尺前後である。とくに、ひとつの坊として調査例の多い左京三条二坊では、桁行柱間寸法の平均が8尺を越え、今回の調査地区を含めた八条・九条とは、その差が歴然としている。左京三条二坊の建物の柱間寸法の平均が大きいのは、先に述べたように、ここに建つ建物の桁行間数の大きいことも原因のひとつである。ここで桁行3間の建物のみについて、左京三条二坊の建物と今回の調査区の建物の柱間寸法をくらべてみよう。すると、左京三条二坊では桁行・梁間の柱間寸法がそれぞれ、6.613尺・6.599尺、今回の調査区ではそれぞれ、6.119尺・5.910尺となり、やはり左京三条二坊の方が桁行・梁間とも0.5尺前後柱間が広いことがわかる。

条	桁行間数 平均	桁行総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)	棟数	梁行総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)	棟数
一	3.889	31.0556	7.9855	18	15.5714	7.7857	35
二	3.0755	20.4717	6.6564	53	14.2267	7.1134	86
三	3.8602	29.4710	7.6364	186	14.7730	7.3865	267
四	3.9375	30.7484	7.8091	64	14.9743	7.4872	84
五	4.1957	31.6087	7.5336	46	14.6138	7.3069	58
六	4.2222	30.1444	7.1395	9	14.2263	7.1132	19
七	5.0000	33.8667	6.7733	3	16.2000	8.1000	4
八	3.1760	20.5880	6.4823	199	11.8640	5.9320	239
九	2.9630	18.2407	6.15622	71	2.47773	6.2387	44

Tab. 26 平城京掘立柱建物条別規模

以上、京内全体の建物の規模について考察した。こうした観点から今回調査区の建物の特徴をまとめると以下のようになる。

1) 今回の調査区は、京のはずれに近い右京八条一坊十三・十四坪にあたり、宮に近い敷地の建物に比べ桁行柱間数が少ないものが多く、5間以上の建物はほとんど見られない。

2) 今回の調査区における建物は、個々の柱間寸法も小さく、同一の桁行間数の建物でも、今回調査区の建物はひとまわり小さい。

3) 京内全体の傾向として桁行5間以上の建物は、4間以下の建物に比べ建物の格が異なっていたと考えられる。今回の調査区では奈良時代の前半にあたるⅠ・Ⅱ期に建てられた桁行5間の建物は、SB1380をのぞき、柱間寸法が小さく京の平均的な様相とはやや異なる。奈良時代の後半にあたるⅢ・Ⅳ期では小規模宅地には、桁行5間の建物はあまり建てられず、¹⁾ 庇付の建物でも桁行4間のものが多い。

B 奈良時代前半の遺構と敷地の性格

右京八条一坊の掘立柱建築の特徴のひとつとして、総柱建物が多いことがあげられる。現在までに、平城京の発掘調査で検出された1000棟を越す奈良時代の掘立柱建物のうち、総柱構造の建物は52棟で、全体の6%にみえない。しかも、そのうちの17棟が右京八条一坊で検出されたものである。また、右京八条一坊では、総柱建物が建てられた時期が、坪内が宅地として細分化される以前の奈良時代の前半に限られることも注目される。

平城京における奈良時代の総柱建物の平面形式には、一般的に桁行2間・梁間2間、桁行3間・梁間2間、桁行3間・梁間3間、の3形式²⁾がある。現在までに今回の調査区以外に規模の判明している総柱建物は、各形式それぞれ10棟ずつの例がある。今回の調査地区では18棟のうちの13棟が桁行2間・梁間2間、5棟が桁行3間・梁間2間である。桁行・梁間のそれぞれの柱間寸法は、Tab. 27 にしめしたように、京内全体の平均より1尺前後小さい。

このように今回の調査区の総柱建物は、検出した棟数は多いものの、個々の建物の規模に問わなければ、京内一般の掘立柱建物と同じ傾向を示し、京内一般の総柱建物の平均よりも小さい。

	棟数	桁柱間数	桁行総長 (尺)	梁行総長 (尺)	桁行柱間 (尺)	梁行柱間 (尺)
京全体平均	53	2.522	15.917	12.656	6.260	6.328
右京八条一坊平均	18	2.278	12.750	10.225	5.361	5.113

Tab. 27 平城京掘立柱建物（総柱）規模

1) SB1781・SB1691は桁行6間であるが、柱間寸法は5尺もしくは5.5尺と小さく、一般的な5間以上の建物とはやや趣が異なる。

2) 特に、大規模な総柱建物として、田村第推定地において、桁行4間以上、梁間3間の総柱建物が検出されている（奈良国立文化財研究所『平城京左京四条二坊十五坪発掘調査報告—藤原仲麻呂田

村第推定地の調査』1985。）。また、現存遺構として唐招提寺経蔵前身建物がある。浅野清氏の復原によると前身建物は、桁行3間、梁間3間切妻造と桁行5間、梁間2間寄棟造の2棟で、新田部親王の邸宅に建てられていたものと考えられている。浅野清「唐招提寺経蔵の諸問題」『考古学雑誌』38-1, 1952参照。

それでは総柱建物がどのように配置されているかをみてみよう。以前は小規模宅地には総柱建物は建てられていないと考えられていたが¹⁾、調査例が増えるにしたがって、小規模宅地にも総柱建物が建てられていたことが知られるようになった²⁾。右京八条一坊でも総柱建物が検出され、また坪内を細分する区画施設が検出されたことにより、1/16町以下の小規模宅地に総柱建物が建てられていた可能性が考えられた。しかし、伴出土器の年代、区画施設との重複関係からみて、総柱建物は区画施設と共存していたものではなく、今回検出した総柱建物は小規模宅地に建てられたものではないことに注意しておきたい。

総柱建物の配置については、京内の調査例から、以下の3つの形式がある。

1) 数棟の建物に対して1棟の総柱建物を配するもの。左京九条三坊十坪 (Fig. 81) に見られるように、小規模宅地にみられる配置形式である。総柱建物が即倉庫建築とすれば、畿内の村落にみられるような主屋・付属屋・倉庫・井戸を一組とした構成³⁾と等しく、一家族に総柱倉庫1棟ととらえることができる。

2) 数棟の建物に対して数棟の総柱建物をかためて配するもの。比較的規模の大きな区画においてみられる。検出遺構としては左京六条二坊十四坪 (Fig. 82) のように、区画の端に近い位置に総柱倉庫を並べる傾向がある。

3) 中心となる1棟もしくは数棟の建物に対して、そのまわりをかこむように数棟の総柱建物を配するもの。比較的規模の大きな区画で、数棟の総柱建物を配する点は2)の配置と変わらないが、総柱建物が区画内に散在している点異なり、左京五条一坊一・八坪で (Fig. 83) は、掘立柱塀でかこまれた2棟の建物を取りかこむように総柱建物を配している。

* ここで今回の調査地区をみると、十三坪では数棟の総柱建物が比較的かたまって、坪の北辺

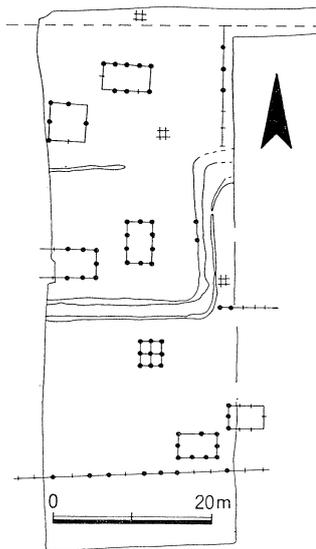


Fig. 81 左京九条三坊十坪

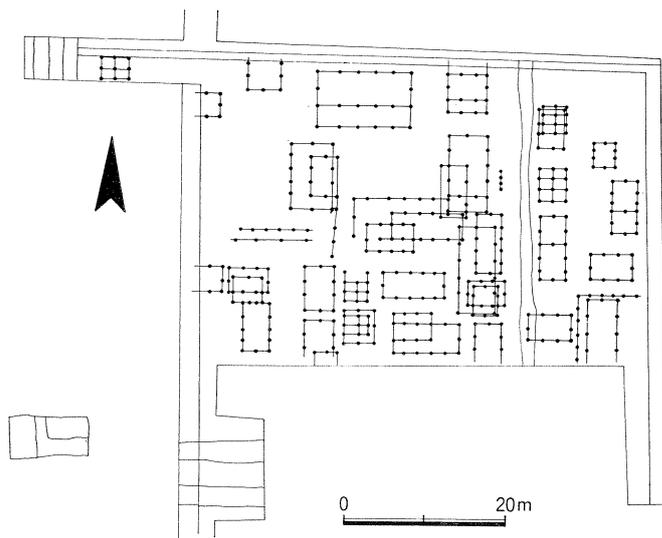


Fig. 82 左京六条二坊十四坪

1) 鬼頭清明「平城京の発掘調査の現状と保存問題」『歴史評論』346, 1979。
 2) 左京九条三坊十坪では1/32町宅地で、総柱建物が検出されている。奈良国立文化財研究所『平城京左京九条三坊十坪発掘調査報告』1986参照。
 3) 鬼頭清明「八世紀の社会構成史的特質—首長制

論をめぐって」『日本史研究』172, 1976。
 4) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『大和を掘る—1987年度発掘調査速報展Ⅷ』1988, p. 37。
 5) 奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和59年度』1985, p. 70。

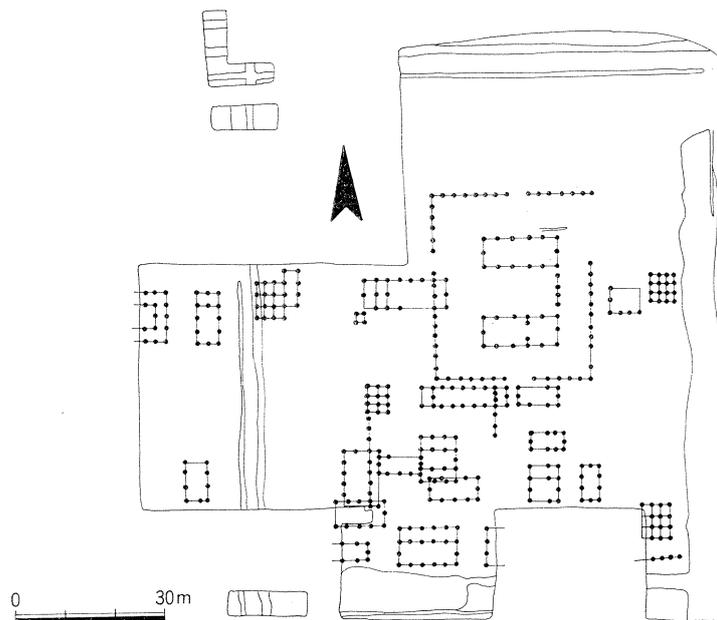


Fig. 83 左京五条一坊八坪

に建てられており、2)の配置形式といえよう。一方、十四坪では坪の南辺には総柱建物は建たずに、十四坪の中央付近に散在しており、4基の井戸が集中している地区やSB1710を取り囲むように建てられており、3)の配置形式といえる。総柱建物は一般的に倉庫建築と考えられており、2)と3)の違いは倉庫の性格および敷地の性格にかかわっていると考えられる。2)の場合では、敷地内で用途別に建物がグルーピングされて配されており、数棟以上の倉庫*をもつことのできる身分のものの宅地、もしくは官衙的な施設の倉庫と考えられる。この場合、そこに建つ倉庫はその他の建物群とは切り離されていることも特徴¹⁾にあげられよう。一方、3)の配置形式では建物がひとつの敷地内に散在しており、隣接する建物、またはなんらかの施設と密接にかかわる倉庫と考えられる。たとえば、左京五条一坊一・八坪は祭祀施設と考えられ中央に建つ建物をかこむように配置されており、この場合の倉庫は中央の祭祀の中心となる建物と密接な関係をもっていると考えられる。このようにみてくると、今回調査区の十三坪と十四坪とでは総柱建物形式の配置により、総柱建物の性格、敷地の性格がやや異なっていたことが推測される。

また右京八条一坊で特徴的な建物としてSB1710がある。SB1710は十四坪北区の南に位置する桁行6間梁間2間南庇付きの東西棟である。この建物の特徴的な点は身舎内に立つ間仕切り柱によって内部が桁行方向に2間ずつ3部屋に分割されることにある。建物内部の間仕切り柱によって分割する建物は平城京内で120棟あまり検出されている。しかし、そのほとんどは、間仕切りによって建物が2部屋に分割されるものであって、SB1710のように同じ大きさの部屋に三分割する建物は京内には例がなく、平城宮内に1棟(SB8330)あるにすぎない。このSB8330は平城宮第一次大極殿地区と第二次大極殿地区の間にあり、第一次大極殿地区をかこ*

1) なお、共同管理の倉庫である可能性も考えられるが、畿内の村落ではすでにこの時期に1)の配置形式がとられ、単位家族の自立化がみられており、共同管理の倉庫であった可能性は少ない。

鬼頭清明「平城京の発掘調査の現状と保存問題」(前掲)参照。

2) 前頁註5)に同じ。

む築地回廊塀の東に建つ桁行 6 間梁間 2 間の南北棟で、桁行方向に 2 間づつに間仕切っている建物である。¹⁾ 第一次大極殿地区の築地回廊東門に近いことから、門衛の屯所と考えられている。この例のほかにも、建物内部を 3 部屋以上に間仕切るものは宮、京を通じて 10 数棟あるが、SB1710 のように同一の大きさの部屋を並べるものはない。

- * 古代において、部屋を二部屋に間仕切る建物として大嘗宮正殿²⁾ 及び法隆寺伝法堂前身建物³⁾ が知られている。これらは、いずれも建物内部を間仕切ることによって、建物内部に異なった性格の 2 つの空間をつくりだしている。また、平面的には二つの部屋の間には大小の差がつけられている。平城京で発掘された間仕切りをもつ建物でも、間仕切られた二つの部屋の大きさの異なるもの⁴⁾ が多く、3 部屋以上に間仕切る建物であっても部屋の大きさの異なるものが大半⁵⁾ である。したがって、SB1710 では三つの部屋については、それぞれが異なった性格をもつと考えるよりも、古代の寺院僧房⁶⁾ に見られるような、同じ性格の部屋が並んだ棟割長屋的なものを考えるべきである。

SB1710 の性格について、さらに平城京以外にも目を広げて検討してみたい。SB1710 と同じ形式の建物の類例には、京都府正道遺跡⁷⁾ をあげることができる。正道遺跡は山城国久世郡衙^{*} に比定されており、郡衙の庁屋と推定される建物をはじめとする掘立柱建物が検出され、庁屋の建つ地区の西に郡衙遺構に先行する総柱倉庫群が検出されている。そして、その倉庫群にかこまれるように間仕切りをもつ建物がある (Fig. 84)。

1 棟は L 字形に配された倉庫群の東に建ち、両庇をもつ桁行の長い建物で、桁行方向に 3 間ごとに間仕切られて^{*} いる。1 棟は、倉庫群の南に建つ南北棟で、桁行 6 間梁間 2 間、桁行方向に 2 間ごとに 3 部屋に仕切られている。この 2 棟の建物は桁行方向に同じ大きさに部屋を分割し、さらに庇を持つ点、建物のまわりに総柱建物が建ちならぶ点は、SB1710 と類似している。つまり、いずれ^{*} も倉庫と密接な関係を持った建物といえる。

以上の 2 点から SB1710 は宿舍もしくは作業場的な建物と考えられよう。

建物以外に、奈良時代前半を特徴づける遺構は、十四^{*} 坪北区で検出された土坑群である。今回の調査では、調査区全域にわたり柱穴・溝・土坑など

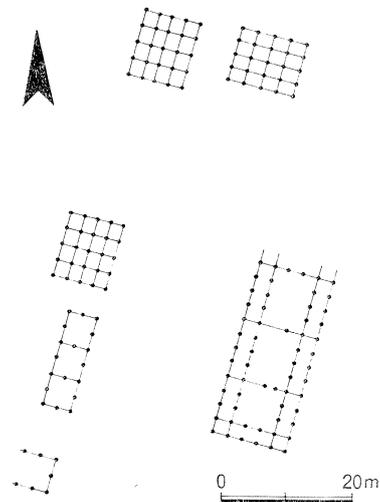


Fig. 84 正道遺跡 (7 世紀前半)

1) 奈良国立文化財研究所『平城宮報告 XI』1982, p. 90。
 2) 大嘗祭の建物の研究として、関野克「貞観儀式大嘗宮の建築」(『建築史』1-1・2, 1939), 池浩三『家屋文鏡の世界』(1983) などがある。発掘遺構としては、平城宮第二次朝堂院地区朝庭部分で検出されている。(奈良国立文化財研究所『昭和 60 年度平城概報』1986, p. 25)。
 3) 浅野清『昭和修理を通して見た法隆寺建築の研究』1983

4) 最も多い例が桁行 5 間の建物を、桁行方向に 2 間と 3 間に間仕切るものである。
 5) 平城宮第一次大極殿地区殿舎地区にある SB 7170 など。註 1) 参照。
 6) 現存遺構としては元興寺極楽坊前身建物、法隆寺東室があり、発掘遺構としては薬師寺西僧房、讃岐国分寺僧房などがある。
 7) 城陽市教育委員会『城陽市埋蔵文化財調査報告書 9・11・15』1980・1982・1986。

に灰や炭化物の混入がみられたが、そのなかでとくに灰もしくは炭化物が多量に混入または層をなして充満している土坑（以下「炭化物土坑」と総称する）が目につく。それらの土坑のなかには、壁面が焼けているものや、埴塼・甕口などの鑄造関係遺物が多数出土したのがあり、これらの土坑が鑄造に関係するものと考えられる。

炭化物土坑は十四坪北区に集中して分布しており、十三坪地区と十四坪南区では点在する程度である。土坑の年代は、その土坑が建物と同様にある期間存続したものとみなすか、あるいは一時的に掘られたごみ捨て場的なものとするかによって、時期変遷上どの時期に位置づけるか難しい。ここでは、伴出土器の年代・柱穴との重複関係から、およそ奈良時代前半（遺構変遷Ⅰ期・Ⅱ期）のものと、奈良時代後半（同Ⅲ期・Ⅳ期）のものに分けると、十四坪北区の炭化物土坑は奈良時代前半に属し、十三坪地区・十四坪南区の炭化物土坑は奈良時代後半に属する。なお、坪境小路上やその近辺の炭化物土坑は時期の限定が困難である。以下では、特に炭化物土坑が集中している奈良時代前半の十四坪北区の様相について述べてみたい。

奈良時代前半の十四坪北区の建物・溝および、灰・炭化物が充満している土坑、埋土に炭化物が混入している土坑、埴塼・甕口などの鑄造関係遺物が多量に出土した土坑を図示した（Fig. 85）。炭化物土坑は北方の4基の井戸をとりかこむ位置に分布しており、とくに、東の井戸（Ⅰ期では SE1867・2019、Ⅱ期では SE1867・2020）の周辺の土坑は、灰・炭化物が充満しているものが多く、鑄造関係遺物も東の井戸の周辺の炭化物土坑から集中的に出土し、SK2006・SK2025からは炉壁片が出土している。したがって炭化物土坑とこれら4基の井戸は鑄造にかかわった遺構と考えてよからう。また、鍛冶炉としての明確な遺構は検出していないが、特に灰・炭化物が充満した土坑、埴塼・甕口が出土した土坑は、半地下式の鍛冶炉の可能性¹⁾がある。

ここで、建物・井戸の配置をみると、先述したように、北方の4基の井戸と関連する遺構は南北二つのグループに分けることができる。南北のグループはそれぞれ2基の井戸と東側の井戸の北に東西棟、井戸の東を限り東西棟にとりつくL字形の掘立柱塼、西側の井戸の西北に南北棟を配している。井戸の周辺に炭化物土坑が多く、鑄造関係遺物が多数出土していることから、L字形塼と建物で囲まれた井戸の周辺で鑄造を行っていたと推定される。建物内からは鑄造関係遺物が出土せず、炭化物土坑も建物を避けて存在することから、鑄造は露天または、痕跡を残さない程度の簡単な覆屋をともなる施設で行なわれていたと考えられ、北に建つ東西棟は鑄造に関する屋内作業場と考えられる。また、東の井戸の周辺と西の井戸の周辺では土坑内の灰・炭化物の密度、鑄造関係遺物の出土状況に差があり、鑄造はおもに東の井戸の周辺で行なわれ、西の井戸の周辺では別の工程の作業が行なわれていたと推測される。そして井戸西北の南北棟は倉庫もしくは作業場と考えられる。また十四坪北区南半から十四坪南区に散在する総柱建物は鑄造製品・原材料の倉庫、SB1710などの掘立柱建物は鑄造の次の段階の金属加工を行なう屋内作業場、もしくは工人の宿舎と考えられよう。

1) 地面を掘り込んで、鍛冶炉をつくる例として茨城県鹿の子C遺跡があり、工房跡・竪穴住居内から鍛冶炉が検出されている。鍛冶炉は外径25～80 cm、炉床径 20～30 cm、深さ 15～25 cm で、地山を掘りくぼめ、底に粘土を張り、炉壁をたち上

げて、地表に甕口を装着している（茨城県教育財団『鹿の子C遺跡』1983、第152図）。なお、平城京左京三条二坊七坪でも甕口を装着した鍛冶炉が検出されている（奈良国立文化財研究所『昭和62年度平城概報』1988、p. 52）。

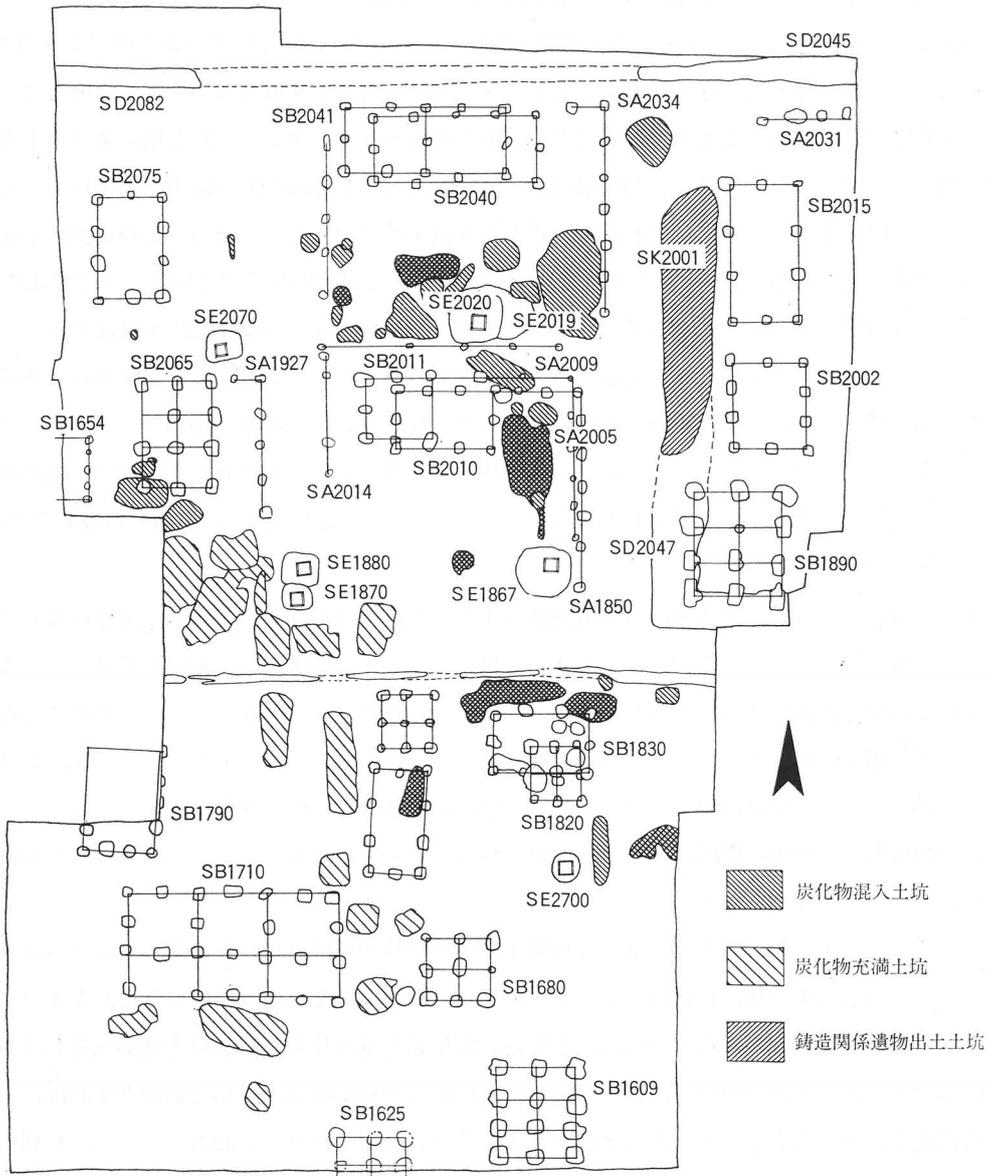


Fig. 85 十四坪北区炭化物土坑と鑄造関係遺物の分布 (1:400)

C 奈良時代後半の宅地と建物配置

今回の調査における最も大きな成果のひとつは、奈良時代後半の宅地の細分化の様相を知り得たことである。1987年度以前の調査による宅地割のパターンは、4町以上の大規模宅地から¹⁾1/32町の小規模宅地まで発掘例がある。宅地の小規模細分化の様相としては、左京八条三坊九坪、左京九条三坊十坪が知られており、左京九条三坊十坪では宅地の最小単位として1/32町宅地が確認されている。今回の調査においても、1/32町宅地が確認され、その宅地割の方法に注目すべき知見が得られた。

1) 奈良国立文化財研究所『平城京左京四条二坊一坪』1987, p. 44.

さらに、今回の調査において得られた宅地割に関する注目すべき成果は、坪を東西に2分する南北道路の検出である。これまでに平城京で検出された坪内道路は、以下の5箇所である。1) 左京二条二坊十三坪の例 坪を南北に2分する位置に東西道路を検出している¹⁾。この場合は、部分的発掘のため坪内の宅地割は不明である。奈良時代後半に属する。2) 左京八条三坊十五坪の例 部分的な発掘であるが、坪を南北に2分する位置に東西道路が検出されている²⁾。なお、この道路が十五坪を貫通しておれば、姫寺の寺域を貫通することになる。この道路は平安時代に降る可能性もある。3) 左京九条三坊十坪の例 坪を南北に2分する位置よりやや北に、矩折れの東西道路がある。この道路に平行して宅地が細分され、1/32町宅地が確認されている³⁾。奈良時代後半に属する。4) 右京二条二坊十六坪の例 坪を南北に2分する位置に東西道路を検出している。坪全体の様相は不明であるが、比較的大きな宅地割であったと考えられている⁴⁾。奈良時代初頭に属する。5) 左京三条四坊九坪の例 これまでに知られた唯一の南北道路である。坪内の宅地割の様相は不明であるが、道路より古い建物、新しい建物の両方があり、一時的な道路と考えられる。

さて、以上でみると、東西方向の坪内道路は4箇所の検出例がある。しかし、道路に対して直角に宅地が細分されている例はなく、3)の例にしても、坪の中央に東堀河が貫通しているための変則的な措置であった。このように、坪内の東西道路は坪内の細分化に伴う道路ではなく、坪内を比較的大きく分割するための道路と考えられる。また、南北道路は5)の例があるが、上述のように一時的な道路と考えられ、宅地の細分化のための道路ではない。したがって、今回検出した坪内を東西に2分する南北道路は、宅地の細分化にともなうつくられた南北道路の唯一の発掘例となる。

ところで、文献史料によると、奈良時代後半の宅地の基本単位は1/16町であったことが示されている⁶⁾。右京八条一坊に1/16町を求めると、1/16町宅地は坪を東西・南北それぞれを4分した方形の宅地となる。これらの史料に記された宝亀年間を遡る時期に1/16町宅地が成立しており、この頃には、宅地の細分化がさらに進行し、1/32町宅地が既に出現していたとすれば、奈良時代後半における右京八条一坊の宅地の基本単位は1/16町ではなく1/32町⁷⁾であって、1/16町は1/32町の2区画分と考えることができる。したがって、今回検出した1/16町宅地は平安京にみられる四行八門制に近いものと考えてよいであろう。なお、SF1320・SF1970の東の宅地の東限が不明であるため、右京八条一坊の宅地制が二行八門により、坪の西が大路に面しているため、坪西半の宅地への導入路として南北道路が設けられたとする考えが成立する余地もなくはないが、SA1548の存在、十三坪南方の井戸の配置からみて、坪を東西に4分するために南北道路が設けられたと考えるほうが妥当であろう。

1) 奈良国立文化財研究所『昭和56年度平城概報』1982, p. 39, 同『昭和57年度平城概報』1983 p. 41。
 2) 奈良国立文化財研究所『平城京左京八条三坊発掘調査概報—東市周辺東北地域の調査』1976。
 3) 奈良国立文化財研究所『平城京左京九条三坊十坪発掘調査報告』1986。
 4) 奈良国立文化財研究所『平城京右京二条二坊十

六坪発掘調査概報』1982。
 5) 奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告 昭和60年度』1987。
 6) 松崎宗雄「平城京宅地割の一例」『建築史』2-6, 1940, 大井重二郎『平城京と条坊制の研究』1966。
 7) 橋本義則「小規模宅地の建物構成—月借錢解の再考」註3) 前掲書)。

宅地割に関してもう一点、宅地を限る掘立柱塀の問題をとりあげよう。小規模宅地の宅地割は、先述のように平城京内でいくつかの例が確認されているが、右京八条一坊のように掘立柱塀で明確に区画されている例は少ない。今回検出された掘立柱塀を注意してみると、2、3の例外はあるものの、二つの宅地にまたがり、柱筋を揃えて建てられた掘立柱塀は少なく、ほとんどの掘立柱塀はひとつの宅地を区画して完結していることに気づく。つまり一見、1条の塀に見えても宅地境で柱筋がずれたり、柱間が乱れているのである。たとえば、SA1371は後に部分的に改修が施されているが、改修部分の西端はちょうど東西の宅地境にあたっている。したがって宅地を区画する掘立柱塀は、坪内で統一的な計画のもとに作られたのではなく、宅地境の塀の営繕は、両宅地に責任があったとしても、基本的に、宅地を限る掘立柱塀は各宅地の責任で建てられたと考えられる。

平城京内の宅地における建物の配置形式に関しては、主屋と考えられる建物とそれに付属する建物の配置関係から雁行型・L字型・並列型・コ字型に分類する案がある¹⁾。今回の調査区において庇付きの建物もしくは、その宅地内で最も大規模な建物を主屋と考えた場合に、1/16町では雁行型・L字型の両方が存在し、並列型と思われるものも存在する。また、1/32町でも雁行型・L字型いずれともいいがたいものがある。こうした小規模宅地においては、敷地が狭いため数棟の建物を建てるには、必然的に雁行型もしくはL字型の配置にならざるをえない。少なくとも、今回の調査区を見る限りでは、各宅地では、敷地内にそれぞれ自由に建物を建てており、L字型配置・雁行型配置といった分類では、その性格をとらえきれない。

右京八条一坊において建物配置上問題になるとすれば、主屋の棟方向であろう。庇付建物もしくは宅地内でもっとも大きな建物を主屋と想定すると、主屋はすべて南北棟となる。他の小規模宅地の調査例として左京八条三坊九坪をみよう²⁾。ここでは、1/8町宅地と1/16町宅地が確認されている。ここで庇付きの建物を主屋とすると、若干の例外があるものの、敷地の南北長

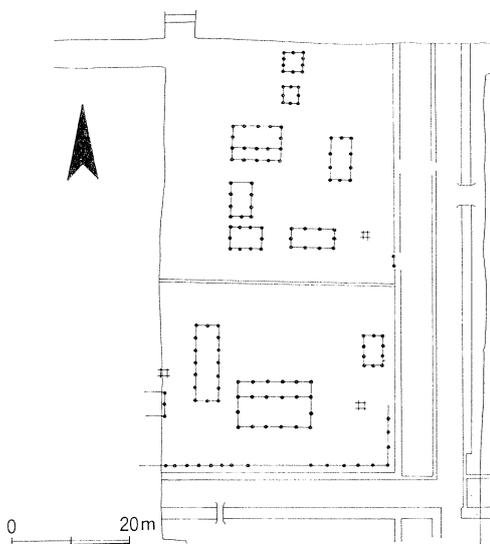


Fig. 86 左京八条三坊九坪（奈良時代前半）

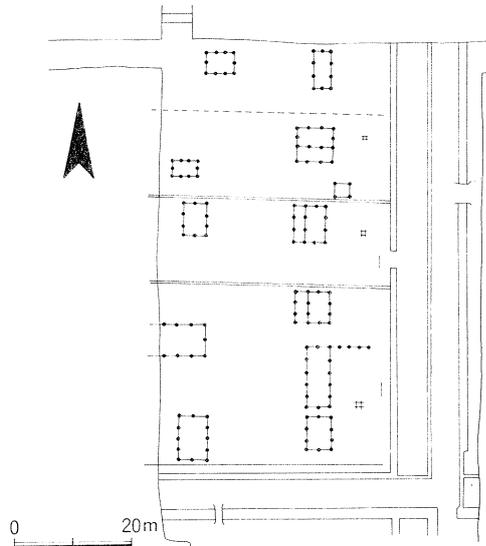


Fig. 87 左京八条三坊九坪（奈良時代中頃）

1) 黒崎直「平城京における宅地の構造」『日本古代の都城と国家』1984。

2) 奈良国立文化財研究所『平城京左京八条三坊発掘調査概報—東市周辺東北地域の調査』1976。

が1/4町の1/8町宅地では主屋は東西棟、敷地の南北長が1/8町の1/16町宅地では主屋が南北棟、という傾向がある (Fig. 86・87)。また1町をこえるような大規模宅地においては、主屋が東西棟であるのは周知のとおりである¹⁾。したがって、今回の調査区の主屋が南北棟であるのは、南北長が限られた1/32町の場合に主屋前面を広くとるためには敷地の東か西に空地をとり、南北棟にせざるをえなかったと考えられる²⁾。つまり、右京八条一坊においては、建物正面が南面することよりも敷地内で主屋建物の前面を広くとることを重視したといえる。

D ま と め

以上いくつかの観点から今回調査地区の遺構を検討した。これらはつぎのようにまとめられよう。

1) 奈良時代前半・後半を通じて、今回検出した建物は、同じ京内とはいっても宮周辺の建物とは建物規模のうえでいちじるしい差がある。

2) 奈良時代前半 十三坪・十四坪とも総柱建物が多く、敷地の性格が目ざされ、十三坪と十四坪では敷地・建物の性格がやや異なっていると考えられる。十四坪では北方に鑄造作業所が推定された。SB1710 のようにみられるように総柱建物との密接な関係をもつ特殊な建物が存在した。

3) 奈良時代後半 宅地割に関しては四行八門制の可能性が高い。宅地内を仕切る区画施設は各戸の責任で建てられたと考えられる。宅地内の建物配置に統一性はなく、主屋の棟方向は敷地の形状に左右された。

1) 奈良国立文化財研究所『平城京左京三条二坊』1975、奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和54年度』1980、p.1 など。

2) 十四坪の西半、東南隅の1/16町宅地では、敷地内を南北に二つに分けて使用しており、SB 1545

は実質的には1/32町宅地に建っているのと同じである。また、同坪西半の西南の宅地は1/16町と推定されるが、掘立柱塀が検出されていないだけで、1/32町宅地とはいえない。

4 年輪年代測定法による出土木製品の年代

遺跡の発掘調査で出土する各種木製品のなかで、年輪数がおよそ100以上あるヒノキ材のものであれば年輪年代測定法による年代測定が可能である。ヒノキは年代を1年単位で割り出すことのできる物差し（これを暦年標準パターンと呼ぶ）は、B.C. 206年からA.D. 1986年まで

* が完成している。現在、これを使って多くの遺跡出土木材の年輪年代を明らかにし考古学上の成果を得ている。

今回の平城京右京八条一坊十三・十四坪の発掘調査では、年輪年代測定法に適用できるヒノキ材の木製品として井戸枠材や井戸枠内の堆積土から出土した曲物容器類がある。これらのなかから樹皮付きの井戸枠材1点、曲物容器類3点、この他にスギ材で作った大型の折敷断片1

* 点の総数5点について年代測定を行なった。これらの年輪年代が判明すると井戸の築造年代や廃絶年代を推定する手がかりが得られる。また、ヒノキの暦年標準パターンがスギにも適用できるかどうか明らかになれば、ヒノキの暦年標準パターンを使った年代測定がより幅広い木製品に適用できるようになる。ちなみに現生木のヒノキとスギの年輪変動パターンのあいだには、距離が近いと高い相関関係にあることが判明している¹⁾。

* 今回は、ヒノキの暦年標準パターンを用いて上記5点の木製品の年輪年代を測定し、井戸の築造年代や廃絶年代についてある程度の知見が得られたことと、ヒノキの暦年標準パターンを使った年代測定がスギ材の木製品にも適用できる見通しが得られたことについて報告する。

A 試料と方法

年代測定を行なった試料は、ヒノキ材と判明したものの中からSE 1365の井戸枠板のなかから

* ら樹皮が一部に残存している板を1枚、SE 1335の堆積土から出土した曲物容器の底板1点(PL. 47-38)、SE 1867出土曲物容器の底板1点(PL.47-43)、SE 2020の枠内から出土した柄杓1点(PL. 47-36)、この他にSE 1870の枠材に再利用されていたスギ材の折敷断片1点(PL. 48-55)を加えた総数5点である。これらは、すべて柁目板に木取りしたもののばかりである。年輪幅の計測は、木製品の柁目面から年輪幅読取器を使って10ミクロンまで読み取った。

* 読み取った年輪幅データは、直ちにコンピュータに入力し、試料1点ごとの年輪変動パターングラフの作成を行なった。年輪変動パターンの照合にあたっては、暦年標準パターンを構成する年輪幅データから求めた年輪指標値を自然対数値に変換したものと、これと同様にして求めた試料1点ごとの自然対数変換値とを使って、さきの自然対数変換値を基本にし、試料1点ごとの自然対数変換値を1層ずつずらしながらその度ごとの相関係数 r を求め、つぎに t 検定

* を行なって、 $t \geq 3.5$ になる箇所をすべて検出し、そのなかでも最大の t 値に着目する方法をとった。最終決定は、コンピュータで検出した箇所をもとに、目視でもって双方の年輪変動パターングラフを透視台上に重ねあわせて、年輪変動パターン全体を詳細に検討するとともに、暦年標準パターンのなかの指標年輪の位置で試料の年輪変動パターンが一致するかどうかを確

1) 光谷拓実「わが国における年輪年代研究法の現状と展望」『考古学と自然科学』20, 1988。

No.	試料名	樹種	出土遺構	年輪数	残存最外年輪 測定年代	t 値	備考
1	井戸枠材	ヒノキ	SE1365	275	737	10.2	未加工（樹皮有）
2	曲物（底板）	ヒノキ	SE1335	261	740	9.6	外周を加工
3	曲物（底板）	ヒノキ	SE1867	204	730	10.4	〃
4	柄杓（身）	ヒノキ	SE2020	186	716	11.0	〃
5	折敷（断片）	スギ	SE1870	179	638	6.1	〃

Tab. 28 年代測定結果

めた後、暦年標準パターンの暦年を試料の年輪変動パターンにあてて、試料の残存最外年輪年代を求めることとした。

B 結果と考察

試料 5 点の計測年輪数と年輪変動パターンの照合を行なった結果、それぞれの年輪年代を明らかにできた。判明した試料の残存最外年輪測定年代および t 値については、Tab. 28 に示したとおりである。表中の t 値は、この t 値が高いほど双方の年輪変動パターンが酷似していることを示す。これをみると、5 点の数値が、一応の基本とした $t \geq 3.5$ よりもはるかに高い数値を示しており、これらの年輪変動パターンが暦年標準パターンとよく重複していることを示している。以下、5 点の年輪年代について若干の考察をする。

1 SE 1365 の築造年代について

SE1365 の井戸枠材に使われていた板は一部に樹皮をとどめていた。これの最外年輪測定年代は 737 年であった。さらに 737 年に形成された年輪を顕微鏡下で観察すると、春材につづく夏材はほとんど形成されていないと判断できたので、この原木は 737 年の夏から秋に伐採された可能性が極めて高い（もし、夏材が完全に形成されておれば、この原木の伐採年は 737 年の秋から 738 年 4 月頃までの 2 年にまたがる時期を想定しなければならない）。つぎに、井戸 SE 1365 の築造年代についてであるが、この板材の伐採年をもって即、井戸の築造年代とみなすことはできない。たとえば、この板が転用材であるとする井戸の築造年代より古い年代を示すことも考えられるが、この板材を見るかぎり、以前何かに使われていたことを示す痕跡は全く認められない。とすると、この板材は当初からこの井戸枠用材として使われたとみてよからう。残るは、この板材が SE1365 の井戸枠材として伐採後、すぐ使われたものであれば問題はないが、伐採後、何年間か寝かせてから使用したものであれば、伐採年と築造年代とのあいだに時間的ズレを生じる。したがって、この板材が何年間寝かされていたかは不明であるから、SE 1365 の築造年代を正確に求めることはできない。したがって、この場合は、少なくとも伐採後数年以内に築造したことが推定される。

2 SE 1335, SE 1867, SE 2020 の廃絶年代について

SE1335, SE1867, SE2020 から出土した曲物（底板）2 点と柄杓（身）1 点はそれぞれ井戸内の埋土から出土したものであるから、これの年輪年代が判明すれば、井戸廃絶の年代の手が

かりが得られる。これら3点の形状をみってみると、原木の中心部分を使って作ったものかあるいは樹皮に近い部分を使って作ったものか不明である。その上、曲物製品として仕上げたときに周辺をどの程度削って加工したものかも推定しがたい。したがって、これら3点の残存最外年輪測定年代は、原木の伐採年より古い年代値を示している。しかし、この遺跡は8世紀末を

* 下限とする点を考えると、これらの年代値はいずれも8世紀代を示したことから、かなり原木の外周に近い部分で木取りしていることが推定できる。しかし、これらは曲物製品に加工されたからどの程度の期間使用した後、3基の井戸に投棄されたものか不明である。これらの点を考慮に入れると3基の井戸の廃絶年代は、それぞれの残存最外年輪測定年代が示す年代を上限とし、これよりかなり後になってからのことが推定される。このように、SE 1365の場合と

* 違って、加工した木製品の年輪年代は一つの時間的定点を与えるものの、遺構の年代観とは直接結び付かない場合が多い。したがって、このような木製品から得られる年輪年代をもとにして、井戸3基の廃絶年代を推定するにあたっては、これらの測定年代ばかりでなく井戸掘形や井戸内の埋土から出土する土器や瓦あるいは木筒等の年代を勘案して総合的に判断しなければならない。

* 3 SE 1870出土のスギ製折敷の年代測定について

この折敷の断片は、もとの形状からするとほぼ中央付近で左右対称に割れており、樹心に近い方の左半分が井戸枠材に転用されていたものである。ヒノキの暦年標準パターンとこのスギ材折敷の年輪変動パターンの照合の結果、459年～638年のところで最大のt値(6.1)を検出した。このt値は、有意な相関関係があるかどうかを検定する時に一応の基準とした $t \geq 3.5$

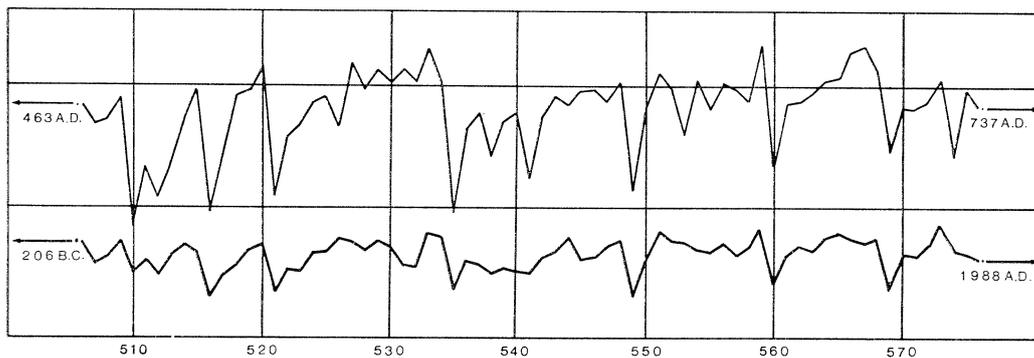


Fig. 88 ヒノキの暦年標準パターングラフ(下)と井戸部材(樹皮つき)の年輪変動パターングラフ(上)

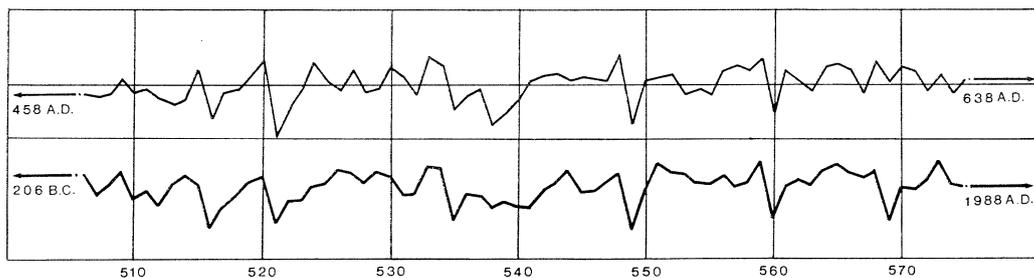


Fig. 89 ヒノキの暦年標準パターングラフ(下)と折敷(スギ材)の年輪変動パターングラフ(上)

よりもかなり高い数値である。この結果をもとに、目視でもって双方の年輪変動パターングラフを重ね合わせてみても、両者はほぼ平行な形で変動変化しており、正しく重複していることを確認した。Fig. 89 にはヒノキの暦年標準パターングラフ（下）とスギ材折敷の年輪変動パターングラフ（上）とを示した。ここでヒノキの暦年標準パターンを構成する試料が主に平城宮跡出土の柱根類であることを考えると、このスギ材の産地はこれらの柱根類が伐採された産地と近いことが推定される。この結果から、地域的な問題は残るもののヒノキの暦年標準パターンを使った年代測定がスギ材のものにも適用できるとの見通しを得ることができた。なお、今回の場合、完形品でなかったことと、転用材であることを考え合わせると、原木の伐採年よりかなり古い年代を示していることが考えられるため、この年代値をもってただちに井戸の築造年代とみなすことはできない。

C ま と め

今回、ヒノキの暦年標準パターンを使って、井戸枿材 1 点、井戸埋土から出土した曲物容器類 3 点の年代測定をおこない、それぞれの年輪年代を求めることができた。その結果、SE1365 については築造年代を、SE1335, SE1867, SE2020 については曲物類を井戸に投棄した年代の上限すなわち、廃絶年代を考察する上で大変有効な年代値を提供できた。また、SE1870 の井戸枿に転用されていたスギ製の折敷（断片）の年輪年代を求めることができたことにより、地域的な適用範囲の問題は残るものの、ヒノキの暦年標準パターンを使った年代測定法がスギ材の木製品にも応用できる見通しが得られた。

なお、最後にヒノキ、スギを含めた 6 樹種を用いた暦年標準パターンの作成状況¹⁾をかかげておく (Tab. 29)。

採取地	樹種	作成年代	試料の年代
長野～奈良	ヒノキ	206 B.C.～1986 A.D.	弥生～現代
石川	〃	200年分 ^{*1}	縄文時代晩期
長野	サワラ	1736 A.D.～1985 A.D.	現代
長野	アスナロ	1751 A.D.～1985 A.D.	〃
青森	ヒノキアスナロ	1746 A.D.～1986 A.D.	〃
岩手	〃	1743 A.D.～1986 A.D.	〃
秋田	スギ	1779 A.D.～1986 A.D.	〃
〃	〃	397年分 ^{*1}	奈良時代
〃	〃	848年分 ^{*2}	縄文時代
栃木	〃	1630 A.D.～1976 A.D.	現代
高知	〃	1741 A.D.～1986 A.D.	〃
長野	コウヤマキ	1749 A.D.～1985 A.D.	〃
奈良	〃	672年分 ^{*1}	奈良時代
近畿	〃	313年分 ^{*1}	古墳時代
〃	〃	697年分 ^{*1}	弥生時代

*1 考古学の発掘所見に基づく標準変動パターン

*2 放射性炭素 (C14) 法に基づく標準変動パターン

Tab. 29 6 樹種を用いた暦年標準パターンの作成状況

1) 光谷拓実「わが国における年輪年代研究法の現状と展望」(前掲)による。

5 鑄造関係遺物と工房の性格

十三・十四坪出土の鑄造関係遺物は、従来知られていた平城宮・京の鑄造関係資料を、質・量ともに大きく凌駕するものであり、奈良時代の鑄造技術の実態を解明する上で、きわめて貴重な資料といえる。ここでは未製品と数多く出土した埴塼と鞆羽口の特異性を手がかりに、鑄造技術、工房の性格などに関して考察を加える。

A 特殊な埴塼

十四坪の炭化物土坑を中心に出土した多数の埴塼は、そのほとんどが土師器を転用したもので、平城京の中ではきわめて特異な形式の埴塼である。いずれも土師器の内面を中心に、長石・石英粒を多量に混入した粘土を厚く塗って碗形に整えている。塗られた粘土は土師器の口縁を厚く被覆しており、片口に注口をつくりだしたものや、外面全体に薄く粘土を塗りつけたものもみられる。こうした土師器を転用した埴塼は、平城京の内外を通じて類例の乏しいものである。

平城宮および京から出土した埴塼は、かなりの数にのぼる。その主流を占めるのは半球形につくられた粘土製埴塼で、外径 10cm、深さ 2.2cm の小型品から、推定外径 25cm、深さ 8cm 代以上の大型品まで用途に応じて様々な大きさの埴塼がつけられている。最も一般的にみられるのは外径 13~14cm、深さ 4cm 前後のものであり、片口の注口をつくりだす例が多い。胎土には長石・石英粒を多量に含んだ砂を混入しており、稀にスサや靱殻などを混入する例がある。

平城京左京三条四坊七坪の和同開珎の鑄銭工房からは30点以上の粘土製埴塼が出土したが、それらは外径 17cm、深さ 5.5cm 前後の統一規格をもつ¹⁾。また、ここからは、半球状の凸型に粘土を被せる型作り法で埴塼を製作したことを示す未使用の埴塼片が出土している。こうした粘土製埴塼に対して、土師器転用埴塼については、本遺跡での出土例を除くと、断片的な資料がわずか3例確認されているにすぎない。左京三条五坊四坪（第141-7次調査）出土の杯Aを転用した埴塼、宮南面大垣東端地区（第155次調査）土坑 SK 11650 出土の甕を転用した埴塼、左京三条二坊七坪（第184次調査）焼土坑出土の甕を転用した埴塼がそれで、前2者はわずか1点ずつが出土、後者は10数点の細片が出土している。土坑 SK11650 から出土した埴塼は完形品で、甕の体部を利用したもの。頸部のくびれ部を注口としてとりこむなど、今回出土した埴塼と同工の埴塼である。また左京三条二坊七坪出土の埴塼はすべて小片であるが、鑄造炉とみられる焼土坑に埋っていたもので、本遺跡と類似した鑄造作業を想定できる。このような土師器転用埴塼に関しては、従来は資料が少ないこともあって、粘土製埴塼の不足を補う代用品と理解してきた。しかし、今回出土した430点の埴塼のほとんどすべてが転用埴塼であることを考えると、むしろ積極的に土師器を利用する合理的な発想のもとに製作された埴塼と考えるべきであろう。

一方、平城京外に目を転じると、最近調査された大阪府南河内郡太井遺跡²⁾に唯一の類例がある。太井遺跡からは8世紀前半代に営まれた3基の鑄造関係遺構が検出され、多量の埴塼（報告書ではトリベと表現）と鞆羽口などが出土している。埴塼は280点にのぼり、それらは、土

1) 奈良国立文化財研究所『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』1980。

2) 大阪府教育委員会・大阪文化財センター『太井遺跡（その2）—調査の概要』1987。

師器甕転用埴塼(A)、土師器皿転用埴塼(B)、専用に焼成された土師器外容器を使用した埴塼(C)、粘土製埴塼(D)の4群に分類される。このうち中心となるのは土師器甕を転用した埴塼¹⁾で、甕の体部を利用し、頸部を注口に利用するなど、甕の転用法や形態に、今回の出土品と強い類似性が認められる。太井遺跡からは鋳型や未製品が出土しておらず、製作品は明らかでないが、3基の焼土坑を中心に出土した鋳造関係遺物はすべて鋳銅にかかわるもので、線業年代をほぼ同じくする本遺跡との間に工人集団を媒介とした強い類縁関係を想定することができる。

本遺跡での埴塼は完形品が少なく、容量を測定できたものはわずに2点にすぎないが、1が最大容量 50cc、2が 150cc と容量はきわめて小さい。他の埴塼も転用した甕の大きさに規制され、これらと大差ない容量と推定できる。このことは、本工房でおこなわれた鋳造が小型品を対象としたものであったことをものごと、後述する製作品の推定とも矛盾しない。

B 鋳銅用の鞆羽口

鞆羽口は総数 141 点が出土した。高熱にさらされるので破損しやすいという性格上、細片が多く、本来の形状を知りうるものは少ない。大半は直線羽口の破片であるが、特殊な形態をとる湾曲羽口も存在する。直線羽口の形状は、先端部から元口に向かって孔径と筒部外径を次第に大きくし、元口裾部をラッパ状に屈曲させた形態で、従来平城京から出土している羽口と大差ない。平城京からこれまでに出土した羽口は、全長 15cm 前後のものが一般的で、先端部の孔径は 2.5~3.0cm のものが多い。中には孔径や筒部外径が先端から元口までほとんど同じもの、や元口裾部の屈曲が緩やかなもの、きわめて肉厚に作られたものなど、若干のバリエーションが認められる。しかし、鋳造用・鍛冶用など、用途による差異が識別できるには至っていない。

近世の鍛冶用羽口の製作方法を記した「鉄山必要記事」によると、髓抜(ずぬき)とよばれる片細につくった丸棒(長さ3尺5寸、元径1寸2分、末径8分半)に堅くねった粘土玉をつきさし、これを叩きしめて形を整え、棒を抜いた後に元口部を広げて仕上げる、といった製作工程をとっている。このような髓抜棒を用いた羽口の製作技法は、奈良時代以前に遡る可能性が強く、本遺跡の出土例をはじめとして、平城京出土羽口の通風孔内面にも、丸棒の痕跡がしばしば認められる。ただし、近世の羽口の製作技法と大きく異なる点は、丸棒につきさした粘土玉を、曲率をもつ細長い材を簾状に編んだ道具によって巻きしめる点にある。その後の調整段階で、外面をなでて平滑に仕上げたものや、まれに刷毛目調整を加えたものなどもあるが、基本的な成形方法に変わりはない。こうした簾状用具による巻きしめ技法は、7世紀以前に遡る奈良県水落遺跡や法隆寺若草伽藍³⁾に関する遺構から出土した羽口にも認められる。

さて本遺跡の羽口の中で特に注目されるのは、総数11点にのぼる湾曲羽口の存在である。その形状には12のように全体が弧状に湾曲したもの(湾曲羽口A)と、14のように直線羽口の先端に粘土をつぎたして側面に通風孔を開口させたもの(湾曲羽口B)がある。こうした湾曲羽口は全国的にみても類例が少なく、平城京では、本例を除くと、先述した左京三条二坊七坪の

1) 太井遺跡での、4群の構成比は、口縁部残存率80%以上の53点の内訳がA:43点、B:1点、C:3点、D:6点で、本遺跡同様、土師器甕を転用した埴塼が圧倒的多数を占めている。

2) 下原重伸「鉄山必要記事」1784(『日本科学古典全書』第十巻 1944所収)。

3) 法隆寺『法隆寺防災施設工事・発掘調査報告書』1985。

焼土坑出土品の中に湾曲羽口Bが1点みられるにすぎない。湾曲羽口は炉の主要部分が地下にあるような¹⁾ 鑄造炉に対応した羽口と理解されている。

わが国における最古の湾曲羽口の例は弥生時代にある。大阪府東奈良遺跡や奈良県唐古・鍵遺跡の銅鐸鑄造関係遺物の中に、弧状に湾曲した湾曲羽口Aに近い形状の羽口が存在する。弥生時代の湾曲羽口と本遺跡の湾曲羽口がどのような系統的関係をもつのか、現状では資料の制約もあって明らかにしたいが、ともに銅の鑄造用の羽口である点が共通する。奈良時代には、全国的にみてもほとんど類例がなく、京外では先述した大阪府太井遺跡で唯一の類例がみられる。太井遺跡からは9点の羽口が出土しており、いずれも湾曲羽口Bに相当する。奈良時代の湾曲羽口を出土した平城京の2遺跡と太井遺跡は、すべて鑄造炉とみられる焼土坑を伴い、土師器転用埴塼を用いて小規模な鑄銅作業を行なっている点に共通性があり、湾曲羽口と土師器転用埴塼がともに特殊な存在である点を考慮すると、3遺跡で行なわれた鑄銅作業が、同一の技術的基盤をもつ工人集団によってなされた可能性が高い。

全国各地の羽口を集大成した葉賀七三男氏は、近世の鉱山絵図である「対州下県板際銀山路図」の「山下鞆図」や、「但馬銀山金吹慶喜之図」に描かれた特殊な形態の羽口、すなわち先端付近がくの字状に屈曲した羽口（折れ羽口）をとりあげ、銀や銅の製練工程において床の湯の面に対して上方から送風し、微妙な温度の調節をはかる機能を想定している。「対州下県板際銀山路図」にみえる折れ羽口の下には、直方体の上面が弧状にくぼんだ枕が描かれており、羽口を支持するための道具と推定されている。これに近似した土製品が、本遺跡や左京三条二坊七坪の焼土坑から湾曲羽口とともに出土しており、湾曲羽口を支持するための土製枕であったと考えられ、奈良時代の湾曲羽口と近世の折れ羽口の間にも機能的な類縁関係が想定できよう。

以上のように、湾曲羽口は非鉄金属の溶解に使用された特殊な羽口で、弥生時代から近世へと系譜的に連続する可能性があり、その発展過程は奈良時代の湾曲羽口を媒介に据え、湾曲羽口A→湾曲羽口B→折れ羽口という段階を経るようである。資料の少ない現状では以上の概括的な見通しにとどめておこう。

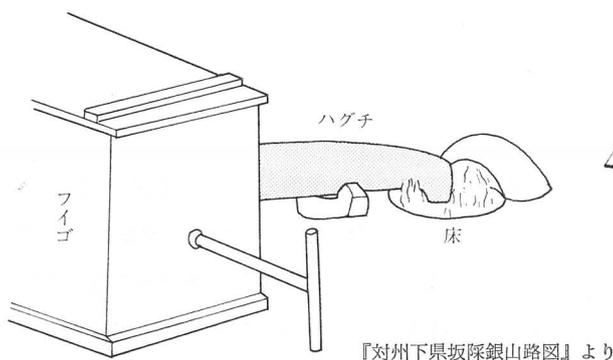


Fig. 90 近世の折れ羽口

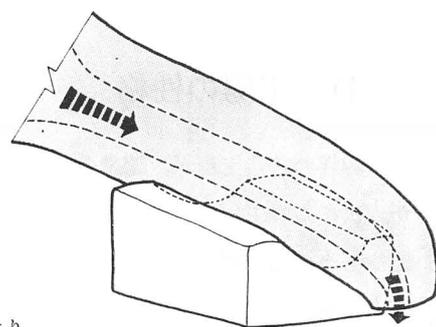


Fig. 91 湾曲羽口と羽口台使用想定図

1) 村上英之助「ふいごと羽口の系統序説」『日本製鉄史論』1969。
2) 東奈良遺跡調査会『東奈良』1976、奈良県立歴史考古学研究所『昭和52年度唐古・鍵遺跡発掘調査概報』田原本町教育委員会 1978。
3) いずれも日本鉱業史料集刊行委員会編『日本鉱

業史料集第九期近世編』1988所収。

4) 葉賀七三男「折れ羽口—続尾鉱録」『日本鉱業会誌』1086・1087, 1978。

5) 西一坊坊間大路西側溝 SD920 から完形に近い土製枕の出土がある。奈良国立文化財研究所『平城京右京八条一坊十一坪発掘調査報告書』1984。

C 製作品の推定

次に当該工房がいかなる製品を製作したかを推定しよう。本工房からは鋳型は出土しなかったものの、2点の未製品が出土している。1点は、井戸 SE1867 の埋土中から出土した巡方の未製品、もう1点は焼土坑 SK1824 から出土した鉸具のC字形外枠の未製品で、ともに銚帯を構成する金具である点が注目される。*

これまでに平城宮・京から発見された銚帯金具は250点近くを数える。他方、その未製品は、本例を除くと、巡方（右京八条一坊十一坪の西一坊坊間路西側溝 SD920）と鉈尾（羅城門に近い朱雀大路西側溝²⁾）が各1点あるだけで、その数はきわめて少ない。巡方の未製品が出土した SD920 は、本工房の東 200m 弱の近接地にある。やはり多量の鑄造関係遺物を伴っており、本工房跡と一連の金属工房が十一坪にも展開していた可能性が高い。その中には、銅鋸の未製品や金銅製の花形裁文の切屑などがあり、これらの工房でかなり多様な銅製品が生産されていたことがわかる。*

銚帯金具未製品を仔細にみると、巡方は計画寸法が横幅 2.1cm (0.7寸)、縦幅 1.8cm (0.6寸) につくられた帯幅 0.7寸に伴う最小の巡方で銚具は帯幅 2.7cm (0.9寸) に伴うものである。さらに SD920 出土巡方は横幅 2.51cm (0.8寸)、縦幅 2.16cm (0.7寸) に計画された帯幅 0.8寸に伴う帯金具であり、少なくとも当工房で3種類以上の規格の銚帯が製作されたことがわかる。*

銅製銚帯は、烏油腰帯とよばれるように、帯の全面に黒漆が塗られたことが出土銅銚や正倉院に残る革帯から知られるが、当鑄造工房に隣接して漆工の工房が営まれている事実は、きわめて示唆的である。すなわち、鑄工の手によって製作された銚帯金具が、漆工や皮革工などの手を経て、銚帯として完成する工程を推測させるものであり、近接して営まれた鑄造・皮革・漆工の分業によって、銚帯生産が行なわれた可能性を示すものといえる。また十一坪を含む工房群での製作品は、銚帯の他に銅鋸や裁文などの小型品に限られるが、こうした小型品の製作は先にみた埧塙の容量などとも矛盾せず、製品の大きさに規定された鑄造作業の規模、効率性などを反映するものと理解される。*

D 工房の性格

十四坪の鑄造工房が、銚帯金具をはじめとする小形製品の製作場であった可能性を指摘したが、次にこの工房の性格を考えてみよう。本工房が官営か私営かという問題は平城京の経済構造や都市構造を明らかにするうえで、さらには、平城京という古代都市の歴史的な性格を考察する上で重要な意味をもつとともに、古代手工業史や技術史にもかかわる問題を内包している。

前述したように、本工房では数種類の規格の銚帯が製作されている。銚帯は、律令位階制度に密着した衣服制と深くかかわり、官人の位階を可視的に表現するものであり、その生産と管理に国家が深く関与した可能性が高い。本工房は、平城京の造営に伴い十四坪に設営されたとみられ、官による造都計画にもとづいて配置されたものと考えられよう。本工房が設

1) 前頁註5) 前掲書。

査報告』1972。

2) 大和郡山市教育委員会『平城京羅城門跡発掘調

営された平城京遷都の時期はわが国における本格的な貨幣の鑄造開始時期にあたり、鑄錢権の国家的独占体制を維持するため、銅生産と加工に対しては厳格な国家的統制がしかれつつあった¹⁾。以上の諸点は、いずれも本工房が官営工房であったことを強く示唆している。

- 平城宮の官営工房に関しては、まだ実態が充分解明されていないが、金属加工にかかわる工
- * 房は宮内で3箇所みつまっている。それらは玉手門・佐伯門中間地区(6ADF区)で検出した鍛冶工房 SX1978, SK1979(第18次調査), 馬寮地域(6ADD区)で検出した鍛冶工房および覆屋 SB6360(第59次調査), 宮東南隅地区(6AAI区)で検出した炉(第32次補足調査)の3箇所²⁾で、いずれも宮の外縁部に設けられた小規模な工房である。このうち、6AAI区の工房の周辺からは多量の鉄製品に混在して銅鋸, 銅鑄, 銅針などの銅製品が埴埴, 羽口, 銅切屑など
 - * とともに出土しており、鍛冶と鑄造があわせて行なわれていたと推測できる。この鑄造工房から出土した羽口と埴埴は、直線羽口と粘土製埴埴で、今回出土品とは様相を異にする。しかし出土した銅製品の中には、鑄張りを残したり堰の切断痕をとどめた飾鋸の未製品があり、今回の工房と同様、小型の銅製品の鑄造を行なった工房と考えられる。この工房に関しては伴出し、た木簡などを手がかりにして、東宮の家政機関である主工署関係の工房とする説もある³⁾。
 - * いずれにせよ官営工房としては小規模で、これらの工房の生産だけで国家的需要を充足しうるはずはなく、平城宮の内外に設けられた複数の工房群の存在はかねてから充分予想されていたところであった。今回検出した工房は、そうした作業場の一つである可能性が高く、鑄造作業に不可欠な木炭や鑄物土をはじめ、工房の経営に必要な各種の物資を調達するために、交通の至便な西市の近接地が選ばれたと推察する。
 - * つぎに本工房を管理した官司および生産に従事した工人の性格について考えてみる。令制によると、金属加工は大蔵省の被官官司である典鑄司、宮内省の鍛冶司、兵部省の造兵司が担当することになっている。このうち鍛冶司は鋼鉄雑器の鍛造を、造兵司は兵器の製造を職掌としており、当鑄造工房との関係は薄いとみてよい。当工房と密接に係わるとみられるのは典鑄司で、その職掌は金・銀・銅・鉄の鑄造と鍍金や彫金などの加工とともに、瑠璃や玉の製作をも
 - * 担当しており、広汎な分野にわたる技術者を擁していたことが知られる。当遺跡からも鑄造関係遺物の他に琥珀や水晶片、それにガラス小玉やガラス埴埴が出土しており、典鑄司の職掌と重なる部分大きい。

本工房を典鑄司の経営した工房の一つと考えると隣接の漆工の工房も官営の工房とみななければならない。当時の漆は銅に優るとも劣らぬ貴重品で調として諸国から徴収された。漆は大蔵

- * 省に保管され、同省被官の漆部司が漆塗りを担当した。したがって本遺跡の漆工房を、漆部司に所属する工房の一つと考えるのが最も自然であろう。漆部司は、典鑄司と同様、大蔵省に所属する。大蔵省はその職掌として官有物品の管理・出納以外に染色・金工などの手工業生産を担当しており、典鑄司、漆部司の他に掃部司、縫部司を統轄していた。さらに同省直属の技術者として百済手部、百済戸を率いる典履、狛部・狛戸を率いる典革を抱え、靴履鞍具など皮革

1) 平野邦雄「日本における古代鋳業と手工業」『古代史講座 9』1963, 榮原永遠男「和同開珎の誕生」『歴史学研究』416, 1975。

2) 奈良国立文化財研究所『平城宮報告 IX』1978,

同『平城宮報告 XII』1985, 同『平城宮第27・32次発掘調査概報』1966。

3) 櫛木謙周・榮原永遠男「技術と政治一律令国家と技術」『技術の社会史 1』1982。

製品の製造をも行なった。先に鍔帯の製作工程として鑄工、漆工、皮革工の分業体制を想定したが、こうした体制が大蔵省管下の工人のみで構成しうる点はきわめて重要な意味をもつ。十四坪および十一坪が大蔵省に所属する複数の官司の共同の作業場であった可能性があり、その中で典鑄司、漆部司、典履・典革が各工房を営み、共同して製品の製作にあたったと考えるならば、鍔帯の製作にかかわる分業の過程も、より蓋然性の高いものとなろう。今回の調査では皮革工房の存在を確認することができなかったが、先述した西一坊坊間大路西側溝 SD920 からは馬・牛を中心とする多数の動物遺存体の出土があり、十一坪で皮革生産がなされた可能性を示している。この遺存体に関しては、出土状況や遺存状態などから、牛馬を解体して革・脳・角などを採取し、残滓を SD920 に投棄したと考えられ、宮の斃牛馬を再利用する目的で皮革工人が皮の鞣しに適した水辺で解体処理を行なったと推察されている¹⁾。骨の出土点数は700点近く、京内では他に例をみない出土量の多さと、製塩土器が、破片数にして3,000点以上出土している事実も、この推測を補強するものといえよう。

このように十一・十四坪を一体の官営作業場とみると、具体的な遺物、遺構を通して鑄工・漆工・皮革工の存在と活動の形跡を追認でき、しかもこのような作業場が大蔵省管下の典鑄司、漆部司、典履・典革に所属する工房の複合体として機能した可能性が高い²⁾。このことは、鍔帯製作を大蔵省が統轄したという新たな事実を示唆するとともに、従来想定されていた律令期の官営工房のあり方、すなわち各種の工人を一つの管理系統のもとに結集し、生産の一部を分担させる官営工房特有の分業体制を具体的に確認できる点で大きな意義をもつものといえる。

奈良時代の金属加工の技術者は、銅工、鉄工、銅鉄工、鑄工、鍛冶、冶金工など、扱う金属の種類と加工技術によって分類されている。典鑄司に所属する技術者は、雑工部に率いられた雑工戸を基礎とすることになっていたが、『令集解』職員令古記によると、典鑄司には専属の雑工戸がなく、造兵司所属の雑工戸(217戸)と鍛冶司所属の鍛戸(338戸)の中から抽出して上番させるとともに、実際は高麗、百濟、新羅の技術者で雑工戸とは系統を異にする雑工人が生産に従事していたようである。鍛冶司は大同3年(808)に木工寮に吸収されるが、『延喜式』によると木工寮所属の鍛冶戸は372戸あり、その分布は左右京、畿内、近国に集中している。また、造兵司所属の雑工戸は天平16年(744)に雑工から解放されたが、天平勝宝4年(752)に再編成され、『延喜式』では兵庫寮に所属する。その戸数は374戸で、左右京と畿内、周辺諸国に分布する。

先に触れたように、十四坪の出土遺物と大阪府太井遺跡出土遺物の間には、きわめて強い類縁関係が認められ、同一の技術的基盤をもつ工人集団の活動が推測された。太井遺跡の所在地は河内国丹比郡黒山郷に比定されているが、この地は中世に鑄造業で全国を制覇した、河内丹南鑄物師集団の根拠地にもあたる。丹南鑄物師は12世紀中葉以降、梵鐘、燈籠、鰐口、大釜などの銅・鉄製品の鑄造で活躍したが、太井遺跡での様相をみると、その技術的伝統の基礎は奈良時代には既に形成されていたものと考えられる。丹比郡を本貫地とする丹比氏のうち、丹比

1) 松井 章「養老厩牧令の考古学的考察—斃れ馬牛の処理をめぐって」『信濃』39-4, 1987。

2) 律令制下の皮革生産は内蔵寮と大蔵省が担当したが、『令集解』職員令穴記によると造皮加工は大蔵省に限られており、それを両官司の工房で製

品化した。造皮加工を示す斃牛馬の処理は、それにあたった工人が大蔵省に所属したことを物語る。前沢和之「古代の皮革」『古代国家の形成と展開』1976参照。

真人三宅麻呂が和銅元年（708）に鑄銭司の長官に任命されたのをはじめとして、天平13年（741）に同家主が鑄銭司長官、神護景雲2年（768）に丹比真人乙安が同次官、宝龜5年（774）に丹比宿禰真嗣が同長官に任命されるなど、丹比氏が鑄銭司関係の要職を占める機会が多かったことは、丹比氏が金属加工技術に通曉した氏族であったことを示している¹⁾。また河内国内に

- * は先にみた鍛冶戸、雑工戸があわせて117戸存在し、畿内の中でも大和国に次ぐ技術者の供給地であり、金属加工技術の先進地域であった。以上のことから考えると、本工房で生産に従事した工人の性格に関して次のような二つの解釈が成立する。

第1は、本工房を典鑄司の管轄する工房とみなし、太井遺跡の工人集団と同一の系譜下にある河内国の雑工戸が本工房に上番し、生産に従事したと考える解釈で、第2は同様に太井遺跡

- * の工人集団と同一の系譜下にある渡来系の雑工人が本工房で生産に従事したと考える解釈である。このうち渡来技術者である雑工人に関しては、史料上確認できる工人名のうち、鑄工部門に秦氏もしくは秦氏系の技術者が多く、鑄造技術は新羅系渡来人を中心に世襲されていたとする平野邦雄氏の考証がある²⁾。注目すべきことに太井遺跡と本工房跡からは、ともに統一新羅の土器が出土しており、第2の解釈の成立する余地は多分にある。

- * 最後に、本工房の立地条件、とくに西市との関係について考えてみよう。平城京西市は右京八条二坊五・六・十・十一坪に比定されており、本工房の占地する八条一坊十四坪とは西一坊大路をはさんで一町の近距離に位置する。平城京西市の構造については、四周にめぐらされた垣の内部に市・肆が建ち並び、市司の院や南庭の存在したことが文献から知られるが、遺構の実態は明らかでない。10世紀に下るが平安京の東市では市の周囲に、東西南北各2町ずつ計8
- * 町の外町が存在し、市人が居住し商業活動を展開したことが知られている。この外町の形成時期は、長岡京、平城京にも遡源する可能性は充分にあるものと考えられ、もし外町の存在が奈良時代に遡るとすると、本工房は西市外町に東接した位置を占めることになり、市に近接しているということが重要な立地条件であったと考えられる。

一方、先述した西一坊坊間路西側溝は、平城宮南面西門(若犬養門)に通じる堀河で、西市と

- * 平城宮を結ぶ物資運搬用の運河と推測される。当該地はちょうど西市と西一坊坊間路西側溝にはさまれた地にあたり、西市からの物資運送の起点として、重要な役割を担ったことは想像に難くない。このように、十四坪に鑄造工房が営まれた背景には、西市との深いかわりか推測されるのである。

以上、本工房跡出土の鑄造関係遺物をもとに、工房の性格を推考してきた。すでに述べたよ

- * うに本工房の繰業期は、貨幣経済への本格的な突入期にあり、鑄銭権の国家的独占維持のため、銅の生産加工に対しては、国家的統制が著しく強化された時期にあたる。こうした状況は、全国的にみても、奈良時代の鑄銅遺構が鑄銭や寺院の仏具や梵鐘などの鑄造にかかわるものを除くと、きわめて少ないという事実と符合する。つまり、銅の生産と加工は国家的統制のもと、官営工房特有の原則を貫いて展開したことが予測されるのであり³⁾、本工房を官営工房と
- * 推定する有力な論拠にあげることができよう。

1) 吉田 晶「古墳と豪族—丹比連(宿禰)と丹治比公(真人)を中心にして」『古代の地方史3』1979。

2) 平野邦雄「秦氏の研究」(二)『史学雑誌』70-4, 1961。

3) 浅香年木『日本古代手工業史の研究』1971。

6 富本銭について

井戸 SE1555 から出土した新種の銅銭「富本」は、すでに述べたように、井戸の底面近くから和同開珎 8 点、萬年通寶 1 点、神功開寶 2 点とともに出土したものである。出土状態などから、この銭が奈良時代の銅銭であることに疑いの余地はない。

「富本」銭はまた左京一条三坊の東三坊大路東側溝 SD650 にも出土例がある¹⁾。これは、1969 年に和同開珎から延喜通寶にいたる 11 種 725 点にのぼる皇朝銭とともに出土したが、腐蝕が進み銭文が不鮮明なため、銭種不明銭として扱っていた銭である。今回は「富本」銭との比較により、同種の銭であることを確認した (Fig. 92)。SD650 は、8 世紀初頭に開削され 10 世紀初頭まで機能した溝で、「富本」は 9 世紀を下限とするこの溝の下層から出土した。

このように今回発見の「富本」は、平城京における 2 例目の出土であり、その鑄造時期は SE1555 の廃絶した奈良時代末以前に求めることができる。

いっぽう、古泉界には数種の富本銭が伝存しており、江戸時代に盛行した絵銭の一種とみるのが通説になっている。絵銭は祝賀、賞賜、戯玩、装飾、護符、記念など多岐にわたる目的で鑄造した通貨以外の銭で、多くの場合、吉祥句や様々な図柄で飾り、種類は 2000 種以上に及ぶといわれる。絵銭の起源については、足利義政の六条銭を嚆矢とする説、寛永銭座開設時の祝賀銭を始まりとする説、寛文 10 年 (1670) の古銭使用禁止令を契機とする説などがあるが、元禄年間以降に盛行したというのが通説である²⁾。以上のように今回の発見による知見と古泉界の通説との間には、実に 900 年近い齟齬が生じる。これをどのように考えるべきであろうか。

そこで、古泉界に伝存する富本銭を図譜類から抽出し比較してみると、Fig. 92 のように大きく 2 種に分類することができる³⁾。挿図上段に示した 4 点の銭は、今回の出土品とは明らかに型式を異にする一群である。方孔が円孔に変化し背面に上り藤を配した 1、七曜文が梅鉢文で表現された 3・4、また富の字体を異にする 2 など、変化に富み絵銭特有の新しい要素がみられる。これに対して、今回出土と型的に類似するのが、中段に示した 4 点である。実物での比較ができないため、今回出土銭と同範かどうかは断じ難いが、銭文、銭容ともに良く似た一群の銭といえる。この種の「富本」は上段の銭に比べると数をはるかに少なく、「此銭贖物最多シ、真正ノモノハ僅カニ三品ニ過ギズ」といわれるほどの稀少品とされている⁴⁾。いずれも銹化が進み外輪が欠損するなど、他の絵銭にはみられぬ出土品特有の特徴が共通する。

以上のように、古泉界に伝わる富本銭には大別して 2 種類あり、前者の富本は円孔、梅鉢文、上藤など江戸時代に盛行した絵銭特有の特徴をそなえており、後者の模鑄と考えられる。したがって、今回の発見例を年代の確実な定点とする限り、奈良時代の「富本」が出土品もしくは伝世品として後世に伝わり、稀少銭の収集熱が高揚した江戸時代に絵銭として模作されるに至ったと推察できよう。絵銭の中に、和同開珎や萬年通寶を模した作品が数多く存在することもそうした推測を裏づける。こうした新旧の富本銭を渾然視する古泉界の中で、唯一「其製

1) 奈良国立文化財研究所『平城宮報告 VI』1975, P. 101, PL. 101.

2) 小川 浩『日本貨幣図史 10』1965.

3) 赤坂一郎「富本鑄造時代のナゾ」『絵銭』3, 1986.

4) 今井風山軒『風山軒泉話』1889.

図譜類にみえる富本銭

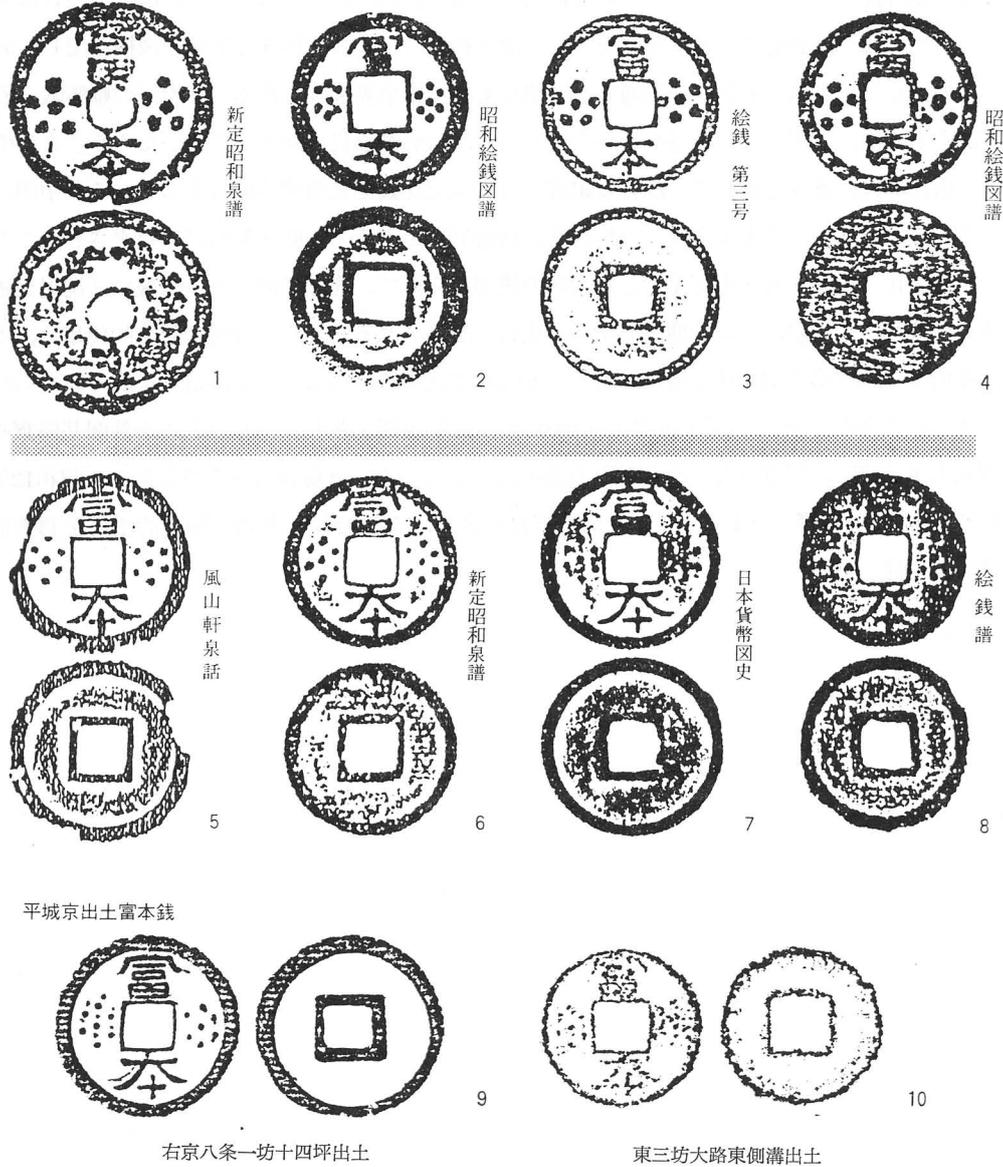


Fig. 92 富本銭各種 (実大)

古朴，和同銭ト無二ノ看アリ，（中略）或ハ富本ノ字義ハ，和同銭司ノ開鑄祝賀ノ銭ナル乎」
 とした今井風山軒の説は、¹⁾祝賀銭の当否はともかく卓見といえる。²⁾

今回の「富本」の発見は、従来の貨幣史研究に一石を投じるものであり、奈良時代に通貨以外の銭が铸造された歴史的背景の解明が今後に残された課題となっている。わが国の貨幣制度

1) 前頁註4)に同じ。

2) 富本の字義については、今の所、その出典、意味を明らかにしがたい。晋の魚褒の『銭神論』を要約した小葉田淳氏は「富がすべての本源であり、貨幣が富の本体であるという所に、銭神論の核心があるように解せられる。」と述べており（小葉田淳「我邦貨幣と厭勝的使用との関係に就いての

考察」『日本貨幣流通史』1943）富本の意味を考える上できわめて示唆的である。また大と十の合字である「本」は、奈良時代には広く本の異体字として使用されているが、元来は十人がけて進むことの早さを表わしており、富本は富の蓄積がはやく進むことを祈願する語句とも考えられる。

導入の模範となった中国には、すでに漢代から厭勝銭（えんしょうせん・ようしょうせん）とよばれる通貨以外の銭が存在する。厭勝銭とは災禍を鎮め、福をもたらすためにつくられたまじない用の銭で、銭文には吉祥句や呪句、霊獣や神仙、星斗など特殊な字句や図柄を配しており、先述したわが国の絵銭と一脈通じた性格をもつ。古泉界には「富本」を中国の厭勝銭とみる説もあるが、中国からの発見がないところから、わが国独自の銭とみてよいだろう。また中国の唐代には、誕生を祝して「洗児金銀銭」という記念銭を私鑄する慣行もみられる¹⁾。中国のこうした厭勝銭や「洗児金銀銭」の慣行が、貨幣制度の導入と同時にわが国に将来されたことは、唐文化の模倣・導入を至上とした当時の情勢からみて、充分予測しうる。現に「洗児金銀銭」に類するものは、平安後期から中世の史料に散見される²⁾。さらに貨幣の呪術的使用は、本遺跡出土の胞衣壺 SX1400 や地鎮め遺構 SX1535 に代表されるように平城京内に広く認められるところである。また、天平宝字4（760）年に萬年通寶とともに鑄銭された金銭開基勝寶や銀銭太平元寶を、通貨として流通した形跡のないことから、厭勝銭とみる説もあり、昭和12年（1937）に開基勝寶とともに出土した賈行銀銭を含め、奈良時代の貨幣の厭勝的使用を再検討する必要がある³⁾。⁴⁾あろう。

1) 『資治通鑑』唐紀 天寶十載正月条。

2) 『山槐記』『源平盛衰記』治承2年11月12日条の中宮御産事や、『花園院御記』文保3年4月21日条の皇女御産の記事などに、金銭九十九文の使

用がみえる。

3) 原 三正「錢貨学史序説(八)」『古泉』26, 1974。

4) 末永雅雄他「開基勝寶等出土地」『奈良市史 考古編』1968。

7 出土史料の性格

A 漆紙文書

先に掲げたように、今回出土した漆紙文書は断片が多く、その全容を解明することは困難である。しかし、その特徴として、(A)戸籍・計帳様の文書が含まれていること、(B)仏典があるこ

* との2点をあげられよう。

(A)については、界線を有し、年令とみられる数字を大字で記した(1)、及びそれと同筆と思われる(2)(9)、やはり界線をもち(男)女の内訳を書く(3)、年令区分を記す(5)などがある。その他女性名を連記する(10)、戸主・婢といった身分を記す(7)(8)、界線をもつ(4)など、籍帳に頻出する用語や形式を示すものも含めることができよう。

* 上に指摘した漆紙文書の表記・様式の類例を現存する籍帳に求めると、(1)の界線・大字の数字はたとえば大宝2年(702)「筑前国嶋郡川辺里戸籍」、同年「豊前国上三毛郡塔里戸籍」等多数あり、(3)の界線・内訳は、天平5年(733)「山背国愛宕郡計帳」の各戸冒頭部に一例をあげると「今年計帳定見良大小口参拾伍

人^{男十七}

女^{十六}」(大日本古文書第1巻506頁)

* のように見える(Fig. 93)。また天平5年「右京計帳」でも、たとえば右京三条三坊の出庭徳麻呂の戸の冒頭部分に「去年計帳定良口拾伍人^{男六人}」(同上484頁)とあるが、このすぐ下には

* 横界線が入り、(3)と同様の形態を残している(Fig. 94)。

このように籍帳に類例を見つけることができることは注目される。これまで

* 平城宮・京では本遺跡以外に6箇所

から漆紙文書が出土している(Tab. 30)。

そのうち左京三条一坊十六坪の

宅地内土坑から出土したものには、人

名・年令・年令区分とともに「浮浪」

の注記があり、計帳とみられている。

* また平城宮・京以外でも、長岡京左京

四条四坊六町からは計帳あるいは戸籍

の断簡と推定されている漆紙文書、茨

城県鹿の子C遺跡からは縦界・横界線

をもち人名・年令・年令区分・身体的

的

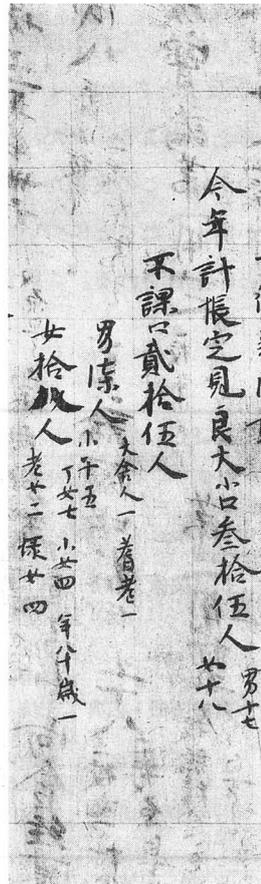


Fig. 93 天平5年山背国愛宕郡計帳(正倉院宝物)

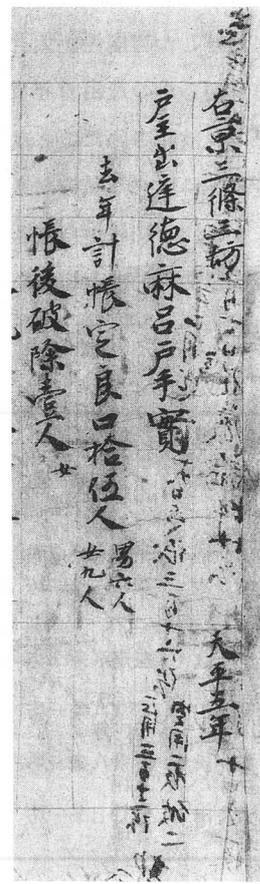


Fig. 94 天平5年右京計帳(正倉院宝物)

1) 奈良国立文化財研究所『平城京左京八条一坊三六坪発掘調査報告書』1985。

2) 京都市埋蔵文化財研究所『長岡京跡 昭和55年度』1981。

特徴を記す計帳様文書が出土している。¹⁾ 戸籍は戸令戸籍条「凡戸籍，恒留=五比一，其遠年者，依レ次除（後略）」により30年間，計帳は令には規定がないが，延喜主計式下，帳除条「凡大帳六年一除（後略）」によれば，6年間の保存が義務づけられていた。その期間が過ぎると廃棄されるが，それらが反故として払下げられ再利用されたことは，正倉院に写経所文書の裏文書として残る多数の戸籍・計帳から知られるところである。したがって今回出土の漆紙文書中にも，戸籍・計帳が含まれている可能性は十分にあるといえる。しかしまた，平城京左京八条一坊六坪の掘立柱建物の柱抜取穴から出土した漆容器の曲物に付着していた漆紙文書は，人名と年令・年令区分という籍帳に似た内容を記しながらも，そこに見えるのは小子・小女のみであり，かつ「一」「一十」のような性格未詳の数字を書きつけているものであり，「戸籍またはそれに近い歴名文書か」と報告書が述べているように，その性格を断定することはできない。²⁾

今回出土のものも女性を表すものが多いこと，一筆ではなくいくつかの文書が混在している可能性が大きいことなどから，すべてを戸籍・計帳と即断することはできないことは言うまでもない。しかし数字に大字を用いているなど，戸籍・計帳様の何らかの公的な文書の反故を含んでいることは間違いないところと考えられる。

(B)については，(2)(2)がそれにあたり，写経所風の整った真書を用いて書かれており，写経生が書写した可能性が大きいと見られる。それが漆紙に用いられた理由としては，書写された仏典が何らかの理由で不要となり反故とされたか，あるいは写経所で習書として書かれたものが，反故にされたことなどが考えられよう。ただ，その写経所が，官のものなのか，あるいは，貴族等に属する私的なものなのかは，この文書から判断することはできない。

次に，十四坪から漆紙文書が出土したことについて考えてみたい。その際，前述のように籍帳様の文書が出土していることが注目される。これまで同種の漆紙文書が出土している遺跡を見てみよう。³⁾

次 数	調査位置	点数	内 容	出土遺構	文 献
32 次	左京三条一坊十六坪	1	計帳	宅地内土坑	木簡学会『木簡研究3』1981 奈文研『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』1985
32次補	平城宮東南隅	2	不明	宮内道路南側溝	奈文研『平城宮木簡四解説』1986
68 次	左京二条二坊	2	田籍関係文書等	東二坊坊間大路西側溝	奈文研『平城宮第59・63・68次発掘調査概報』1970，木簡学会『木簡研究9』1987
93 次	左京八条三坊	5	不明	九・十坪坪境小路南側溝	奈文研『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976
大和郡山市	右京八条一坊十四坪	66	籍帳関係・仏典	土坑	本書
160 次	左京八条一坊六坪	不明	小子小女歴名	宅地内掘立柱建物柱抜取穴	奈文研『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』1985
奈良市128次	左京七条一坊九坪	3	「近江国神前郡」他	宅地内井戸	奈良市教委『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和62年度』1988

Tab. 30 平城宮・京出土漆紙文書一覧

1) 茨城県教育財団『鹿の子C遺跡』1983。

2) 前頁註1)に同じ。

3) 佐藤宗諱・橋本義則「漆紙文書集成」『木簡研究9』1987。

- 「□□年参拾壹歳」等3行分の文字が確認され、籍帳様文書の一部かと見られる漆紙文書を出土した山形県生石2遺跡は奈良・平安時代の板材列で囲まれた2箇所の施設があり、その一方の中には、住居跡、倉庫跡等が整然と配置され、公的な施設と考えられている¹⁾。縦横の界線を持ち、「□猿売年^{〔部カ〕}／□門長年廿歳」など6行にわたり、人名・年令等を真書で記す計帳様文書
- * 断簡を出土した宮城県多賀城跡は、陸奥国府であり、鎮守府の置かれていた所でもある²⁾。縦横の界線を有し、「妹占部子稻主女年式拾捌 正女^{〔部カ〕}後黒子」など人名・年令・年令区分・身体的特徴を示す13行分の計帳様断簡など、多数の籍帳様文書を出土した鹿の子C遺跡は常陸国衙機構中の国衙工房と見られている³⁾。「男志斐連矢麻呂年式拾壹歳 進正丁」等8行分を残す志斐連某戸の計帳あるいは戸籍の断簡は長岡京左京四条四坊六町の土坑から出土している⁴⁾。前述の平城
 - * 京左京三条一坊十六坪の土坑からは、「□嶋^{年九} 浮浪 和□」など4行分の計帳様文書断簡が出土した。同坪は、平城宮東南隅にすぐ南接する地点にあたる。宅地の東北隅を発掘したのみだが、特殊な構造の掘立柱建物と数条の塀等が検出されており、二条大路・東一坊大路に面し、宮に臨む位置に当たることから、何らかの公的施設か高位高官の宅地と考えたほうが良いと見られている⁵⁾。また平城京左京八条一坊六坪からは、「口田□□小□女^{〔部カ〕}年八 一十」など小子・
 - * 小女を列記した10行分の歴名断簡が出土している。これは様式的には、戸籍またはそれに近い歴名文書と思われるが、小子・小女等不課口のみ記載であり、「一十」など数字の異筆書き込みがあるなど、そうでない可能性もある。この漆紙文書が出土したのは高位高官の宅地の一部と考えられている⁶⁾。

- 戸籍・計帳は、中央では、中務省・民部省、地方では国衙に保管されるものである。それが
- * 一定の保存期間を過ぎると、廃棄処分され反故紙となり、漆の蓋紙に再利用されたわけであるが、上に見た籍帳様漆紙文書の出土した遺跡を見れば、国衙関係遺跡（多賀城跡、鹿の子C遺跡）を中心とする官衙遺跡、あるいは貴族の邸宅跡に集中していることが分かる。正倉院に現存する籍帳の大半が、その経路は不詳ではあるが、民部省ないし中務省から、一括されて金光明寺写経所に渡り、そこで紙背を利用されたものであることを考え合わせる時、前者の傾向⁷⁾
 - * は当然のことといえよう。官衙あるいは公的施設との関係を今のところ想定できない遺跡は長岡京左京四条四坊六町と平城京左京八条一坊六坪のみであるが、前者は道路予定地のみを発掘したもので、付近の遺構の全容は明らかでない。また、後者出土の漆紙文書は籍帳様文書というには疑問の残るものである。

- このような籍帳様文書の出土傾向からするならば、漆紙文書を含んでいた土坑 SK2001 を伴う遺構は公的な性格をもつものである可能性が大きいのではなからうか。SK2001 からは多くの漆が付着した土器片や漆容器の栓などが出土しており、奈良時代前半に漆工房が近辺にあったことがうかがえる。この工房が公的なものとの想定は、漆工房に隣接して営まれていた鑄造工房が官営工房の可能性が強いという第V章—5の想定とも符合するものである。

1) 山形県教育委員会・山形県埋蔵文化財緊急調査団『酒田市生石2遺跡第3次調査説明資料』1986。
2) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城 漆紙文書』1979。

3) 前頁註1)に同じ。

4) p. 189 註2)に同じ。

5), 6) p. 189 註1)に同じ。

7) 岸 俊男「籍帳備考」『宮都と木簡』1977。

一方、仏典の漆紙について言うと、漆工房が公的施設であるとする、官の写経所で書写された可能性が大きくなる。その際、それが漆の蓋紙に用いられるに至った経緯には、次のような場合が想定されよう。ひとつは写経所から反故として払い下げられるなどして、別の公的機関が入手し、そこが、漆の蓋紙に転用した場合、もうひとつは十四坪にあった漆工房自身が写経所と関係があり、そこから直接反故紙を支給された場合であるが、現段階ではどちらの可能性が高いかを即断することはできない。漆紙文書の中には、他にも(18)(19)のような公文書と見られるものがあり、それらを含めての漆紙の入手経路の解明が今後の課題となろう。

B 墨書土器

今回出土した墨書・刻書土器の特徴としては、(A)意味不明の1文字のものが大半を占める、(B)それは「𠄎」「×」「𠄎カ」のような記号、ないしは「+」など記号と思われるものが多い、(C)「+」および「𠄎カ」19点、「×」7点、「𠄎カ」6点など同一文字(記号)を記したものが多い、という点を指摘できる。

これらの特徴は平城宮出土の墨書土器とは大いに異なるところである。すなわち平城宮出土のものには、「宮内省」「大膳」「主馬」などの官司・官職名、「六人部」「人足」などの人名、「清奈」「酒」などの物品名、「鸚鵡坏」「浣碗」などの器名、「宮内天長節」「供養」などの用途名等が墨書されている場合が多い。とりわけ官司・官職名は、その器の所属を示すものであり、平城宮に限らず官衙遺構から出土する墨書土器に特有のものといえる¹⁾。

今回出土したものの中で上記のようなものを探すと、器の内容物をしめす「醬」、人名をしめす「常万呂」「□人」、西市と関連するかもしれない「西」などが見つかる程度で、官司・官職名を記したものは全くなく、平城宮出土の墨書土器とはいちじるしい対照をなしている。

むしろ、はじめに指摘したような本遺跡出土の墨書土器の特徴は、集落遺跡出土のそれと共通するものである。すなわち吉岡康暢氏によれば、村落遺跡出土の墨書土器の特色は、施設名・官職名・人名は存在しても僅少で、大多数が単字句からなることであるという。そして墨書土器の組成によって、〔A〕施設名・官職名・人名を含む遺跡と、〔B〕ほとんど単字句のみからなる遺跡に大別され、〔A〕は千葉県山田水呑遺跡を標準とする「土豪村落型」、〔B〕は「一般村落型」と呼びうるという²⁾。

この吉岡氏の分類にしたがうなら、本遺跡は〔B〕に属するものといえそうである。しかしまた、吉岡氏によれば村落遺跡においては、墨書土器は主として竪穴覆土ないし掘立柱建物近辺の包含層から出土し、溝を主体とする官衙遺跡と対照的であるという。この点でいえば、本遺跡では溝と井戸から大半が出土しており、村落遺跡とは異なり官衙遺跡と共通する特徴を示している。

墨書土器と出土遺構との関連を見てみると、「+」は十四坪北半に集中し、とりわけSK2001からは11点も出土している。また「𠄎」は6点中4点が、「𠄎」は4点中3点が十三・十四坪坪境小路の両側溝から出土している。このように、複数点数出土している墨書土器は、特定の

1) 平城宮出土の墨書土器については、奈良国立文化財研究所『平城宮出土墨書土器集成Ⅰ』1983、及び『同Ⅱ』1989参照。
2) 松任市教育委員会・石川考古学研究会「墨書土器」『東大寺領横江庄遺跡』1983。

箇所から集中的に出土するという特徴を有している。

これらのうち、特に注目されるのは「+」である。それは SK2001 から11点と大量にまとまって出土している他、その西にあたる地域の SE2020 から2点、SK2033・2036 から各1点出土している。SK 2001・SE 2020 は奈良時代前半のⅡ期に属する鋳造・漆工房関係の遺構である。とりわけ SK2001 からは漆附着土器・漆塊・漆紙などが大量に出土し、近接した場所に漆工房のあったことが推定されている。「+」はこの他では、十三坪の SE1315 や十三・十四坪坪境小路南側溝などから3点と孤立した出土状況をみせているのに対して、十四坪北区東半への集中度はいちじるしい。したがって、それは、奈良時代前半の鋳造・漆工房関係施設に固有の墨書銘ということになる。

* そしてこの地域では他にあまり墨書土器が見つかっていないことからすると、「+」はそれを墨書した土器を管理・所有する個人を識別するものではなく、所属施設を識別するためのもの、すなわち施設名に代わるものといえるのではなかろうか。その場合、漆に関する遺物が大量に出土した SK 2001 から多数の「+」墨書土器が集中的に見つまっていることからすれば、それは漆工房への所属を示す墨書銘と考えられよう。なお、このことから「+」は先に記したように数字ではなく、記号と考えるべきものといえよう。平城宮においても、その東南隅における第32次調査で、宮の東面外堀にあたる東一坊大路西側溝や南面外堀である二条大路北側溝から、記号としての「+」墨書土器が出土しているなど、出土例が知られている。

以上の推定に大過なければ、「+」は何らかの施設を識別する記号を土器に墨書した事例となる。一見したところ、集落遺跡出土の墨書土器と共通する様相を呈しているが、実際は官衙遺構出土のそれと同様の性格をもつものも含まれているというべきであろう。

ただし、施設名を直接示す文字を記さずに、記号を用いている点は、平城宮をはじめとする官衙遺構出土の墨書土器の一般的なあり方とは異なる特色である。すなわち、平城宮出土墨書土器では、たとえば「宮内」(宮内省)「大膳」(大膳職)「主馬」(主馬寮)「式」(式部省)のように省略される場合があるとはいえ、官司名を直接表示するのが一般的である。

* ところが、今回出土した墨書土器は、それと明らかに異なる特色を有しており、それはここに所在した施設の性格を考えるうえで重要な示唆を与えるものである。すなわち、「+」墨書土器が使用・保管されていた漆工房は、それが官営のものであったとしても、律令官制の中枢部に近いものではなく、出先の機関という色彩が濃いことを推測させるものといえよう。

8 小規模宅地の出現

右京八条一坊十三・十四坪内の区画割の変遷は第V章—2で述べた通りである。奈良時代前半と後半とで、ここは、鑄造あるいは漆関係施設から一般的宅地へという変化を見せ、それともなって区画割の移り変わりも見られる。

奈良時代後半の宅地への変化にあたっては、小規模な宅地が生み出されている。それは、十三坪では、坪内南北道路 SF1320 の西側の北半部では、東西1/4町、南北1/4町の1/16町規模の2区画があり、南半部では東西1/4町、南北1/8町の1/32町規模の4区画があったと推定される。また十四坪では坪内南北道路 SF1970 の西側では東西1/4町、南北1/4町の1/16町規模の1区画が確認でき、東側では、南端から南北1/8町の4区画がある。これら区画の東端が坪境までのびるなら1/16町規模の区画になる。しかし、1区画に井戸が1基掘られたすると、東西1/4町の1/32町規模の4区画になる可能性が高いとみられる。このように、十三・十四坪では奈良時代後半に1/16町規模の区画が確認でき、1/32町規模の存在が推測されるのである。

従来、平城京内の小規模な宅地区画については、正倉院に残る月借錢解がその史料として用いられてきた。月借錢解とは文字通り月決めの借金申請書である。正倉院の月借錢解はいずれも、造東大寺司の写経所で写経にあたった下級官人である写経生達が、写経所あてに提出したものである。その場合、質物にはやがて支払われるべき布施の調布をあてるが多かったが、家や板屋・口分田さらには妻子までを質物にした場合もあった。質物の家の中には京内に存在した例が7件7人分あり、京内宅地の状況をうかがわせるものとなっている (Tab. 31参照)。

年月日	経師名	「家」の所在	面積
宝龜 3. 2.25	丈部浜足	右京三条三坊	十六分之半 (1/32町)
” 3.11.27	”	”	十六分之半 (1/32町)
” 3.12.28	田部国守	左京九条三坊	十六分之四一 (1/64町)
” 3.12.28	占部忍男	”	十六分之四一 (1/64町)
” 3.12.29	他田舎人建足 桑内連真公	左京八条四坊	十六分之一四分之一 (1/64町)
” 4. 4. 5	山部針間万呂	”	卅二分之一 (1/32町)
” 5. 2.10	大宅首童子	左京八条三坊	十六分一 (1/16町)

Tab. 31 月借錢解にみえる小規模宅地

この表からうかがえることは、宅地の区画については、(1)1/16町を宅地の広さを表す場合の基準としている例が7例中6例と大半を占めること、しかしながら(2)十六分之半 (1/32)、卅二分之一、十六分之四一・十六分之一四分之一 (1/64) というような、1/16町をさらに細分した宅地割が実際には多いこと、(3)それに対応するように、十六分之半のように1/16町を基準とした表記ではなく、卅二分之一のように1/16町をもとにしない表記をした例が1例ではあるが存在することなどが指摘できよう。さらに(4)宅地の所有者たる解提出者は七位以下の下級位階者であること、(5)7人中6人が左京八・九条という京南辺の、それも三・四坊という周辺部に宅地を有していること、(6)表には記載しなかったが、宅地中には板屋が1～5棟あり、1/64・1/32町に2～3棟あるのが平均であることなどを付け加えることができよう。

以上に用いた月借錢解は、宝亀3～5年(772～774)のもので、奈良時代後半における宅地の状況をうかがわせるものである。すなわち、奈良時代後半の下級官人の宅地は、1/32町ないしは1/64町という小規模なものも多く、その中に2棟前後の板屋を設けて居住していたということである。そして、(1)で述べたように、大半の場合1/16町を面積表示の単位としていること* は、1町を16等分する宅地区画の方式があったことを示唆するものである。しかるに実際には(2)で指摘した通り、1/16町をさらに細分化した宅地が多いということは、既に1/16町区画はその歴史的役割を終えつつあったこと、したがって1/16町区画は、より古い時期に設定されたものであったということを物語るものといえよう。

ところで平城京の宅地班給基準については文献史料はなく、その存否すら確認できない。しかし* 持続5年(691)12月には藤原京¹⁾、天平6年(734)9月には難波京の宅地班給基準が出されていること²⁾からすると(Tab. 32)、当然平城京にもそれがあったと考えられよう。

藤原京(持続5年12月)		難波京(天平6年9月)	
右大臣(二～三位)	4町	三位以上	1町以下
直広式(従四位下)以上	2町	五位以上	1/2町以下
大参(正五位上)以下	1町	六位以下	1/4町以下
勤(六位)以下	上戸 1町		
〃	中戸 1/2町		
〃	下戸 1/4町		

Tab. 32 藤原京・難波京の宅地班給基準

藤原京の宅地班給基準は右大臣(正広参丹比嶋真人)は4町、直広式(従四位下相当)以上2町、(直)大参(正五位上)以下1町、勤(六位)以下無位までは戸口数に応じて上戸は1町、中戸は1/2町、下戸は1/4町と段階づけられている。ここでは最小の宅地割でも1/4町と大きなもので* である。一方難波京では、三位以上は1町以下、五位以上は1/2町以下、六位以下は1/4町以下となっており、別表のように藤原京と比べると同等の位階でもより小さな宅地となっている。時期的に両者の中間にくる平城京の宅地班給基準は、恐らく藤原京と同じか、より小さいものであったと推測できよう。これまでの平城京跡の発掘調査で判明した宅地割を見ると、4町・2町・1町・1/2町・1/4町・1/8町・1/16町・1/32町³⁾があり、平城宮に近い程大きく、離* れるにしたがって小規模化していく傾向がある。そして1町以上の宅地割が五条以北に分布する一方、文献史料からは五位以上の人物の本貫が五条以北に集中することなどから、直大参(正五位上相当)以下は1町という藤原京の宅地基準を参考にして、平城京の宅地班給基準を* 考えてよいことが指摘⁴⁾されている。平城京遷都時に従三位であった長屋王の邸宅が4町を占めるものであることも、藤原京の宅地班給基準に適合的といえよう。月借錢解でも小規模宅地* が、宮から離れた所に分布すること、解提出者が七位以下といった下級位階の持ち主であることは、上記の傾向に合致するものである。すなわち、五位以上の貴族は平城宮に近い五条以北に居住し、その宅地は1町以上を占める。位階が低くなるに従って居住地は宮から遠くなり、

1) 『日本書紀』持続5年12月乙巳条。

2) 『続日本紀』天平6年9月辛未条。

3) 1987年までの調査については奈良国立文化財研究所『平城京左京四条二坊一坪』1987, p. 44。その後の成果では、左京三条二坊一・二・七・八坪で長屋王邸宅跡の4町占地が確認され(『昭和61

年度平城概報』1987及び『昭和62年度平城概報』1988)、また、左京二条四坊一・二・七・八坪でも4町占地の可能性が指摘されている(奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和63年度』1989)。

4) 田中 琢『平城京』1984, pp. 131～133。

宅地も小規模化していくというのが、平城京における宅地の一般的傾向といえよう。

ところで、藤原京の班給基準によれば、最小の区画は1/4町であるが、平城京の場合、奈良時代初頭において、既に1/8町という小規模宅地が存在することが判明しており（左京八条三坊九坪）、さらには1/16町が奈良時代前半に遡る可能性もある（左京九条三坊十坪）。そして中頃に1/16町宅地が存在したことは確実である（左京九条三坊十坪）。*

したがって、藤原京の宅地班給基準を参考にできるとはいえ、平城京ではより細かい宅地割が既にかなり早い段階から行なわれていたと言える。今回の発掘調査では、奈良時代前半は一般宅地ではなく、後半に宅地化するという特殊性があるが、宅地化すると同時に1/16町、1/32町区画という小規模宅地が出現していることは、上記の知見とも一致するものといえよう。とりわけⅢ期に既に1/32町区画があることは、時期が下るにしたがって宅地が小規模化していく傾向からすれば、それ以前に1/16町宅地が京内で成立していたことを前提とするものである。したがって、1/16町を単位とする宅地区画は既に奈良時代前半には行なわれていたとすべきであり、先述したように、それは奈良時代後半の宝亀年間には歴史的役割を終えつつあったのである。*

平安京においては、宅地区画として

1坪を東西は4分、南北は8分して、1/32町区画（＝1戸主）を作る四行八門制が行なわれていたことは、『拾芥抄』や『口遊』などによって知られているところである（Fig. 95）。平城京においても、上述の文献史料にみえる1/16町区画の存在や、これまでの発掘事例によると、それが東西1/2町、南北1/8町の長方形を呈していることから、1坪を東西2分、南北8分して、1/16町区画を作る二行八門制¹⁾が行なわれていたとも見られている。これによ

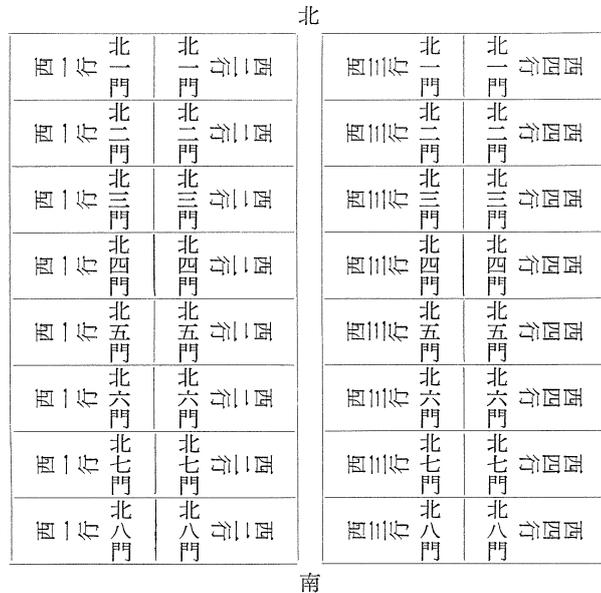


Fig. 95 四行八門図（『拾芥抄』による）

れば、平安時代になると各行がさらに東西に二分されて、四行八門制が成立したことになる。

ところが今次検出された1/16町区画は十三・十四坪とも、東西1/4町、南北1/4町という正方形を呈している。これは、これまでに検出されている1/16町区画とは形態を異にするものであり、いわゆる二行八門制にのった区画割ではない。なぜなら二行八門制のもとで1/4町四方の区画をつくろうとすれば、東西1/2町ある区画を東西に2分したうえで、南北2区画を連ねるといふ不自然な作業をしなければならぬからである。この点はどう考えるべきであろうか。*

これまで発掘で検出した1/16町区画は、今回以前に2箇所ある。それは左京八条三坊九坪と*

1) 松崎宗雄「平城京宅地割の一例」『建築史』2-6, 1940, 大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』1966, 奈良国立文化財研究所『平城京左京八条三坊発掘調査概報—東市周辺東北地域の調査』1976, 同『平城京左京九条三坊十坪発掘調査報告』1986。

左京九条三坊十坪で、ともに東市の近辺にあたる。両坪ともその中央部を東堀河が南北に貫通し、坪は、当初から東西に2分されているという共通の条件下にある。したがって、いずれも坪内の区画割には、大きな制約があったのであり、この2例からすぐに二行八門制の存在をひき出すことは、やや性急といわざるをえない。

- * 逆に、左京八条三坊九坪の南隣の十坪では、東西1/4町、南北1/2町の1/8町規模の区画割が想定されているが、¹⁾これも、今回検出の1/16町区画と同様、二行八門制では、理解しがたい。これは東西を1/4町ずつに区切る区画割の存在をうかがわせるものである。

したがって、1/16町区画が奈良時代において施行されていたことは、文献史料から見てもほぼ確実であるが、それが、一律に東西1/2町、南北1/8町の区画割を作る二行八門制をとったの

- * か否か、今回検出したような東西1/4町、南北1/4町という区画割も併存したのかどうかは、今後の発掘調査事例の増加を待って結論を出すべきであろう。また1/16町区画が奈良時代前半に施行されていたとしても、それが奈良時代初頭にまで遡るものなのか、また前半でも一般的に成立していたのかどうかなども今後に残る課題といえよう。

一方、1/32町区画については、それが存在するとすれば、東西1/4町、南北1/8町になる。こ

- * れまで月借錢解でのみ知られていた1/32町区画が遺構で初めて確認されたのは、1985年に行なわれた左京九条三坊十坪の調査においてであり、²⁾今回検出の区画が1/32町とすれば2例目となる。先の例も東西長1/4町、南北長1/8町であり、それはそれ以前の東西長1/2町、南北1/8町の1/16町区画を東西に2分したものであった。そしてそこでは、先述のように二行八門制施行の可能性が指摘されている。またその場合も今回も1/32町区画（ないし、その可能性）は奈良時代後半に出現したものであり、文献史料の語るところとも符合する。したがってそれは、東西1/4町、南北1/8町の1/32町規模の区画を作る平安京の四行八門制の端緒的なものといえよう。

そして、そうであるなら、1/4町四方の1/16町区画は、四行八門制の2区画分(=2戸主)という可能性も出てくるのである。すなわち、奈良時代後半において、東西1/4町、南北1/8町という区画割が行なわれており、それを南北に2つ連ねて、今回検出したような1/4町四方の区画が作られた可能性を指摘できよう。しかし仮にこの想定に大過ないとしても、その区画割が一般的に成立していたのか、一部で行なわれただけのものなのかなどに結論を与えることは現段階ではできない。今後の発掘調査の進展に期待がもたれるところである。

1) 奈良国立文化財研究所『平城京左京八条三坊発掘調査概報—東市周辺東北地域の調査』1976。

2) 奈良国立文化財研究所『平城京左京九条三坊十坪発掘調査報告』1986。

9 土器埋納遺構の性格

平城京からは既に、22例に及ぶ土器埋納遺構が発見されている (Tab. 33)。これらは意図的に土器を埋納した遺構であり、祭祀に伴う埋納行為の結果である。しかし土器の内容物が具体的に判明した例は半数に満たず、いかなる祭祀にともなうものか不明なものも多い。本調査区からも10基の土器埋納遺構を検出したが、内容物の判明したもの3基に対し、不明なものが7基を占める。後者の性格の究明は今後の課題として、内容物が判明した3基のうち、その構成や埋納位置から胎衣の埋納や地鎮め供養に伴う遺構と判断できる SX 1535 と SX 1400 に関して、若干の考察を行なう。

胎衣埋納の遺構 SX1535 は、5枚の和同開珎と墨挺1丁を中に納めた有蓋の須恵器杯を、小穴に安置するように整然と埋納した遺構である。墨挺の出土は平城宮・京を通じ2例目で、初例も右京五条四坊三坪の土器埋納遺構 SX030 からの出土であり、本例との共通性が窺える。SX030 では、薬壺形有蓋須恵器の中に、4枚の和同銭と完形の墨挺・筆管をおさめたもので、微小な骨片と織物(絹)も壺の中から検出されている。SX030 の性格に関しては、当初蔵骨器と考えられた¹⁾が、その後、町田 章の指摘により、水野正好氏が胎衣壺であることを論証した²⁾。

水野氏は『大記』『玉藥』『御産所日記』といった中世の日記類の中に、胎衣の処置に際して銭・墨・筆をそえて瓶子に納める風習がみえ、これが SX030 の内容と一致する事実を指摘し、中世の胎衣埋納の慣行が奈良時代に遡ることを明らかにした。

今回検出した SX1535 は、土器が瓶類ではなく杯である点、筆を欠く点が胎衣壺としての要件を欠く。しかし杯は口径 20cm、器高 7.1cm の大型の杯 BI であり、胎衣および SX 030 出土品と同程度の筆ならば充分納めうる法量の土器である³⁾。銭貨や墨挺の保存状況などから判断すると、有機質の筆は胎衣などととも腐朽してしまったとみるべきであろう。特に、銭文を上にして納められていた5枚の和同銭は、『玉藥』の「次入銭五文於白瓷瓶子以文為上用欵」という記事と見事に合致し、中世の胎衣埋納法が細部にいたるまで奈良時代の埋納法の軌範を継承した可能性を示している。

したがって『玉藥』や『後産所日記』をもとに SX1535 の胎衣の埋納状況を推測すると、杯底に銭文を上にして5枚の和同開珎銭を置き、その上に絹で包んだ胎衣を据える、次に胎衣の上に筆1管と墨1丁をそえ、蓋をして小穴に埋納する、といった埋納法を復原することができよう。SX1535 の杯Bは、右京五条四坊三坪の SX030 の薬壺形須恵器とほぼ同時期の8世紀中葉に位置付けられ、この時期にはすでに胎衣埋納の慣行が祭儀として一定の体裁を整え、平城京内に広く受容されていたことを物語る。

本遺跡における8世紀中葉の遺構は、遺構の時期区分のⅢ期に相当し、SX1535 は、十四坪

1) 奈良国立文化財研究所『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』1977。

2) 水野正好「想蒼籬記(1)』『奈良大学紀要』13, 1984。

3) 胎盤の大きさ、及び収納可能な土器の法量に関しては、木下 忠『埋甕—古代の出産習俗』1981

に詳しい。また、東京都八王子市の旧志村家敷の奥座敷床下から発見された胎衣埋納土器は、口径 19.5 cm、底径 6.9 cm、高さ 6.9 cm の浅鉢で、法量的に本例に近似する。土井義夫・紀野自由「いわゆるエナ処理用カワラケ」『貝塚』18, 1978参照。

東半南端部の1/32町宅地に伴う遺構と考えられる。この宅地の遺構には、主屋とみられる桁行4間、梁間3間の東庇付南北棟 SB1534 が宅地の西奥部に建ち、宅地の南東隅に井戸 SE1530 が掘られている。土器埋納遺構 SX1535 は主屋 SB1534 の身舎東側柱の南第2柱穴に接した位置にあり、第2柱穴の東端部を切って埋納されている。胞衣の埋納は、民俗例によると、吉方* を選んだり、建物の出入口に埋める場合が多い¹⁾。SB1534 の出入口については推測の域を出ないが、建物が北に偏して建てられており、東西塀 SA1551 と SA1527 で区画された宅地の南北中軸線が建物の南端間のほぼ中央にあたる点や、井戸への往來の便を考慮すると、建物の東面南端間に出入口を想定するのが合理的な解釈といえる。SX1535 は民俗例にみるように、建物 SB1534 の出入口にあたる底部の空間に埋納されたものと推察する。本例は右京五条四坊三坪* の SX030 に次ぐ胞衣埋納遺構であり、奈良時代の胞衣埋納の慣行が貴族や一部の官人層のみならず、1/32町宅地に居住する住民層まで広く普及していたことを示す貴重な資料といえよう。

地鎮めの遺構 一方 SX1400 は、上記の胞衣の埋納遺構とはいちじるしく対照的な様相を示す。埋納土器は直径10cmほどの土師器小皿4枚で、これを小穴内に雑然と埋納し、土器の内外に多数の和同開珎、金箔、ガラス小玉、鉄片などをそえている。平城京内の土器埋納遺構のうち本例に近似するものに、左京二条六坊十二坪で検出した埋納遺構 SX3150 がある。SX3150 は一辺1mを越す大型の長方形土坑の埋土中から、34枚にのぼる土師器皿と、金箔、布に包んだ銭貨(萬年通寶・神功開寶)8枚以上を出土した遺構である。皿は土坑の底面から大きく浮き、表裏雑然と密集した状態にあり、土坑を埋める途上でこれらの品々を埋納したことがわかる。

* SX3150 は複数の皿、金箔、銭貨を埋納する点や、その埋納法の類似性から今回の SX1400 と同じ祭儀にもとづく埋納遺構と考えられる。

金箔やガラス玉は、七宝(金・銀・真珠・珊瑚・琥珀・水晶・瑠璃)のうちの金と瑠璃に相当するもので、奈良県興福寺中金堂や元興寺塔の基壇、坂田寺金堂(講堂)須弥壇などから発見された埋納物中にも認められる。このような七宝の埋納は、広義の地鎮め供養に伴う鎮め物の埋納とみられ、造営に際し、土地神に種々の宝物を献じ、地を乞う裁許を得るとともに、未来永劫の平安を願う祭祀とみることができよう。後世、密教によって整備された地鎮・鎮壇法には、五宝、五葉、五穀、五香の埋納がみられる。

奈良時代の地鎮め供養の実例をみると、埋納法や埋納品の内容は実に多様であり、後世の事例のような画一性を認めることができない³⁾。供養の対象や内容に関しても多岐にわたると想定されるが、埋納位置や埋納法、埋納品の構成などをもとに、後世の密教の地鎮め供養の修法(地鎮・鎮壇・結界・土公供・鎮宅・安鎮などの作法)から、具体的な供養を類推せざるをえないのが実情である。そうした中で、1983年に奈良県法隆寺の旧南門下から発見された土器埋納遺構は、土師器碗の中に2枚以上の和同開珎と金箔を納めており、本例に最も類似した内容を持ち、西院伽藍の完成時に行なわれた後鎮祭に伴う埋納遺構と考えられている⁴⁾。

1) 木下 忠「戸口に胎盤を埋める呪術」『考古学ジャーナル』42, 1969。

2) 奈良女子大学埋蔵文化財発掘調査会『奈良女子大学構内遺跡発掘調査概報Ⅲ』1986。

3) 森 郁夫「古代の地鎮・鎮壇」『古代研究』28・29, 1984。

4) 法隆寺『法隆寺防災施設工事・発掘調査報告書』1985。

以上のように、銭貨とともに金箔・瑠璃を納めた SX1400 は、地鎮め供養に伴う埋納遺構とみてよい。埋納された土師器皿 C には、一応 8 世紀前半代の年代を与えうる。SX1400 の供養の対象に関しては、I～II 期の遺構の中に SX1400 と関係する特定の建物をみいだせないところから、I・II 期の敷地全体に対する地鎮め供養とも考えられる。しかし、区画割の中に占める SX1400 の位置については、現段階ではなお不明な点が多い。さらに SX1400 で付言すべき *

番号	調査回数	調査年	条 坊 位 置	遺構	容 器	内 容 物	備 考
1	100	1976	右京五条四坊三坪	土坑	須恵器壺 A, 同蓋	和同開珎 5・筆・墨・骨・絹	SX030
2	168南	1985	右京八条一坊十三坪	土坑	土師器甕, 皿 C	なし	SX1310
3	"	"	"	"	土師器皿 C 4	和同開珎 32 以上・金箔・ガラス玉 6 以上・鉄片	SX1400
4	"	"	"	"	土師器皿 C 5	なし	SX1401
5	168北	1985	右京八条一坊十四坪	土坑	須恵器杯 B, 同蓋	和同開珎 5・墨	SX1535
6	"	"	"	"	土師器皿 C	なし	SX1572
7	"	"	"	"	土師器甕	金 箔	SX1578
8	"	"	"	"	土師器甕, 皿 C 9	なし	SX1579
9	"	"	"	"	土師器皿 C 5	なし	SX1589
10	"	"	"	"	土師器甕, 皿 C 3	なし	SX1592 埋納坑不明
11	"	"	"	"	土師器皿 C 21	なし	SX1593 埋納坑不明
12	158	1984	左京二条六坊十二坪	土坑	土師器皿 A 34	萬年通寶 5 以上・金箔 神功開寶 2 以上	SX3150
13	151-32	1984	左京三条二坊三坪	土坑	須恵器壺 H	和同開珎 2	SX2982
14	奈良市 99	1985	左京四条四坊十一坪	土坑	須恵器杯 B, 同蓋	和同開珎 2	SX14
15	奈良市 65	1984	左京五条一坊八坪	土坑	須恵器壺 A, 同蓋	なし	SX48
16	奈良市 1	1979	左京五条二坊十四坪	柱穴	土師器甕 A, 同杯蓋	和同開珎 3	SB18掘形
17	奈良市 148	1988	左京五条二坊十四坪	土坑	須恵器壺 A, 同蓋	和同開珎 5	
18	奈良市 9	1980	左京五条五坊七坪	柱穴	須恵器壺 H	なし	SA05掘形 底部穿孔
19	檀考研	1987	左京六条二坊十四坪	土坑	土師器甕, 同皿 C 奈良三彩小壺	金箔・ガラス玉	
20	160	1984	左京八条一坊三坪	土坑	土師器甕 A, 須恵器蓋	なし	SX3388
21	"	1984	"	"	須恵器杯 F, 同蓋	なし	SX3434
22	"	1984	"	"	須恵器杯 F, 同蓋	神功開寶	SX3466

(文献)

1. 奈文研『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』1977
2～11. 本書
 12. 奈良女子大埋蔵文化財発掘調査会『奈良女子大学構内遺跡発掘調査概報Ⅲ』1985
 13. 奈文研『平城京左京三条二坊三坪発掘調査報告』1984
 14. 奈良市『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和60年度』1987
 15. 奈良市『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和59年度』1985
 16. 奈良市『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和54年度』1980
 17. 奈良市『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和63年度』1989
 18. 奈良市『平城京左京(外京)五条五坊七・十坪発掘調査概要報告』1982
奈良市『奈良市埋蔵文化財調査センター紀要』1985
 19. 檀考研『大和を掘る—1987年度発掘調査速報展Ⅷ』1988
 - 20～22. 奈文研『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』1985
- ※ 本表の作成にあたっては奈良県立檀原考古学研究所松永博明氏、奈良市教育委員会三好美穂氏の御教示を得た。両氏に感謝する。

Tab. 33 平城京の土器埋納遺構一覧

点は、SX1400 の南 2.2m で検出した土器埋納遺構 SX1401 との関係である。SX1401 は SX1400 と同時に用意されたとみられる土師器皿 C を 5 枚埋納しており、一連の地鎮供養に伴う遺構と考えられる。土器の中および埋土中には何も遺存しなかったが、SX1400 の五宝もしくは七宝の埋納に対し、有機質の五穀が埋納された可能性がある。

- 五穀の埋納は、奈良時代の地鎮め供養の典拠とされる『仏説陀羅尼集経』に五宝・七宝と並¹⁾んで記されており、天平宝字 6 年 (762) の法華寺阿弥陀浄土院の造営記録にも「時々²⁾の鎮祭の五穀の直」とみえ、地鎮め供養には不可欠の要素であった。したがって、SX1401 には、『仏説陀羅尼集経』にいう大麦、小麦、稲穀、小豆、胡麻などの五穀が盛られた 5 枚の皿を埋納したと考えるのも、十分蓋然性がある。地鎮め供養に伴い複数の埋納が行なわれる点で想起されるのは、和歌山県高野山金剛峯寺宝性院跡で発見された近世の地鎮め遺構である。この遺構³⁾は、中央と東、西、南、北の 5 箇所⁴⁾に折敷にのせた 5 枚の皿を埋納しており、屋敷地取作法にもとづく遺構と考えられている。屋敷地取作法は、密教の土公供作法から派生した修法とみられ、『延喜式』にみえる土公祭に系譜をたどることができるとされている。奈良時代の地鎮め供養には仏教、陰陽道、神祇がそれぞれかかわっており、供養の実体は複雑な様相を呈していたと考えられるが、今回発見の SX1400 は、従来実体の不明であった陰陽道の主催する土公祭⁴⁾の一端を示す資料といえるかもしれない。

いずれにせよ、SX1400 は今まで平城京では知られていなかった内容をもつ地鎮め遺構であり、供養の行なわれた十三坪西半部の区画及び居住者の性格の評価ともかかわる複雑な問題を内包する遺構といえよう。

1) 唐の阿地瞿多によって漢訳。我国への将来時期は不明であるが、正倉院文書の天平 9 年 (737) 「写畢経勘定帳」(『大日本古文書』24) に写経の記録が残る。ここでは、『大正新脩大藏経』18, 1928 による。

2) 「造金堂所解案」『大日本古文書』25。

3) 元興寺文化財研究所『高野山発掘調査報告書』1982, pp. 24~32・146~159。

4) 木下密運・兼康保明「地鎮めの祭一特に東密の土公供作法について」『柴田実先生古稀記念 日本文化史論叢』1976。

10 結 語

以上に報告した平城京右京八条一坊十三・十四坪の発掘調査について、遺構・遺物の概要と遺跡の性格にふれ結語としたい。

奈良時代前半（Ⅰ・Ⅱ期）の遺構

奈良時代前半の遺構は、大きく十四坪の鑄造・漆工の工房とその関連施設、及び十三坪の官衙風建物の2つに分けられる。

鑄造・漆工の工房

鑄造関係の遺構としては、まず十四坪北区北半に、井戸・建物からなり、塀で区画した遺構が南北に2群ある。

鑄造炉については、井戸周辺に密集する埴埦・羽口等の鑄造関係の廃棄物を埋めた土坑群によって破壊されており、原形をとどめるものはない。しかし、炉壁の断片の存在や、壁面に強い火熱をうけて硬化した部分を残す土坑があって、炉は地上に設けられたもののほか、半地下式の構造も存在したことがうかがえる。多量の炭化物・焼土等の存在と合わせて、この場所が鑄造作業を行なった所と考えてよい。

次に、漆工関係の作業空間は、上記の鑄造作業空間の東、すなわち多量の漆工関係遺物を出した土坑（SK2001）を西限としてその東に展開することが推測できよう。

十四坪北区南半には、3部屋に間仕切りし、庇をもつ東西棟建物がある。この建物の周囲、及び十四坪南半にかけて、総柱構造を含む多数の建物が配置されており、倉庫その他の機能を果していたと思われる。鑄造作業に関連した付属施設であろう。

官衙風の建物

以上の十四坪の鑄造・漆工関係遺構に対して、南の十三坪の遺構は、主殿と前殿（Ⅰ期）、あるいは間仕切建物（Ⅱ期）を中心に、周囲に広場・井戸・倉庫等を配した、1町または1/2町を占める、通常の宅地とは異なった官衙風の配置をもつ建物群である。敷地あるいは、建物の建設に伴って地鎮具を埋納した遺構もある。注目されるのは、この建物群が北を正面としていることで、あいだに坪境小路をはさむとはいえ、北の十四坪との密接なかわりを想定させる。

奈良時代後半（Ⅲ・Ⅳ期）の遺構

奈良時代後半の遺構は、十三坪・十四坪ともに宅地を主体とする。

まず、十三坪では、坪を東西に2分する位置に南北道路が設けられ、その両側に塀がつくられる。この道路から西は、北半に1/16町宅地が2区画、南半に1/32町宅地が4区画みとめられる。これらの宅地は、塀で区画した中に、2～3棟の建物を配置し、井戸1基をそなえている。

十四坪では、坪の南辺及び坪を東西に2分していた築地は撤廃され、奈良時代後半には、南辺が掘立柱塀に、坪の東西2分位置は南北道路に変わる。この時期、十四坪には、南北道路の東に1/32町宅地が4区画、西に1/16町宅地が2区画みとめられる。1/16町宅地は、十三坪と

同様に、正方形を呈し、そのうち一つの宅地には、同一の敷地内に主屋級の建物が2棟あることも興味深い。十四坪の宅地には、胞衣、すなわち出産後の胎盤を納めた「胞衣壺」と思われる遺構を伴う。

出土遺物

- * 本遺跡を最も特徴づける遺物は、多量の鑄造および漆工関係の遺物であろう。まず、鑄造関係遺物には、鑄造から加工、整形までの各工程を示す遺物がある。とりわけ、多量の埴埴は、土師器転用埴埴を主体とする小型の特殊なものである。また、出土例の少ない湾曲羽口の存在が目をひく。さらに鍔帯金具の未製品等があり、本工房での製品が小型品を主体とするものであったことを裏づけている。
- * 漆工関係では、土坑に廃棄された漆容器、漆紙文書を含む大量の一括遺物がある。漆容器の須恵器壺類が、すべて打ち割られているのは、漆液を掻き出すためである。これらの壺類は、畿内以外の製品を含み、複数の漆の産地から平城京への運搬に用いられた容器である。さらに、このような漆容器の栓に用いた植物繊維をたばねたもの、あるいは漆容器の蓋紙に用いた漆紙などもあり、漆工に関する工房の存在を明示している。漆紙の中には、仏典や戸籍・計帳様の反故紙が含まれており、工房の性格を示唆する。

この他、「秦」の字を記す木簡、漆沙冠、富本銭、海獣葡萄鏡、三彩瓦、羊形硯、統一新羅陶器、墨書土器など本遺跡の性格に関連して注目すべき遺物がある。

遺跡の性格

- まず奈良時代前半の鑄造・漆工の工房の性格を問題にしよう。今回報告した鑄造・漆工の
- * 工房は平城京造営の初期に、築地による大区画の中をさらに掘立柱塀あるいは溝で細分した小区画内に一定のパターンをもった作業空間として設けられている。また、製作品の一端が、律令官人の位階を表示する鍔帯金具であることは注意される。鍔帯の製作には、鑄造のみならず、漆工、皮革工などの複数の種類の分業が前提となっているとみられるが、事実、十一坪を含むこの一帯には、過去の調査成果を総合すると、金属、ガラス、漆、皮革といった複数部門
 - * の工房が展開しており、多岐にわたる生産を行っていたことが明らかである。そしてまた、これらが、大蔵省典鑄司・漆部司といった官司の職掌と重なっている点は、看過できない。西市に近接した地域を占めていることと合わせて、本遺跡の工房の性格を示唆するものである。

- 以上のような状況は、この地域が、当初から官によって計画的に設定された工房地区であったことを示すにふさわしい。漆紙文書や墨書土器の示すところもこれを支持する。奈良時代
- * 前半、十三坪にひろがる官衙風配置の建物群は、このような工房の管理的施設と考えることができよう。

- 次に、奈良時代後半の宅地には、1/32町と1/16町の2種の宅地割がみられる。まず1/32町宅地は、ごく最近まで文献史料においてのみ知られていたものであって、今回の調査例は後の平安京に一般化する「四行八門制」による宅地割が、すでに奈良時代後半に成立していたことを
- * 再確認するものである。また、本遺跡で特徴的な正方形の1/16町宅地は、四行八門制による2区画分、すなわち2戸主の宅地である可能性も高い。小規模宅地の地割方式及び居住のありか

たに関して興味ある事例をつけ加えたと言えよう。

最後に付言しておきたいのは、調査区南端の奈良時代後半に属する1/32町宅地の井戸から、鉄鉗、鉄杓子などの鑄造工具、銅製品の未製品や大型の砥石が、大量の炭化物を伴って出土していることであって、十三坪における鑄造工房の存在を物語っている。鑄造作業が宅地内で行なわれた公算も高く、先の奈良時代前半の官営工房とは様相を異にする。その性格について * は、小規模宅地における住民構成にもかかわる重要な問題であり、慎重な検討を要するが、ここでは私的な経営にかかる工房がその近辺に存在した可能性を指摘するにとどめ、今後の周辺の調査の進展に期したい。